

令和三年六月定例会

令和 3 年第 2 回

菊陽町議会 6 月定例会会議録

令和 3 年 6 月 8 日～ 6 月 15 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

令和３年第２回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
6 / 8	火	開会・常任委員会委員の選任・議会運営委員会委員の選任・行政報告・提案理由説明 議案審議（承認第２号～承認第６号）質疑・討論・表決 （報告第２号～報告第５号）質疑
6 / 9	水	一般質問（５人）
6 / 10	木	一般質問（４人）
6 / 11	金	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
6 / 12	土	休会
6 / 13	日	休会
6 / 14	月	休会（議案調査）
6 / 15	火	議案審議（議案第27号～議案第31号、同意第10号、諮問第１号、諮問第２号）質疑・討論・表決・発議・閉会

令和3年第2回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1	福島 知雄 (P38～)	1. 菊陽南小学校区地域に「新球場誘致」政策について	(1)保田窪菊陽線沿いに「新球場建設」するための誘致活動を開始したらどうか。 (2)南部の地域政策にリンクすると思うがどのように考えるか。
		2. スケートボード普及について	通称スケボーは、東京五輪から正式種目に採用され、競技人口は増加傾向にあり、国内の愛好家は約40万人ともいわれている。菊陽町はスケートボードのメッカを目指したらどうか。
		3. 「重すぎる」児童生徒の登下校時の荷物について	教科書の大型化に伴い「ランドセルやかばんが重い」といった声がある。発育時の児童生徒にとっては負担が大きく身体の発育に影響する。 通学荷物軽減の考えはあるか。
2	廣瀬 英二 (P47～)	1. 移動販売委託事業について	(1)井口地区の移動販売日実績と今後の計画はどのようなになっているのか。 (2)その他のお買い物難民地区への移動販売は考えているのか。
		2. ゴミ問題について	(1)菊陽町で不燃物ごみの黄色袋は記名が義務づけられているが、その根拠は何か。 (2)菊陽町の違反ごみの現状把握と対策を町はどのように考えているのか。 (3)菊陽町のごみ減量対策を町はどのように考えているのか。 (4)ごみ減量作戦キャンペーンなどは必要と考えるが町はどのように考えているのか。
		3. 新駅設置について	(1)地方創生事業で新駅設置の検討はされているのか。 (2)地方創生事業には推進交付金事業、拠点整備交付金事業とあるが、どの事業で進めていくのか。 (3)地方創生事業で新駅設置を進める中で、駅名を仮称（にんじんの里駅）で進めたらどうか。 (4)新駅の設置に関連して、町は都市と農業、観光を結びつけるための施策をどのように考えているのか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
3	矢野 厚子 (P58～)	1. 町内のペットに関する質問について	(1) 現在、町内に届出された犬の頭数と狂犬病ワクチンの接種状況は。 (2) 飼い主の責任ある飼育が必要だが、犬の避妊去勢手術の補助をする考えはないか。 (3) 県の野良猫に対する避妊去勢手術補助事業に対する町の関わり、対応はどうなっているのか。 (4) 災害時の避難所でのペットの取扱いについて ① ペット同伴の避難を認めるのか。 ② 避難所の外側に同伴するのは認めるのか。 (5) 特定動物の飼育状況を町は把握しているか。
		2. マイバグの配布状況について	マイバグの配布が現在も続けられているが、配布状況と、残りのバグの扱いはどのようなになっているか。
4	甲斐 榮治 (P67～)	1. 空港アクセスについて	(1) 令和3年3月県議会での空港アクセス鉄道に対する質疑応答を知悉しているか。それについて、町はどのような所感をもっているか。 (2) 空港アクセス鉄道計画と菊陽空港線延伸事業の進捗状況はどうなっているか。 (3) 両件についての町の今後の方針はどうか。同事業が町にもたらすメリットとデメリットについて分析検討しているか。
		2. 新型コロナウイルス感染症対策について	(1) ワクチン確保の見通しはついているか。 (2) 接種の方法は妥当か。接種の順番等については、住民の理解を得て、予防行為に関わる部門や行政がストップしないように配慮してよいのではないか。接種途上で余ったワクチンは町政の実働部分などに使うべきではないか。
		3. 白川の河川改修について	白川中流域の河川改修事業の現状及び将来計画について、町は把握しているか。それをどう評価しているか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
5	佐々木理美子 (P76～)	1. 防災について	(1) 5月に大雨警報が発令されたが避難所の開設状況と利用状況はどのようになっているのか。 (2) 土砂災害区域に指定された家庭への戸別受信機の設置状況はどのようになっているのか。 (3) 後期高齢者世帯への戸別受信機の設置をどのように考えているのか。
		2. 新型コロナウイルスワクチン接種について	(1) 2回目の予約が終了したが、予約状況はどのようになっているのか。 (2) 各センターにおける予約状況はどのようになっているのか。 (3) キャンセルに対する対応はどのように考えているのか。
		3. 緊急医療情報キットについて	(1) 要援護者や一人暮らしの高齢者の名簿策定状況はどのようになっているのか。 (2) 緊急医療情報キットの無料配布についてどのように考えているのか。
		4. 保育における待機児童について	(1) 現在の待機児童の状況はどのようになっているのか。 (2) 各施設の受入れ可能人数と状況をHPで周知すべきと提案するが、どのように考えているのか。
6	西本 友春 (P90～)	1. 新型コロナウイルスワクチン接種について	(1) 一回目及び二回目の予約受付におけるHP・LINE・電話による受付実績はどのようになっているのか。 (2) 予約方法において、それぞれの受付方法で一定の枠を設けることはできなかったのか。 (3) 予約受付を日曜日にすることは可能か。 (4) 65歳以下の基礎疾患を有する方へのワクチン接種開始へ向けてどのように取り組むのか。 (5) 学生等の夏休み期間を利用したワクチン接種をどのように考えているか。 (6) 熊本連携中枢都市圏の16市町村の一員として、連携したワクチン接種の推進をどのように考えているのか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		2. 情報収集と情報発信について	(1) 災害時等における情報収集と情報発信について、どのように取り組むのか。 (2) 双方向の情報発信の検討はどこまで行っているのか。 (3) L I N E による情報発信は今後どのように展開していくのか。
		3. 高校生の医療費無償化について	(1) 子ども医療費の推移はどのようにになっているのか。 (2) 高校生の医療費無償化はいつから行うのか。
7	小林久美子 (P99～)	1. 白川の水害対策について	(1) 白川については、今後の豪雨対策についてどのように進めていくのか。 (2) 津白橋下流の土嚢については、「連続箱型鋼製枠」の設置など検討・具体化できないか。
		2. コロナ感染症対策について	(1) 県の新たな事業として、「高齢者施設等クラスター発生防止対策事業」が行われている。学校や保育園などでも定期的な P C R 検査が必要ではないか。町の見解は。 (2) コロナ禍の中で、「生理の貧困」について、国や地方議会でも議論がはじまっている。学校や公共施設に「生理用品を無料で設置」するなど町でも対応できないか。
		3. これまで議会で取り上げてきた内容について、その後の進捗について	(1) 大津町では、18歳までの医療費無料化が実施されると聞くが、町でも無料化できないか。 (2) コロナが終息して、経済が上向くまで、学校給食費への援助ができないか。
8	布田 悟 (P108～)	小学校通学区域の見直しについて	(1) 現在、菊陽北小学校の通学区域である原水新町西区及び鉄砲小路区に居住する小学校入学予定者や在校児童の保護者から通学区域の変更を求める要望がなされていると思う。 その実態をどのように受けとめているか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
			(2) 昨年 6 月の定例議会の一般質問における原水新町西区における菊陽中部小学校への通学区域の変更についての答弁で、通学区域変更の要望については、当該行政区や地域住民の同意を踏まえるなどの「正式な手続」を経た上での要望となった場合は教育委員会としては積極的に検討する旨であった。 当事者である児童の保護者からの切実な要望があがっているにも拘らずこの「正式な手続」を経なければならないのか。 (3) 本件に係る現在の通学状況は。 ① 児童にとっては通学時間がかかり過ぎる。 ② 通学コースとなっている地域の車輛等交通量の異常な多さやコースの複雑さに加え、児童の安全な通学を担保する見守り環境の困難さ。 ③ 通学時における各種危険性の回避や児童の身体に負担となっている通学時間短縮のための保護者等による車輛での送迎がなされているケースがみられるが早急なる通学区域の見直しが必要である。 教育委員会としては、来年度新入学を見据えどのように対処するのか。
9	北山 正樹 (P115～)	1. 新型コロナワクチン接種事業について	(1) 予約受付の状況の自己評価と改善点は。 (2) 予約のキャンセルについての対応や接種対象に含まれない人に接種を行う場合などの方針を示せ。 (3) 今後のワクチン接種の順位について、町独自の判断で行う可能性はあるか。また町職員、教職員、保育事業者等への接種を進める考えはあるか。 (4) 地方自治体は管轄内の住民にワクチン接種を「勧奨」することと定めている。実績は。 (5) 65歳未満以降、集団接種など、今後の接種方針を示せ。
		2. 新型コロナワクチン接種広報の在り方について	(1) 電話での予約受付に不満の声がある。告知の改善策を示せ。 (2) ワクチン接種について適時適正に告知されていない。改善点を示せ。

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和3年6月8日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（１日目）

（令和３年第２回菊陽町議会６月定例会）

令和３年６月８日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第１ 会議録署名議員の指名について

日程第２ 会期の決定について

日程第３ 諸般の報告

日程第４ 常任委員会委員の選任について

日程第５ 議長の常任委員会委員の辞任について

日程第６ 議会運営委員会委員の選任について

日程第７ 行政報告

日程第８ 町長提出承認第２号から諮問第２号までを一括議題

日程第９ 町長の提案理由の説明

日程第10 承認第２号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定）

日程第11 承認第３号 専決処分の承認を求めることについて（令和２年度菊陽町一般会計補正予算（第９号））

日程第12 承認第４号 専決処分の承認を求めることについて（令和２年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第２号））

日程第13 承認第５号 専決処分の承認を求めることについて（令和２年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第４号））

日程第14 承認第６号 専決処分の承認を求めることについて（令和３年度菊陽町一般会計補正予算（第１号））

日程第15 報告第２号 令和２年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第16 報告第３号 令和２年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書について

日程第17 報告第４号 令和２年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算継続費繰越計算書について

日程第18 報告第５号 令和２年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

2. 出席議員は次のとおりである。

１番 廣 瀬 英 二 君

２番 矢 野 厚 子 君

３番 大久保 輝 君

４番 阪 本 俊 浩 君

５番 西 本 友 春 君

６番 那 須 眞理子 君

７番 佐々木 理美子 君

８番 中 岡 敏 博 君

９番 北 山 正 樹 君

10番 布 田 悟 君

11番 坂 本 秀 則 君
13番 佐 藤 竜 巳 君
15番 岩 下 和 高 君
17番 福 島 知 雄 君

12番 渡 邊 裕 之 君
14番 甲 斐 榮 治 君
16番 小 林 久美子 君
18番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東 桂一郎 君
書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君
教 育 長 上 川 幸 俊 君
総 務 部 長 板 楠 健 次 君
健康保険部長兼
健康・保険課長 古 賀 直 之 君
土木部長兼
都市計画課長 井 芹 渡 君
総 務 課 長 矢 野 博 則 君
税 務 課 長 村 上 健 司 君
下 水 道 課 長 丸 山 直 樹 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君
教 育 部 長 平 木 元 宏 君
福祉生活部長兼
福 祉 課 長 矢 野 信 哉 君
経済部長兼農政課長 山 川 和 徳 君
会計管理者兼
会 計 課 長 川 上 一 弘 君
財 政 課 長 澤 田 一 臣 君
商工振興課長 今 村 太 郎 君
総務課総務法制係長 小 泉 秀 和 君

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開会 午前10時0分

○議長（上田茂政君） 議員の皆様、おはようございます。

議員各位の皆様方にお伝えいたします。

議場内での私語は一切認めませんので、皆様方の御協力をよろしくお願いをいたします。

ただいまから令和3年第2回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田茂政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番布田悟君、11番坂本秀則君を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間と決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（上田茂政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査2月、3月、4月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理されました陳情書は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 常任委員会委員の選任について

○議長（上田茂政君） 日程第4、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議席に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は議席に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、予定しております日程第5、議長の常任委員会委員の辞任の件については、議長は地方自治法第117条の規定によって除斥の対象となりますので、議長席を副議長に交代をします。

〔議長交代〕

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議長の常任委員会委員の辞任について

○副議長（福島知雄君） それでは、議長を交代しまして、日程第5、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題とします。

上田茂政議長の退場を求めます。

〔18番 上田茂政君 退席〕

○副議長（福島知雄君） 議長から、議会運営上、公正を期するため、産業建設常任委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りします。

本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（福島知雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

上田茂政議長の入場を許可します。

〔18番 上田茂政君 入場〕

○副議長（福島知雄君） 上田議長に申し上げます。

ただいま常任委員の辞任を許可することに決定しました。

それでは、議長を交代します。

〔議長交代〕

○議長（上田茂政君） それでは、これから委員会条例第8条第2項の規定によって、各常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。決定したら議長まで報告をお願いします。

念のため申し上げます。委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は年長の委員が行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時7分

再開 午前10時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

総務常任委員長に佐々木理美子さん、副委員長に大久保輝君、文教厚生常任委員長に坂本秀則君、副委員長に廣瀬英二君、産業建設常任委員長に西本友春君、副委員長に矢野厚子さんが選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議会運営委員会委員の選任について

○議長（上田茂政君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議席に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は議席に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これから委員会条例第8条第2項の規定によって、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。決定したら議長まで報告をお願いします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時18分

再開 午前10時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

議会運営委員長に布田悟君、副委員長に佐々木理美子さんを選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 行政報告

○議長（上田茂政君） 日程第7、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、令和3年第2回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、町の最近の状況について報告いたします。

最初は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症は、変異株の影響等もあり、第4波の感染が拡大し、現在も10都

道府県の緊急事態宣言が出されています。熊本県内では、新型コロナウイルス感染症の急拡大を受けて、県内全域が5月14日に特別措置法に基づく国のまん延防止等重点措置の適用となり、5月16日から熊本市が重点措置区域に指定され、熊本市を除く県内全域も県独自の熊本蔓延防止宣言に基づく対策が強化されています。県民に対しては、基本的な感染防止対策の徹底、不要不急の外出自粛や飲食店などの営業時間短縮などが要請されています。

本町では、本年5月以降は47人の感染者が確認されており、これまでの感染者数は159人となっています。このため、町民への蔓延防止対策として、防災行政無線、町ホームページ、安心メール等によるまん延防止等重点措置に係る対策の徹底を周知しています。また、感染拡大防止のため、成人式を再延期し、区長、自治会長を集めての行政連絡会議を延期、町防災会議はやむなく中止しました。さらに、町民センターや体育施設等の利用制限を行っており、町民の皆様には大変御不便をおかけしておりますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

本町の町民向けワクチン接種については、国の指示の下、65歳以上の高齢者の方を優先に進めています。4月からワクチンの供給計画に基づき、先行して高齢者施設入所者及び従事者から接種を開始し、5月10日からは65歳以上の方約9,000人の接種予約を開始しました。現在、8割を超える方が予約を完了されておられます。接種状況については、6月4日現在で3,676人の方が第1回目の接種を終えており、昨日から2回目の接種も始めています。現在のところ重大な副反応報告は上がっておりません。

また、皆様御承知と思いますが、5月29日に接種をお願いしている町内の医療機関において、新型コロナウイルスワクチン22本、114回分を廃棄する事故が発生しました。原因は、当該医療機関において、施設の電気設備法定点検による計画停電を実施されましたが、その際にワクチンを保存していた冷蔵庫の電源喪失により廃棄に至ったものです。今回の件でワクチン接種計画に影響が出るようなことはありませんが、貴重なワクチンを廃棄することにより、ワクチン接種をお待ちの町民の皆様におわび申し上げますとともに、今後このような事案が起こらないよう再発防止の徹底を行ったところであります。

次に、新型コロナウイルスに伴う経済対策や各種支援策について報告いたします。

まず、新型コロナウイルスに伴う事業者向けの支援策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大で影響を受けた事業者を対象に、町独自及び国、県の支援策と連動して、事業継続支援金、家賃支援金、飲食店、小売店向けの感染防止対策に対する支援などの事業を実施してきました。雇用維持支援金については、国の雇用調整助成金等の対象期間が延長されたことにより、本町の対象期間も7月末まで延長しています。また、新型コロナウイルス感染防止対策を一層推進するために、3月補正で必要な予算を計上しました対面接客を伴う店舗、事業所に対する感染防止対策設備の導入や消耗品の購入などの感染防止対策の支援事業については、それぞれ予算を繰り越し、事業を継続しております。あわせて、経営に甚大な影響を受けているタクシー業、代行業に対する支援事業も開始しています。また、

本議会に提案しております一般会計補正予算（第2号）において、熊本県における県内全域に対する飲食店の営業時間短縮に伴い、その要請に全面的に協力した町内店舗に対する協力金の町負担分の予算を計上しております。

次に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金についてであります。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯を対象に、児童1人当たり5万円の給付金を支給する事業が5月から開始されています。低所得の子育て世帯のうち独り親世帯分は、熊本県が児童扶養手当の支給を受けている方を対象に、去る5月11日に給付金の支給が行われています。低所得の子育て世帯のうち独り親世帯以外の分は、町が児童手当の支給を受けている方であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方を対象に、7月中に給付金の支給を行う予定です。

なお、当該事業の関係予算は、本議会において補正予算を計上しております。

次に、菊陽町地産地消推進事業についてであります。

菊陽町総合交流ターミナル「さんふれあ」では、菊陽町地産地消推進協議会が尚絅大学に協力をいただき完成させたレトルト食品の「ゴロッと！にんじんとチキンのカレー」をこのたび商品化し、4月22日から施設内の農産物直売所「さん彩」で販売を開始しています。このカレーは、特産のニンジンのおいしさを丸ごと詰め込んだ商品となっており、町としましては、特産のニンジンの消費拡大のブランド化を推進しております。議員の皆様にもぜひ買っていただきたいと思います。

次に、菊陽空港線延伸道路についてであります。

菊陽空港線延伸道路につきましては、令和3年4月6日に都市計画道路菊陽空港線の起点部を県道熊本菊陽線から県道大津植木線まで延伸する都市計画道路の変更が決定されました。本年度、令和3年度につきましては、詳細設計業務を発注したところです。今後は、早期の工事着手に向けて、関係地権者の御理解と御協力をいただきながら、熊本県と連携して事業を進めてまいります。

次は、小学校の整備についてであります。

菊陽北小学校の学校用地の拡張につきましては、令和2年度に4,325平方メートルの用地を取得しまして、今年度、既存用地を含めた3,800平方メートルの造成工事及び10教室増の増築工事を進めてまいります。

また、武蔵ヶ丘北小学校につきましては、北側の農地6,000平方メートルを令和2年度に取得しまして、今年度、拡張工事を進めてまいります。

菊陽中学校につきましては、今後生徒数の増加が見込まれることから、本年度、4教室分の仮設校舎の整備を進めてまいります。

次は、（仮称）菊陽町総合体育館についてであります。

防災避難拠点として整備を行う（仮称）菊陽町総合体育館新築工事につきましては、5月20日に入札が終わり、落札者が決定しました。工事請負契約の締結についての議案を本議会に

提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、町の各種計画の策定について報告します。

まず、第6期菊陽町総合計画の策定についてであります。

第6期菊陽町総合計画につきましては、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする基本構想について、本年3月議会で可決いただきましたので、前半5年の基本施策を定めた前期基本計画と併せ、令和3年3月付で策定をいたしました。今後は、第6期総合計画に基づき、将来像として定めた「人・緑・未来 『さん』と輝く生活都市 きくよう」を実現するための各種施策を進めてまいります。

そのほかに、まちづくりの理念や都市計画の目標などを定めた菊陽町都市計画マスタープラン、新しい人の流れを創出し、活力ある地域社会を実現するための第2期菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略、第8期の菊陽町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画や第6期菊陽町障がい福祉計画、第2期菊陽町障がい児福祉計画も3月末までに策定しております。これらの計画に基づいて、各事業を着実に進めてまいります。

最後は、防災関係についてであります。

今年の熊本県の梅雨入りは5月15日となり、平年に比べて20日早く梅雨入りをしました。梅雨時期は大雨による河川の増水や土砂災害の危険性が高まります。改めて町災害対策本部と消防団、各関係機関、地域がしっかりと連携、協力を図るとともに、町民の方への必要な情報発信を行うなど、災害対応に万全を期してまいります。

なお、改正災害対策基本法が5月20日に施行され、これまでの避難勧告と避難指示が避難指示に一本化されるなど、市町村が発令する避難情報の見直しが行われました。このことについては、災害時の避難の在り方などと併せて広報きくよう6月号に掲載し、お知らせをしています。

以上、新型コロナウイルス対策を中心に最近の主なものについて報告をいたしました。今後も町民の皆様とともに協働によるまちづくりを進めてまいります。議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 町長提出承認第2号から諮問第2号までを一括議題

○議長（上田茂政君） 日程第8、町長提出承認第2号から諮問第2号までの17件についてを一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 町長の提案理由の説明

○議長（上田茂政君） 日程第9、ただいま議題とした議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。



○町長（後藤三雄君） それでは、令和３年第２回菊陽町議会定例会の付議事件について、提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は、17件ございます。内訳は、承認５件、議案５件、報告４件、同意１件、諮問２件について御審議をお願いするものであります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

最初は、承認であります。

３月議会後に急を要する案件について、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第２号は、菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴う税条例等の一部改正で、主な改正点は、固定資産税の土地に係る負担調整措置の延長、令和３年度に限り土地の課税標準額を据え置く措置、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し、臨時的軽減の延長、種別割によるグリーン化特例の見直し、個人住民税に係る住宅ローン控除の特例の適用期限の延長などであります。

承認第３号は、令和２年度菊陽町一般会計補正予算（第９号）についての専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から３億6,355万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を226億5,390万7,000円と決めました。歳入では、年度中の収入額が確定したことなどにより増減し、歳出では、予算の執行状況などに合わせ増減いたしました。

歳入の主なものは、町税を4,364万4,000円、法人事業税交付金2,478万9,000円、地方消費税交付金4,001万3,000円、町債を3,090万円増額し、地方譲与税を6,474万円、繰入金を４億2,792万円を減額しております。

歳出の主なものは、総務費を2,788万2,000円増額し、民生費１億3,856万2,000円、商工費4,300万円、教育費を１億318万4,000円減額しております。

承認第４号は、令和２年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第２号）についての専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から550万円を減額し、歳入歳出予算の総額を282万9,000円と決めました。歳入は、繰入金を550万円減額し、歳出は、諸支出金を550万円減額しております。

承認第５号は、令和２年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第４号）についての専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、収入予定額を1,438万4,000円増額し、14億3,507万8,000円と定め、支出予定額を30万円増額し、13億6,732万4,000円と定めるものであります。

承認第6号は、令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について専決処分の承認を求めるものであります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新型コロナウイルスワクチン接種や事業所支援など急を要する予算について、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年4月16日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1,704万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を160億6,772万5,000円と定めました。

歳入は、国庫支出金を977万2,000円、県支出金を727万2,000円増額しております。

歳出は、衛生費を1,454万4,000円、商工費を250万円増額しております。

議案第27号は、菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化され、あわせてマイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収の事務については、同機構から各市町村へ委託されることに伴い、菊陽町手数料条例の一部を改正するものであります。

議案第28号は、菊陽町中小企業・小規模企業振興条例の制定についてであります。

内容は、本町において、小規模企業振興基本法の施行及び社会の情勢の変化などを踏まえ、町内の中小企業に加え、小規模企業に対してもその振興に向けた基本的な考えを示すとともに、中小企業及び小規模企業の振興に対する施策の基本方針や地域関係者の役割などを定めるため、菊陽町中小企業等振興条例の全部改正を行い、新たに菊陽町中小企業・小規模企業振興条例を制定するものであります。

議案第29号は、令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

新年度に入ってから2か月余りしか経過しておりませんが、新型コロナウイルス感染症対策関連予算など補正が必要なものが生じたので、お願いするものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に2億3,965万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を163億737万6,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金を7,618万5,000円、繰入金金を6,015万6,000円、町債を9,410万円それぞれ増額するものであります。

歳出の主なものは、民生費を4,893万2,000円、農林水産業費を3,224万7,000円、教育費を1億2,923万4,000円それぞれ増額するものであります。

議案第30号は、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてであります。

内容は、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに合志市を加え、共同設置規約の一部を変更するため、地方自治法第252条の7第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号は、工事請負契約の締結についてであります。

内容は、（仮称）菊陽町総合体育館新築工事請負契約の締結についてであります。

菊陽杉並木公園拡張整備事業は、熊本地震の経験を踏まえ、菊陽町復興まちづくり計画及び菊陽町国土強靱化計画に基づき、災害時に屋内避難所となる総合体育館等を含む防災公園を整備するもので、本工事は、（仮称）菊陽町総合体育館の新築工事でございます。

報告第2号は、令和2年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越した令和2年度菊陽町一般会計予算の繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により調製した繰越計算書を報告するものであります。繰り越しますのは27事業で、総額は17億8,524万8,000円となります。

報告第3号は、令和2年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第212条第1項の規定により繰り越した令和2年度菊陽町一般会計予算の継続費について、同法施行令第145条第1項の規定により調製した繰越計算書を報告するものであります。繰り越しますのは1事業で、総額は5億円になります。

報告第4号は、令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算継続費繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第212条第1項の規定により繰り越した令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算の継続費について、同法施行令第145条第1項の規定により調製した繰越計算書を報告するものであります。

報告第5号は、令和2年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

内容は、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越した令和2年度菊陽町下水道事業会計の繰越額について、同条第3項の規定により報告するものであります。繰越額は1億4,857万9,000円であります。

同意第10号は、菊陽町固定資産評価員の選任についてであります。

吉本雅和固定資産評価員の後任として、町の税務課長であります村上健司氏を選任したく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

諮問第1号及び諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員のうち、堀川妙子様と松本東亞様が令和3年9月30日をもって任期満了となります。このため、引き続き堀川様と松本様を再任の候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時55分

再開 午前11時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定）

○議長（上田茂政君） 日程第10、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（村上健司君） おはようございます。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

承認第2号は、菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律が去る令和3年3月31日に公布されました。この改正に伴い、菊陽町税条例等の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、令和3年度の固定資産の評価替えに伴い、現行の土地に係る固定資産税の負担調整についての調整措置を令和5年度まで延長した上で、令和3年度に限り固定資産税の負担についての調整措置により課税標準額が増加する土地については、前年度課税標準額に据え置くとする措置、軽自動車税の環境性能割について、税率区分を見直した上で、税率1%分を軽減する臨時的軽減措置の適用期限を令和3年3月31日から9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする改正、軽自動車税種別割におけるグリーン化特例について、対象を見直した上で2年延長、個人住民税に係る住宅ローン控除について、控除期間を13年間とする特例を令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合に限り、適用期限を令和15年度分から令和17年度分まで2年延長、そのほか引用条項の整理、字句を改めるものであります。

それでは、11枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で御説明させていただきます。

右側が改正後になっております。

なお、改正には関係法令等の条項の追加に伴う項ずれなど多くありますので、主なものについて御説明させていただきます。

新旧対照表の11ページをお開きください。

改正法第1条による改正になります。

第12条、こちらは税附則第12条になります。附則第12条は、宅地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関するものです。令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、現行の宅地等——農地以外の土地になりますが——の固定資産税の負担

についての調整措置を令和５年度まで延長した上で、令和３年度に限り、固定資産税の負担についての調整措置により課税標準額が増加する土地については、前年度課税標準額に据え置くとするものであります。

14ページをお開きください。

附則13条は、農地対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例に関するものです。内容は、附則第12条同様、負担調整措置を継続した上で、令和３年度に限り、課税標準額が増加する土地については前年度課税標準額に据え置くものとするものであります。

15ページをお開きください。

附則第15条の２は、軽自動車税の環境性能割の非課税に関するものです。環境性能割は、自動車取得税が廃止されたときに新たに創設されたもので、三輪以上の軽自動車で自家用乗用のものに係る取得時に車両の価格に対して排出ガス基準や燃費基準に応じた税率を課すもので、当面の間電気自動車などは非課税、排出ガス性能及び燃費性能に優れている場合は非課税または税率１％、そのほかは２％としているものです。

今回の改正で、令和12年度燃費基準の下で税率区分を見直した上で、非課税措置及び消費税率等の税率10％引上げに合わせて創設された税率１％分を軽減する臨時的軽減措置の適用期限を令和３年３月31日から９か月延長し、令和３年12月31日までに取得したものを対象とするものです。

16ページをお開きください。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例（グリーン化特例）に関するものです。種別割は、原付・二輪・三輪・四輪、乗用・貨物、また自家用・営業用などの区分ごとに年税額が定められています。また、環境負荷の少ない車両の場合、取得の翌年度の種別割の税額を軽減するグリーン化特例がございます。今回の改正は、この特例措置を令和５年３月31日までに取得した車両を対象とし、令和４年度分及び令和５年度分課税において軽減するものです。

軽減の内容は、三輪以上の軽自動車で電気自動車等を対象に75％軽減が継続され、四輪の軽自動車で営業用乗用車のガソリン車、ハイブリッド車等環境負荷の少ない車両に限り、燃費基準を令和12年度に見直した上で、燃費達成基準に応じて50％または25％軽減とするものであります。

19ページをお開きください。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の特例に関するものです。

住宅ローン控除においては、所得税から控除し切れない額を控除限度額の範囲内で個人住民税の所得割から控除する措置が取られております。今回の改正は、消費税等の税率10％引上げに伴う反動軽減対策の上乗せとして措置された住宅ローン控除の適用期間を13年間とする特例が、新築の場合は令和３年９月30日までに、それ以外の場合は令和３年11月30日までに契約が

締結されているもので、令和３年１月１日から令和４年12月31日までに居住の用に供した者を対象として、特例期間が延長されたことに伴い、個人住民税の住宅ローン控除適用期間を令和17年度分までとするものです。

最初のページに戻りまして、７枚めくっていただき、改正文を御覧ください。

附則の第１条において、この条例は、令和３年４月１日から施行するとしております。ただし、同条第１号で、第１条中菊陽町税条例附則第６条の改正規定は令和４年１月１日から施行、第２号で、第１条中菊陽町税条例第24条第２項及び第36条の３の３第１項の改正規定並びに同条附則第５条第１項の改正規定並びに次条第３項の規定は令和６年１月１日から施行、第３号で、附則第３条第４項及び第５項の規定は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第１条第２号に掲げる規定の施行日とし、第４号で、第１条中菊陽町税条例附則第10条の２第25項を23項とし、同項の次に１項を加える改正規定の第24項に係る部分については、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和３年法律第31号）の施行の日としております。

なお、先ほど説明いたしました産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の法律番号が空欄になっておりますのは、現在開会中の第204回通常国会で審議中であり、現時点において改正法律が公布されたとの確認ができていないことによるものです。関係法令を引用する場合で、制定年番号が未確定の段階で条例を制定せざるを得ないときは、番号部分を空欄として条例を制定することになり、当該関係法の制定番号が確定した後、改めてその旨公告する手続を行うことになります。

また、附則第２条、第３条、第４条は、町民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置について規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第２号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第２号は原案のとおり承認されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 11 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度菊陽町一般会計補正予算（第 9 号））

○議長（上田茂政君） 日程第11、承認第 3 号専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度菊陽町一般会計補正予算（第 9 号））を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

承認第 3 号の専決処分の承認を求めることについては、令和 2 年度菊陽町一般会計補正予算（第 9 号）についてであります。

3 月の定例会以降に確定しました地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国県支出金、繰入金、町債などの歳入及び緊急を要する歳出などについて調製し、3 月 31 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2 枚めくっていただき、1 ページをお開きください。

令和 2 年度菊陽町一般会計補正予算（第 9 号）は、第 1 条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から 3 億 6,355 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 226 億 5,390 万 7,000 円と定めました。

第 2 条では繰越明許費の追加を第 2 表で、第 3 条では地方債の追加及び変更を第 3 表でそれぞれ定めています。

2 ページをお開きください。

2 ページからは第 1 表の歳入歳出予算補正ですが、内容は 9 ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

7 ページをお開きください。

第 2 表の繰越明許費補正です。1 の追加は、9 件の事業について繰越額の限度額を定めるものです。

次のページを御覧ください。

第 3 表の地方債補正です。1 の追加で、減収補填債について限度額を 1 億 370 万円とし、2 の変更で、8 件の事業について限度額を変更するものです。地方債の補正額は、合計で 3,090 万円増額となり、総額を 20 億 100 万円といたしました。

9 ページからは補正予算に関する説明書になります。

12 ページをお開きください。

2 の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明します。

款の 1 町税、項の 1 町民税、目の 2 法人は、4,049 万 2,000 円増額しています。内訳は、説明

欄に記載のとおりであります。

14ページをお開きください。

款の2 地方譲与税、項の3 航空機燃料譲与税、目の1 航空機燃料譲与税は、新型コロナウイルス感染症の影響により6,180万8,000円減額しています。

16ページをお開きください。

款の7 地方消費税交付金、項の1 地方消費税交付金、目の1 地方消費税交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の低下により収入額は減少しておりますが、説明欄の地方消費税交付金（社会保障分）につきましては、消費税増税に伴いまして6,969万6,000円増額しています。

21ページをお開きください。

款の21繰入金、項の2 基金繰入金は、目の1 財政調整基金繰入金から次のページの目の14平成28年熊本地震復興基金繰入金までについては、収入及び事業費の増減に伴いそれぞれ増減し、補正額の計としては4億2,792万円の減額で、基金繰入金の合計は9億1,634万8,000円としています。

23ページを御覧ください。

款の24町債、項の1 総務債、目の1 総務債、節区分の1 総務債は、説明欄の減収補填債で、新型コロナウイルス感染症の影響による地方消費税交付金などの減収分に対して特例として借入れができることとなったもので、1億370万円計上しています。

25ページからは、3の歳出になります。

歳出は、補正額が0円の箇所が多々ございますが、これは財源の入替えのみを行ったものでございますので、説明は省略させていただきます。

それでは、増減額の大きいものを中心に御説明いたします。

26ページをお開きください。

款の2 総務費、項の1 総務管理費、目の8 財政調整基金等費は、節区分の25積立金で、説明欄の学校建設基金積立金は、今後の児童・生徒の増加に伴う校舎の増改築等のため、1億円を計上しています。

29ページをお開きください。

款の3 民生費、項の1 社会福祉費、目の3 障害者福祉費で、節区分の20扶助費は、実績によりまして4,220万円減額しています。

次のページをお開きください。

款の3 民生費、項の2 児童福祉費、目の4 保育園費、節区分の13委託料で、説明欄の私立保育所保育委託料は、実績によりまして5,000万円減額しております。

35ページをお開きください。

款の7 商工費、項の1 商工費、目の4 新型コロナ対策事業費は、事業者などに対する支援金の実績により4,300万円減額しています。

最後に、43ページをお開きください。

款の14予備費は、歳入歳出予算調製のため477万2,000円減額し、予備費の計を3,615万7,000円としました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第12 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第2号））**

○議長（上田茂政君） 日程第12、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 承認第4号の専決処分の承認を求めることについては、令和2年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第2号）についてであります。

3月の定例会以降に確定しました実績により歳入及び歳出を調製し、3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、概要を御説明申し上げ、詳細は御質問に応じお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和2年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第2号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から550万円を減額し、歳入歳出予算の総額を282万9,000円と定めました。

8ページをお開きください。

2、歳入になります。

款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、支出の実績に応じて550万円減額しています。

下のページは、3の歳出になります。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の3土地・建物管理費は、節区分の15工事請負費で、説明欄の土地整備工事は、整備内容を見直したため、550万円減額しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第4号））

○議長（上田茂政君） 日程第13、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第4号））を議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） おはようございます。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第4号））について御説明いたします。

それでは、3枚めくっていただき、補正予算書の1ページをお開きください。

詳細につきましては、この後、補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものです。

収入の第1款事業収益を1,438万4,000円増額し、14億3,507万8,000円としております。それから、支出につきましては、第1款事業費用を30万円増額し、13億6,732万4,000円としており

ます。

続きまして、2ページをお開きください。

第3条、他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を561万6,000円減額し、4,137万3,000円としております。

次に、4ページの補正予算実施計画をお開きください。

ここからは附属書類になります。

まず、収益的収入の款の1事業収益、項の2営業外収益、目の2他会計補助金は、農業集落排水事業において実績による不用額で一般会計繰入金を抑制するため、561万6,000円減額し、3,223万8,000円としております。

次に、目の5消費税及び地方消費税還付金につきましては、公共下水道事業において令和元年度からの繰越事業を加えた令和2年度の支払い額が多額になったことにより、消費税の還付が見込まれるため、2,000万円を収入に追加するものであります。

次に、5ページの支出ですが、款の1事業費用、項の2営業外費用、目の3消費税及び地方消費税は、農業集落排水事業において令和2年度の収支の状況から消費税等の支払いの増額が見込まれるため、30万円増額し、60万円とするものです。

次の6ページから補正後の令和2年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第5号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第1号））

○議長（上田茂政君） 日程第14、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度

菊陽町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 承認第６号の専決処分の承認を求めることについては、令和３年度菊陽町一般会計補正予算（第１号）についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新型コロナウイルスワクチン接種や事業所支援など急を要する予算について、４月１６日に地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、２枚めくっていただき、１ページをお開きください。

令和３年度菊陽町一般会計補正予算（第１号）は、第１条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に１,７０４万４,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１６０億６,７７２万５,０００円と定めました。

２ページをお開きください。

２ページからは第１表の歳入歳出予算補正ですが、内容は５ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

８ページをお開きください。

２の歳入について御説明します。

款の１７国庫支出金、項の２国庫補助金、目の１総務費国庫補助金、節区分の７新型コロナ対策事業費補助金、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今回の事業化分に合わせて９７７万２,０００円計上しています。

款の１８県支出金、項の２県補助金、目の１総務費県補助金、節区分の７新型コロナ対策事業費補助金、説明欄の熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金は、新型コロナウイルスワクチン接種のためのタクシー利用に対する支援分として事業費の２分の１を補助されるもので、７２７万２,０００円計上しています。

下の９ページは、３の歳出になります。

款の４衛生費、項の１保健衛生費、目の６新型コロナ対策事業費は、高齢者等のワクチン接種のためのタクシー利用に対する支援として１,４５４万４,０００円計上しています。

款の７商工費、項の１商工費、目の４新型コロナ対策事業費は、タクシー業、代行業の事業者への支援として２５０万円計上しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第6号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 報告第2号 令和2年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（上田茂政君） 日程第15、報告第2号令和2年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 報告第2号令和2年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

令和2年度一般会計予算の中で議決いただいた地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日までに繰越計算書を調製しましたので報告するものです。

1枚めくっていただきますと、繰越明許費繰越計算書がございます。項目の中で、金額とあります欄が予算で定めました繰越明許費の限度額で、その右の欄の翌年度繰越額が実際に令和3年度に繰り越した額になり、その右の欄が翌年度繰越額に対する財源内訳となります。

それでは、翌年の繰越額が大きい事業を御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じお答えしますので、よろしくお願いいたします。

まず、5行目の款の3民生費、項の1社会福祉費の介護基盤緊急整備特別対策事業は1億5,425万1,000円で、地域密着型特別養護老人ホームの整備に対する補助金となります。

次のページをお開きください。

1行目の款の7商工費、項の1商工費の新型コロナウイルス感染症対策商工事業者支援事業は7,800万円で、店舗等に対する感染防止対策の支援金などになります。

3行目の款の8土木費、項の2道路橋梁費の防災・安全社会資本整備総合交付金は7,120万円で、国の補正予算で採択された町道の舗装打ち換えのための工事請負費などになります。

5行目の款の8土木費、項の2道路橋梁費の光の森駅前横断歩道橋整備事業は1億5,758万2,000円で、国の補正予算で採択された光の森駅前の横断歩道橋整備のための設計委託や工事請負費になります。

下から2行目の款の8土木費、項の2道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業（改築）は

9,358万5,000円で、国の補正予算で採択された鉄砲小路踏切改良費や菊陽空港線延伸計画道路の設計業務委託などになります。

一番下の行の款の8土木費、項の3都市計画費の第二土地区画整理事業は5,971万3,000円で、換地処分に向けた業務委託などになります。

次のページをお開きください。

2行目の款の8土木費、項の3都市計画費の菊陽杉並木公園拡張整備事業は2億3,617万7,000円で、菊陽杉並木公園拡張部分の造成工事費などになります。

4行目の款の9消防費、項の1消防費の（仮称）防災センター整備事業は7億8,244万3,000円で、（仮称）防災センターの建築工事費などになります。

全ての事業27事業を合計しますと、翌年度繰越額は17億8,524万8,000円になります。

なお、財源内訳は、記載のとおり、既収入特定財源が5,971万3,000円、未収入特定財源の国県支出金が6億3,325万4,000円、地方債が8億2,790万円、その他は基金の繰入金などで3,403万円、一般財源は2億3,035万1,000円になります。

以上で説明を終わります。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 繰越計算書の9の消防費の中の戸別受信機整備事業なんですけども、これは国の補助か何かがつくのではないかと思いますのですが、この時点ではついていないのか、また今後つく予定があるのか、その点についてお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） 特別交付税による措置があったかと思います。

以上であります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号令和2年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 報告第3号 令和2年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書について

○議長（上田茂政君） 日程第16、報告第3号令和2年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 報告第3号令和2年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書について

御説明いたします。

令和２年度に設定した菊陽杉並木公園拡張整備事業の継続費について、地方自治法施行令第145条第１項の規定により、５月31日までに継続費繰越計算書を調製しましたので報告するものです。

１枚めくっていただきますと、継続費繰越計算書がございます。項目の中で、残額とあります欄が令和２年度に執行していない額になります。翌年度通次繰越額とあります欄が令和３年度に繰り越した額で、その右側に財源内訳を記載しております。

令和３年度に繰り越しました事業は菊陽杉並木公園拡張整備事業で、国の補正予算で採択されたため、期間が短く、令和２年度中の執行が困難であるため、残額の全額を繰り越すものです。令和３年度への繰越額は、翌年度通次繰越額欄の５億円となり、その財源は、国庫支出金が事業費の２分の１の２億5,000万円で、残りの２億5,000万円が地方債となります。この地方債については、国の補正予算で採択された事業であることから充当率が100％となり、地方債の元利償還金の50％が普通交付税で措置されることとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第３号令和２年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第１７ 報告第４号 令和２年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算継続費繰越計算書について

○議長（上田茂政君） 日程第17、報告第４号令和２年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算継続費繰越計算書について議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、報告第４号令和２年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算継続費繰越計算書について御説明させていただきます。

内容は、令和２年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算の継続費について、地方自治法施行令第145条第１項の規定により、５月31日までに繰越額を調製しましたので、繰越計算書として御報告するものです。

まず、表紙をめくっていただきますと、Ａ４横の継続費繰越計算書となります。様式につきましては、先ほど財政課長が説明されました一般会計と同じ様式になっております。

繰越ししますのは、款の１事業費、項の１事業費の（仮称）第二原水工業団地整備事業（測

量・設計等業務委託）で、継続費の総額 1 億 2,800 万円のうち、令和 2 年度継続費予算現額の予算計上額が 1,300 万円、さらに前年度通次繰越額が 3,450 万円で、合計 4,750 万円となります。このうち、事業進捗のために必要な測量、設計等の委託費での支出済額及び支出見込額が 2,106 万 9,554 円で、残額が 2,643 万 446 円となり、翌年度の通次繰越額も同額の 2,643 万 446 円となります。この繰越額の財源は、繰越金 1,543 万 446 円、特定財源の地方債 1,100 万円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第 4 号令和 2 年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算継続費繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 18 報告第 5 号 令和 2 年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（上田茂政君） 日程第 18、報告第 5 号令和 2 年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） 報告第 5 号令和 2 年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。

令和 2 年度の予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、建設改良費に係る予算を翌年度に繰り越して使用するもので、同条第 3 項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページの繰越計算書をお開きください。

繰り越しましたのは、款の 1 資本的支出、項の 1 建設改良費、事業名は公共下水道事業で、予算計上額 6 億 8,202 万 7,000 円のうち 1 億 4,857 万 9,000 円を繰り越したものでございます。

繰り越しました主な理由につきましては、工事請負費で、花立地区の雨水浸水対策としまして町道内に雨水側溝を整備する工事ですが、既設の上水道管が本整備に支障になることが判明し、移設工事に時間を要することから、年度内の竣工が困難となりました。このほか、社会資本整備総合交付金事業で、国の経済対策である第 3 次補正予算により、本年度に予定していました工事や委託費につきまして 3 月補正により令和 2 年度の予算に一部前倒ししたため、その予算を未契約繰越したものでございます。

なお、財源としましては、交付金が 2,936 万 5,000 円、地方債が 9,830 万円、損益勘定留保資金が 2,091 万 4,000 円としております。



以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号令和2年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時54分

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和3年6月9日（水）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（2日目）

（令和3年第2回菊陽町議会6月定例会）

令和3年6月9日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 廣 瀬 英 二 君
3 番 大久保 輝 君
5 番 西 本 友 春 君
7 番 佐々木 理美子 君
9 番 北 山 正 樹 君
11番 坂 本 秀 則 君
13番 佐 藤 竜 巳 君
15番 岩 下 和 高 君
17番 福 島 知 雄 君

2 番 矢 野 厚 子 君
4 番 阪 本 俊 浩 君
6 番 那 須 眞理子 君
8 番 中 岡 敏 博 君
10番 布 田 悟 君
12番 渡 邊 裕 之 君
14番 甲 斐 榮 治 君
16番 小 林 久美子 君
18番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東 桂一郎 君

書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君
教 育 長 上 川 幸 俊 君
総 務 部 長 板 楠 健 次 君
健康保険部長兼
健康・保険課長
土木部長兼
都市計画課長
危機管理防災課長 梅 原 浩 司 君
財 政 課 長 澤 田 一 臣 君
介護保険課長 渡 辺 博 和 君
学 務 課 長 相 馬 仙 助 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君
教 育 部 長 平 木 元 宏 君
福祉生活部長兼
福祉課長 矢 野 信 哉 君
経済部長兼農政課長 山 川 和 徳 君
総 務 課 長 矢 野 博 則 君
総合政策課長 吉 本 雅 和 君
子育て支援課長 和 田 征 君
環境生活課長 鍋 島 二 郎 君
生涯学習課長兼
中央公民館長 岡 本 勇 人 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

福島知雄君。

○17番（福島知雄君） おはようございます。

刈り上げをしまして、イメージチェンジしました議席番号17番の福島知雄でございます。

傍聴者の皆さん方におかれましては、ソーシャルディスタンスを保ちながらの傍聴、ありがとうございます。

熊本県におきましては、コロナ感染も危機的状況を脱したということでございますけども、まだまだ安心するわけにはいきません。リバウンドを十分警戒しながら行動しなければならないというふうに思うところでございます。

さて、今回の質問は、3項目にわたっております。1項目めが、菊陽南小学校区地域に新球場誘致の政策について、2項目めが、スケートボード普及について、最後が、重過ぎる児童・生徒の登下校時の荷物について、以上3項目でございます。質問は質問席にて行います。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） まず最初に、マスクを外してよろしいでしょうか、議長。

○議長（上田茂政君） どうぞ。

○17番（福島知雄君） はい、じゃあマスクを外して進めてまいります。

質問事項の1項目めですが、新球場誘致の政策について御質問いたします。1と2を含めたところで質問をしてまいります。

○議長（上田茂政君） 質問者に申し上げますけども、大体全員がマスクをしておりますので……。

○17番（福島知雄君） ああ、そうですか。

○議長（上田茂政君） すいませんが、マスク、許可しましたけども、マスクはして質問してください。

○17番（福島知雄君） 分かりました。

○議長（上田茂政君） はい、お世話になります。

○17番（福島知雄君） 今、議長の厳しい指摘がありましたんで……。

○議長（上田茂政君） 許可はしましたが、よろしくお願いします。

○17番（福島知雄君） マスクをして質問をしてまいります。多少聞き苦しいとはあるかもし

れませんが、しっかり聞いとってください。

菊陽町の第6期総合計画前期基本計画の校區別計画で、南小学校区の施策として11項目、概要として14項目上げてます。その施策の中で、野球場の誘致という項目があります。藤崎台県営野球場の移転先として新球場誘致に取り組みますというふうにあります。藤崎台県営野球場移転につきましては、過去何名かの議員が質問しましたが、検討されたかどうか知りませんが、何ら活動、展開もなく、現在に至っているというようであります。私が今回質問しますのは、藤崎台県営野球場移転ではなく、新たな野球場の誘致政策についてであります。

御承知のとおり、県内初のプロ野球チーム、火の国サラマンダーズが参加する九州アジアリーグが3月20日に開幕をいたしました。熊本、大分の2球団でスタートし、現在はソフトバンク3軍や四国リーグと交流戦が実施されているところでございます。今後の目標としましては、九州に6チームほど欲しいということで、現在鹿児島や佐賀など他県にも働きかけている。将来は韓国や台湾などを含む九州、アジアで試合を組み、NTB選手——日本プロ野球機構ですね——を輩出したい。熊本の振興や交流人口を拡大、さらには新球場誘致につながるよう構想を持っているということで、球団運営会社の丸本会長は意欲的であります。

また、先月の22日には、堀江貴文氏、御承知かと思いますが、今はありませんライブドアの創設者ですが、北九州を本拠地とする新球団、福岡北九州フェニックスの創設を正式に発表され、来節からの参入を目指しているというところでございます。さらには、NPB機構は、現在のセ・パ両リーグ12球団を16球団に増やそうという意見、構想もあるようでございます。

このような状況下でありますので、本町に野球場を整備し、プロ野球の公式戦が誘致できれば、南部地域はもちろんのこと、菊陽町にとって様々な展開が期待でき、本町の起爆剤になることを確信を私はしております。

そこで、保田窪菊陽線沿いに新球場を建設するための誘致活動を開始したらどうかということですが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

まず、県営野球場の誘致につきましては、さきの県議会2月定例会における城下県議の質問に対する答弁の中で、知事が、県としましては、県営野球場や武道館、アリーナ等のスポーツ施設等整備の在り方について、事業手法や主体、民間資金の確保など、あらゆる可能性について検討を行い、県民的議論を踏まえた上で方向性を取りまとめてまいりますと答えられております。

また、その後の進捗状況について県に確認したところ、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現段階で県営野球場の新設については具体的な計画の検討には至っていないとのことでした。

本町としましては、球場の新設は地域活性化のきっかけになると期待していますので、今後も県の動向に注視してまいります。

また、県営野球場以外の球場の新設についても、地域活性化のきっかけになると考えられますので、今後の動向について注視してまいります。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 要は、県の動向を注視しとくということでございます。ということは、何ら動きをしないということかと思えますけども、御承知のようにこの地域には農業土木遺産・鼻ぐり井手をはじめ、阿蘇くまもと空港、ゴルフ場、病院、福祉施設、企業等、多数立地しております。また、西部には免許センター、隣接してパークドーム熊本、陸上競技場など、県を代表する施設が多数あるわけですが、空港やインターチェンジも近く、阿蘇の玄関口としての利便性もあるのは御承知のとおりであります。このような施設ができれば、野球だけではなく、音楽ライブなど様々なイベント開催が期待されるわけです。先ほども申しましたが、南地区の発展のためにも有効であるというふうに私は捉えております。

県の大空港ネクストステージ概要の中で、阿蘇くまもと空港を熊本地震からの創造的復興のシンボルとして、空港のポテンシャルを最大限に引き出し、空港周辺の活性化につなげることを目指すというふうに具体的な考え方が明確に示してあります。また、この計画は、菊陽町民が大変関心を寄せております空港アクセス鉄道にもリンクします。県の基本的な考え方にもマッチするわけであります。県外から来てもらえるには、空路では阿蘇くまもと空港、陸路では高速道路、あるいは空港アクセス鉄道を加味すれば、電車でも利用もできまして、交通アクセスの利便性がよい地域で、大変に類を見ない地域であろうかというふうに思っております。さらには、熊本県が今後発展するには、菊陽、それも菊陽の南部地域、これは最も重要であり、絶対欠かせない地域であるというふうには私は思っております。県の動向を注視するというのも重要であろうかと思えますけども、本町としても県のそういう構想が出た結果を追うだけではなく、そういったものに類似した検討も始めていく必要があるかというふうに私は思います。

そこで、後藤町長に質問しますけども、後藤町長は今まで約15年間菊陽町の指揮権を執ってこられました。その豊かな経験と知識、それに基づきまして、町長はこの構想をどのように捉えるか、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この南のほうの校区、いわゆる白水台地のほうに野球場の新設、また藤崎台の移転ということについては、もう過去にも何名もの議員さんのほうから質問があつとりますけども、現状としては今総合政策課長が答えたような状況で、コロナ禍もあった関係もあるかと思いますが、現実的には藤崎台の移転の話もまだ具体化しておりませんし、新野球場の建設についてもいろんな面で課題があるということで、いろんな状況であるかと思えます。

また、白水大地につきましては、地域的な縛りと言いますと、農振法の縛りと、それから都市計画法上の市街化調整区域ということで優良農地の中にあるということで、また一方では白水大地の老朽化した深迫ダムからの送水管の整備を早くしないと、もう漏水等があつて非常に

厳しいような状況にありますし、幹線、配水量等の安定したそういう農業関係のほうの事業ということで、今年度から県営事業のほうで送水管の入替えの事業化のほうも動き出しているところでありまして、他の目的への転用というのは、民間関係のほうで規模が小さいところからそういった転用ができないかということでもありますけども、結局はあそこの農振農用地区域ということと市街化調整区域ということで、その辺でなかなか利用できないようなところがありますけども、議員も言われましたように、空港アクセス鉄道のほうがこれが具体化してくれば、これは県のほうでもそういった空港だけの乗降客ではなかなか採算も難しいと思いますけども、新駅ができることによって、その周辺開発が進めば、県のほうも大きく動いてくると思います。そういうところは視野に入れながら、将来的には非常に可能性のあるところということでは受け止めておきたいと思っております。

そういった中で、今やっております定住促進事業につきましては、これはもう南小学校の児童数を増やしていくということですが、最近民間のほうの開発も進みまして、既に開発が進んで、住宅も建設されるようになってきましたので、そういうものがきっかけになって、白地の分も多くありますので、そういったところに民間の開発が進んで、児童数の増加につながる、そういうのはもう確かな動きとして捉えておりますので、これからも重要な地域としていろんな面で可能性も探りながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） この南部地区が農振農用地域というのは私も十分承知しております。こういった大きなプロジェクトというのは、そう1年、2年でできるものではありません。中・長期的に取り組む必要があろうかと思えます。ちょうど空港アクセス鉄道がコロナの関係で延びておりますけども、当初は10年間ぐらいで完成したいというような構想を持っておられました。これに合わせたようなところで、少しずつそういう構想を持ったところで取り組んでいったらどうかというふうに思うところでございます。

この南部地域は、私も大変将来的に有望な地域であるというふうには確信を持っているところでございます。まずは少しずつ動くことが必要であろうかというふうに思っておりますので、1年、2年でそう簡単にできるものではありませんので、こういう構想も持ちながら少しずつ取り組んでいってもらえたらというふうに思っております。町長の英断を期待しまして、関係各方面に徐々にでも働きかけられることを期待いたしまして、次の質問に移ります。

次は、スケートボード普及についてということでございます。

スケートボードは、東京五輪から正式に種目に採用され、競技人口は増加傾向にあります。国内の愛好家は約40万人というふうに言われております。今後さらに裾野が広がるだろうというふうに予想されております。

しかしながら、一部の利用者のマナーの問題などで、遊べる場所、練習する場所がどんどんなくなっているのもこれもまた事実でございます。熊本市近郊におきましても、練習場がないことによりまして、橋の下スケートボード場、みらい大橋の下ですね。これ白川左岸の熊本市

側になります。無許可でスケートボード場として使われていた経緯がございます。近隣住民にとりましては、路上駐車やごみの放置が相次ぎ、大変迷惑な施設になっていたということでもあります。そこで、県が人が入れない高さのフェンスを設置を検討しているということでもあります。私、確認に行きましたが、まだ設置はしてありません。

本町では、光の森の遊歩道で一時スケートボード場を貸していたときがありました。最近では三里木高架橋、以前は麻生田三里木線って言ってましたかね。三里木高架橋の下が練習場になっておりまして、暗くなってから練習するということで、騒音などで近隣住民の生活が脅かされているという苦情が私のところにも来ております。締め出されたら次の場所へと練習場を点々としているようですが、このような状況は他県でも見られているということでもあります。

なぜこうなるかという、公の練習場施設がないということです。子どもや若者が悪いというわけじゃなくて、そういった練習する公の施設、練習場がないことによって、そういったちよとした空きスペースを利用して練習をしているということのようでもあります。東京五輪の正式種目のスポーツは、ほとんど公的練習場があります。スケートボードもメジャー化してまいりました。もう少し国あるいは自治体が注目すべきではないかというふうに私は思っております。県のスケートボード協会は、今後、行政などに熊本市近郊で楽しめるスケートボード場整備を働きかけ、愛好者と行政、地域住民らが知恵を出し合い、競技の健全な発展と普及につなげるようにしたいということでもあります。また、子どもや若者が安心して安全で楽しめる居場所づくりにもつながるというふうに私は思っております。

そこで、提案ですけれども、菊陽町が他の自治体に先駆けて公式戦ができるスケートボード場の施設整備に取り組んだらどうかということですが、先ほどの質問にも関係しますけれども、南小学校区地域に施設整備すれば、この地域の活性化、発展にも大きく寄与するというふうに私は思っております。また、地元の子どもや若者に親しんでもらい、国際的に活躍する選手を輩出すれば、スケートボードといえば菊陽町だとなるよう常設のスケートパークを整備し、スケートボードのメッカを菊陽町が目指したらどうかということもございますけど、いかがですか。

○議長（上田茂政君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（岡本勇人君） スケートボードの普及について、まずお答えします。

議員がおっしゃるとおり、本年開催予定の東京オリンピックにおきまして、スケートボード、空手、スポーツクライミング、サーフィンの4種目が新たな競技種目として正式に採用されました。今後は、これらの種目につきましては、これまで以上に関心が寄せられ、その競技人口も増加していくものと考えられます。

議員お尋ねの菊陽町はスケートボードのメッカを目指したらどうかということについてですが、昨年12月議会におきまして、布田議員の武道振興の要に弓道を据えるのはという御質問に

対して、菊陽町としては、町の生涯スポーツの振興を図るに当たり、ある特定種目に特化した取組ではなく、住民のスポーツに関するニーズを把握して、関係スポーツ団体と連携した多種多様の生涯スポーツの振興に努めてまいりたいと考えておりますとお答えさせていただきました。現在もその考え方にに基づき、町としてスケートボードの普及に特化した取組を進める予定はございませんが、スケートボード愛好者による団体や協会が主催する既存施設の駐車場等を利用したイベントや大会等への協力は可能だと考えています。

また、今後町内にスケートボード団体や協会が設立されれば、町体育協会を通じた支援や連携した普及活動ができるのではないかと考えております。

なお、スケートパークの整備についてですが、スケートボード大会の競技が可能な専用の施設の整備となりますと、場所の選定やスペースの確保、建設及び維持管理費用などの多額の予算が必要であると想定されます。現在、町の施設では練習や競技ができないスポーツ、陸上競技や弓道、水泳などもありますので、関係スポーツ団体の意見を聞きながら、必要性も含めて慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） いろいろなスポーツがある中で、例えば野球場、テニス、バレー、バスケット、バドミントン、そういったスポーツはほとんど公的施設があるわけです。今言われたような弓道とかそういうところは菊陽町にありませんけども、やはりスポーツを親しむ若者が増えてくれば、その地域は明るくなるし、健全な若者が育っていくというふうに私は思っております。当然場所の設定あるいは予算も当然必要になってきます。空きスペースを利用して大会ができるような協力がしたいということでもありますけど、私が言ってるのは、常日頃の練習場、施設が必要でないかということなんです。大会するときだけの施設じゃないと。常日頃そういった人が集って、若い人が集って、今のスケートボードでも今度オリンピック出る人は10代ですよ、みんな。国際的に優勝した人も10代でしょうし、13歳の子かなんかも優勝しましたよね。そんなに若返ってるんです。ゴルフでもそうですけど、プロ野球でもそうです。今若い人が物すごく活躍してます。そういった人というのは、もう小さい小学生、中学生時代からかなりの練習をして、またそういった施設があるところでいい選手が育ってることが多く見られます。だから、そういった施設は、確かに予算も要ります。場所も要ります。それは当たり前のことです、要るというのは。だから、将来的な人間教育です。「人は石垣、人は城」って言うてありますよね、武田節の中で。人間教育が一番重要であろうかというふうに私は思っているんです。そういった教育の中で、人間育成の中で、こういった今メッカになりつつあるスケートボード場等も当然必要になってくるんじゃないかなというふうに私は確信しております。だから、もちろん予算関係、場所等、これは当然検討しなければなりません。だから、一朝一夕にできるものじゃないです。もう予算を確定して、議会の承認を得て、していくという段取りになっていくかと思いますが、考えていないじゃなくて、検討する価値は私はある

というふうに思っております。

なぜ私が南小校区にといいますと、菊陽町東西南北見たところで、南地区が一番遅れているというとおかしいけども、そういうふうに見られます。だから、向こうのほうに人が集い、そういった施設ができるようになれば、この地域に住んでみようかなという人も必ず増えてくると思うんです。やっぱり魅力がなかったら何にも住もうと思いませんよ。現在の菊陽町では、南小校区で定住促進補助金制度がありますけども、一定の効果は出ているようでありますけど、まだまだ物足りなさを感じております、私は。こういった施設を造ることによって、この地域に若者が集い、この地域が注目されるようになると。そして、注目されれば、当然この地域に住んでみようかなという人が出てくるのは間違いないです。そういったことを私は言うんですけども、風が吹けばおけ屋がもうかるの理論じゃないですけど、そういった直接的な要因だけでなく、間接的なことも考えながら、こういった計画というのは取り組んでいく必要があるかというふうに思っております。これもさっきの野球場と一緒にですが、そんなに急々にできるもんじゃないですけども、この施設はランニングコストはそうかからないんですよ、御承知と思いますけども。一度造ったら、そうランニングコストはかかる問題じゃないです。分かりますか。そこをちょっと聞きます。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 答弁に困っておられますようですので、こういう施設を運営するに当たって、ランニングコストをどのように考えるかということです。いかがですか。

○議長（上田茂政君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（岡本勇人君） ランニングコストにつきましてですが、基本、スケートパークを建設するに当たり、建設費用がかかってきますが、ランニングコストにつきましては、各スケートパークを設置している自治体のほうを数例ですが確認させていただいております。基本的には公園に設置してあるものについて、管理者がいる場合もありますし、全く管理者がいない場合もあります。管理者がいる場合につきましては、やはり人件費等もかかってくるかと思えます。あとは、施設の規模等、そういったものや、朝から例えば昼までとか、夜まで開けるとか、そういった部分も関係してくると思いますので、いろんなパターンがあると思いますが、ランニングコストは人を置く場合はかなりかかってくるかと思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 担当者の考え、よく分かりました。前向きじゃないということですね、否定的な答弁が多かったと思いますけども。若者を要はどのように捉えるかですよ。国の財産、その地域の財産なんですよ、若者は。そういった人が将来的にその地域を支え、国を支えていくわけです。やっぱりそういった大きな目で捉えてもらいたいということです。

熊本県には、どこか1か所、菊陽から遠いところですよ、あったかと思うんですけども、ほかにはないんです、こういう施設が。だから、こういうスケボーを一生懸命する人というのは、

そこに親御さんに送ってもらったりとか、車を持ってる人は車で行ったりとかして練習をやってるようでございます。この地域辺りに、南小校区辺りに、ここに特化しませんけども、菊陽にそういった施設整備をすれば、恐らく相当人が集まってくると思います。その波及効果というのは物すごいものだというふうに私は思っています。少しこれは再度検討、研究をしてもらいたい。いかがですか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの御提案でありますけども、いろんな施設を造る場合には、まずは財源をどうやっていくかということでありまして、現時点では長年の町民の皆さんが待望されておりました総合体育館のほうの建設に入っておりまして、これが総事業費で五十数億円かかるような大型の事業であります。こういった大型の事業をまずきちんと着実に完成させていくということが一番今の課題となるということで考えておりまして、また一方では議員が言われますように、子どもたちが寄ってくると、親御さんはもちろん、おじいちゃん、おばあちゃんたちも一緒に見に来られるというようなところはありますが、それが実際あっておるのが杉並木公園線のスポーツ広場で子どもたちのサッカーの鼻ぐりカップというのもあっておりますけども、そこもぜひ人工芝にしてもらえないかというような要望もあってますし、いろんな取り組みたいところはありますけども、やはり一度にはできないというのと、町の財政状況に応じた中でどこまで取り組んでいけるかというのは、財政破綻がないようなところでやっていかなければなりませんので、ただいまの御提案に対しましては、そういうところまで現時点で取り組めれば非常にいいんですけども、生涯学習課長も答弁しましたように、実際にできるところがどういう状況であるかというのは十分研究させてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 当然これは物を造るというのは財政予算が絡んできます。今町長おっしゃったように、総合体育館も相当なお金がかかります。それは十分に承知しております。だから、同時並行してしてくださいじゃなくて、先を見通してそういう計画を練ってもらいたい。じゃあ、この後どうするか。これを造ったら、その後どうするかということで、計画的なものを造ってもらいたいというふうに思うところでございます。

それでは、次の最後の質問に移ります。

重過ぎる児童・生徒の登下校時の荷物についてということでございます。

教科書の大型化に伴い、ランドセルも最近は大型化しまして、ランドセルやかばんが重いといった声があります。私の事業所の前の道路は通学路になっております。ほぼ毎日のように小学生の登下校の様子を見ております。背中にはランドセル、またはランドセルの上にまた荷物を持ってからってると。それに別に手に荷物を持てると。そういうふうな状況もよく見られるんですよ。発育時の児童にとりましては大変負担が大きいんじゃないかというふうに思っております。過重になると体の発育も影響しますだろうし、私の実際孫も登校するときの様子を

見てみますと、かばんをからって、手に荷物を持っております。私がかばんを取って抱えてみました。結構重いです。それに別に荷物です。今の子どもは大変だと思いますよ、特に今からこの夏の暑いときに。そういうところを考えたときに、何とかこれは改善策はないかなあというふうに思っておるところでございます。

また、最近是不審者、声かけ事例等が多くなってきておるのは御承知のとおりであります。不審者から危険回避するにしましても、荷物が多く、重くては、大変安全上問題であろうかというふうに思うわけです。

そこで、通学荷物の軽減化はあるのか、その辺の所見を伺います。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。お答えいたします。

児童・生徒の通学荷物の軽減につきましては、全国の各小・中学校において、学校全体で携行品への配慮について方針を共有し、軽量化に努めるなど、これまでも様々な取組が行われているところです。

本町内の各小・中学校におきましても、児童・生徒の発達段階に応じて学校に置いてよいもののリスト、いわゆる置き勉リストを作成し、リストの掲示や学年、学級通信等による保護者への周知を行ってまいりました。しかし、新学習指導要領の全面实施に伴い、小学校は昨年度から、中学校は本年度から教科書が改訂され、御質問のとおり、これまでB 5サイズだった教科書がA 4サイズに大型化したことにより、これまで以上にランドセルやかばんが重いといった声が上がっている状況でございます。

そのことを踏まえ、教育委員会としましては、1人1台のタブレット端末の持ち帰りも活用しながら、各学校の置き勉リストの見直しや家庭学習の課題の適正化を図るよう指導したところでございます。

なお、現在、各小・中学校で実態調査を行っており、全学年を対象にそれぞれ3人以上の児童・生徒を抽出し、曜日を変えて3回ずつ携行品の重さを計量し、結果を提出してもらうこととしております。今後は各小・中学校の実態調査の結果を全校で共有し、発達段階の考慮、安全面への配慮、家庭学習上の必要性などを検討した上で、適正な重さの目安を設定し、学校全体での方針の共有、置き勉リストのさらなる見直し、保護者への周知などについて、各学校の取組をさらに充実してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 様々な取組をされているようで、その辺は大変評価をしたいというふうに思います。

ちょっと1つお聞きしますが、適正な重さというのはどのくらいなのでしょう。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 現在、体重の1割程度と把握しております。ですので、小学生で、例

えば40キロの児童につきましては4キロ程度、30キロの児童につきましては3キロ程度というふうには把握はしておりますが、実態調査を踏まえまして、現在の荷物の重さがどんななののかということもまた検討していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） いずれにしても、子どもの安全、発育を第一に考えて、様々な面で取り組んでいただきたいというふうに思うところでございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時39分

再開 午前10時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 議席番号1番の廣瀬でございます。

今日、たくさんの傍聴においでいただきまして、ありがとうございます。本当に皆さんがこういうふうに傍聴に集まっていただくということは力になります。精いっぱい質問をしたいというふうに思っております。

それでは、移動販売についてお尋ねをします。

昨年9月の定例議会での一般質問で、井口地区は75歳以上の割合が約29%で、町内一番の高齢者地区になっていると。また、近くにお店がないなどお買物に大変不自由されているということで、井口地区への移動販売ができないかについて質問をしました。質問に対して、町は、高齢者のニーズを把握した上で、必要とされる地区については、地元の実情に配慮した上で、実現可能であれば地区と事業者をつないでいきたい旨の回答がありました。それを受けて、社会福祉協議会に委託して実施している生活支援体制整備事業の中で早速動いていただき、ローソン熊本菊陽バイパス店の移動販売車を利用して、公民館のほうで月1回移動販売が実施をされております。また、移動販売実施に当たっては、区長さんはじめ役員、それに社会福祉協議会の方々がいろんなお世話をして、大変な苦労があるかと思いますが、例えば防災無線で実施日の案内とか、それから販売台のセットとか、それから地域の方々同士が次はどのような日にちがいいのか、また次においでになるときにはどんな商品がいいのか、地域の方々でいろんな話をされているようでございます。

それでは、質問いたします。

井口地区の移動販売実施日実績と今後の計画について、どのようになっているのか、お尋ね

をしたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） 質問にお答えします。

移動販売は、町が社会福祉協議会に委託して実施している生活支援体制整備事業の中で、生活支援コーディネーターが地域の課題を聞き、支援可能な事業者と地域をつなぐことで実現できた取組であります。

お尋ねの井口地区の移動販売は、令和3年2月15日に始まり、毎月1回、午前11時から12時まで井口公民館で開催されています。当初、第3月曜日に実施されていましたが、開催日を変更してほしいとの要望があり、4月からは第2月曜日に変更されています。移動販売日実績につきましては、2月から5月までに計4回、延べ62人の利用があったとお聞きしています。また、今後の計画につきましては、区へ新たな要望の有無を確認しましたところ、現状どおり月1回の開催を継続したいとの意向でありました。

一方、井口地区では、独自に移動販売周知のための取組を行っておられ、チラシの戸別配布やごみステーションへの貼付など、多くの人の目に届くよう工夫されています。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） この取組というのは、地区と事業者をつなぐ社会福祉協議会の役割。まさにこの取組というのは、地域の絆を強くして、地域共生社会の実現に向けて第一歩だと私は思っております。

それから、ローソンにおいては、地域、町と一体となった取組を基本方針とされております。それに対応するため、移動販売車2台目を何か計画をされているようでございます。

じゃあ、質問2に参ります。

その他のお買物弱者地区への移動販売は考えているのか、お尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） 質問にお答えします。

現在、移動販売を利用されている地区は、井口地区のほか、上津久礼、下津久礼、武蔵ヶ丘1町内及び武蔵ヶ丘5町内などがあり、広がりを見せています。

今後、新しく希望される地区があれば、町が社会福祉協議会に委託して実施している生活支援体制整備事業の趣旨に基づき、これまでどおり地域と事業者をつないでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 移動販売については、単に物を売り買いすることだけではなくて、高齢化社会が進む中で地域コミュニティーが非常に大切です。それと、健康寿命の観点からも、人が集う場所は必要であります。今後ともぜひ続けていっていただきたいというふうに考

えております。

それとまた、質問に当たって、非常にワクチン対応のお忙しい中に対応いただきまして、本当に心苦しく思っております。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 次は、ごみ問題について質問いたします。これは令志会を代表して、この問題については質問をいたします。

ごみ問題といいますと、一般ごみや産業ごみ、災害ごみ問題、不法投棄による環境汚染の問題、焼却や埋立てが追いつかない問題、ごみ処分場の新增設に伴う問題を総称してごみ問題と言われております。これらを学ぶため、今年の3月19日、4人で大津環境美化センターに視察研修に行ってまいりました。ごみの処理工程、それから事業計画などの資料もいただいて、詳しく学ぶことができました。また、環境美化センターが抱えている課題についても把握することができました。

ごみの処理には燃やすごみ、不燃物、資源物、それに粗大ごみとありますが、令和3年度からは資源物は5種類に変更になっています。その中で、資源物Jは、容器包装プラスチック、食品トレイ、発泡スチロールが対象となっておりますが、この種のプラスチック類の違反ごみが一向に減少しないことを強く言われました。違反ごみを見せてもらいましたが、プラスチック類の中に鋭利な刃物や注射針、生ごみやおむつ、それから金属製のポット、それから中身が残ったままの製品、たばこの吸い殻、プロテインの粉などが混入していました。そういうのを実際目の当たりにして、やはりこのごみ問題が持つ複雑さ、難しさを痛感をしたところでございます。

ところで、そういう中で2市2町の違反ごみの割合はどうなってるかということをお尋ねしましたけれども、そこまでは把握できないということでございました。

また、作業工程の中で、搬入されたプラスチック類は、リサイクルするため、手作業で全て中身を確認し、違反ごみの除去等をされています。違反ごみによりほかのものまで汚してしまい、リサイクルできない事例も多く発生しているとのことでした。また、刃物や注射針の混入等で、機械故障の原因にもなっているということです。

ちなみに、資源物Jに関わる違反ごみは、令和2年度実績で、周りのものまで汚してしまい、焼却施設で燃やさなければならなくなったものを含めると、約216トン、5トントラックで43回分になります。割合にして22%に上るということでございました。いかに違反ごみが多く、周りのものも汚してしまい、リサイクルに回せないものを多く発生させているのが分かります。これは2市2町で考える課題でもあります。このようなことから、ごみ分別の大切さを実感するとともに、違反ごみに対する今後の対策が非常に重要だと感じております。

質問1です。

菊陽町のごみ袋には3種類、赤、黄、緑とあるが、黄色のごみのみが記名式となっているが、その根拠は何か、お尋ねをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

家庭から排出されるごみについては、ごみの種類に応じて決められた指定ごみ袋で出すよう条例規則で定められており、それぞれ燃やすごみ、資源物、不燃物に分かれております。

御質問の本町における不燃物ごみに対しての記名の義務づけ根拠につきましては、不燃物の袋で出せるごみの種類は、ガラス、陶磁器、金属類、小型金物、小型廃家電ですが、その中で割れたガラス、鏡、包丁、ナイフ等のごみを不適切な処理の下、出されますと、じんかい車への積載及び分別を行う際に作業員の事故、けがにつながるものとなります。このように、収集運搬及び分別に従事する作業員にとりましては、危険を伴う業務でございますので、作業員の安全性の問題から、不燃物を出される方が適切な処理の下、責任を持って出されるよう、ごみのルールとして不燃物の袋への記名をごみの出し方・分け方等に記載をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） ちなみに、菊池郡2市2町の記名方式を参考に申し上げますと、不燃物の黄色い袋については、菊池市を除いてほかの市町村では、全てこれは記入式となっております。菊池だけがもう何も書かなくていいというそういう方法を取っておるようでございます。緑色の資源物Jについては、合志市が記名方式を取っております。ほかの市町村では何も書かなくていいと、そういうふうな格好になっております。

ただ、菊陽町においては任せておると、地区に。だから、それもちょうとどうかなという部分でございますけれども、そういう実情でございます。

それでは、質問2に参ります。

違反ごみの現状の把握と対策をどのように考えられていらっしゃるのか、よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

廃棄物処理法では、廃棄物・ごみは、産業廃棄物と産業廃棄物以外の一般廃棄物に分類され、一般廃棄物は、一般家庭等の日常生活に伴って排出される家庭系一般廃棄物（家庭ごみ）と各事業所の事業活動に伴って排出される事業系一般ごみ（事業系ごみ）に区分されており、菊池環境保全組合で取り扱う廃棄物は、この家庭系ごみと事業系ごみになります。

御質問の違反ごみの現状把握と対策であります。家庭系ごみの現状把握につきましては、町がごみの収集運搬業務を委託している業者から違反ごみの状況について随時報告を受けておりますし、環境美化委員の皆様からの報告書及び菊池環境保全組合から毎月のごみ選別結果の内容が報告されます。また、必要に応じて職員が現地のごみステーションに赴き、違反ごみの状況を確認しております。

対策につきましては、家庭から排出されるごみを収集作業員が外側から確認し、違反ごみが混入している場合は、違反の内容を記載した赤色の違反ごみシールを指定ごみ袋に貼り付け、対象となるごみは収集しないこととしています。これにより、このごみの出し方が違反であることを周知し、出した本人が違反に気づき、違反ごみが改善されるよう環境美化推進委員の皆様と協力して努めております。

また、議員言われましたとおり、4月からごみの出し方が一部変わっておりますので、ごみカレンダーと併せてごみの分け方・出し方の冊子を改めて作成し、全戸配布を行うとともに、ごみの分別の徹底を広報、ホームページで継続して周知しております。

続きまして、事業系ごみの現状と対策であります。町内の事業系ごみは、町の一般廃棄物の収集運搬許可業者が各事業所から収集し、菊池環境保全組合へ搬入されており、保全組合において搬入されるごみの中に他市町のごみが混じっていないか、産業廃棄物が混入していないか等を確認するため、抜き打ちでごみピットに投入する前に展開検査を行い、違反ごみが混じっている場合は改善するよう指導しており、町も展開検査へ定期的に立ち会うこととしております。

また、事業系ごみは、家庭系ごみと分け方、出し方が異なりますので、平成28年10月に事業者用ごみの分け方・出し方手引を作成して、ごみの減量と分別の徹底につながるよう町内各事業所に配付しているところでございますが、配付から5年が経過しております。そのときよりも町内の事業所も増えておりますので、再度作成し、各事業所に配付することとしております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） ありがとうございます。

プラスチックJの違反ごみについては、合志市が取っておるように記名式の方法を取られたらいかがでしょうか。今日はお答えは結構でございますので、これを検討いただいて、また機会があるときに御質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、質問3のごみ減量対策について、町はどのように考えているのか、お尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

本町では、町民の皆様や事業者の皆様の協力を得ながら、廃棄物の適正処理及びリサイクルを推進し、持続可能な循環型社会の形成に向けて取り組むとともに、SDGsの理念に合致するよう努めておるところでございます。

本町から菊池環境保全組合へ搬入される一般廃棄物のごみの量の現状につきましては、人口増加が著しい本町におきましては、年々ごみの全体量は増える傾向にあり、人口1人当たりの家庭系ごみの量は関係4市町で一番少ないものの、人口の増加に伴い各種事業所も増えており

ますので、町から排出される事業系ごみを含めた全体のごみの量の人口1人当たりの量は、関係4市町で一番多くなっている状況でございます。

御質問のごみ減量対策を町はどのように考えているのかでございますが、ごみ減量対策として家庭系ごみについては各種補助事業を行っており、リサイクル活動に対して交付する菊陽町リサイクル推進事業奨励金、電動式生ごみ処理機の購入に対する菊陽町電動生ごみ処理機設置事業補助金等を交付しております。また、水分量の多いごみについては、ごみステーションまでの持ち運びも楽になりますので、できるだけ水気を切って出されるよう町民の皆様をお願いしているところであり、昨年度はマイバッグを全世帯に向け配布し、レジ袋削減によるプラスチックごみの抑制とごみ減量化の意識づけにつながるよう啓発に努めているところでございます。

事業系ごみにつきましては、先ほど申し上げましたが、事業者用ごみの分け方・出し方の手引きを再度作成し、各事業所に配付するとともに、食品ロスの啓発とごみの減量化、分別の徹底をお願いするよう考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 今言われたように、これは菊陽町が環境対策としてマイバッグ、これを推進されました。これも非常に対策としては私はすばらしい企画かなというふうに思っております。

本日はポイントを3点に絞って提案をします。

1番目には、燃やすごみの中身を見ますと、リサイクルできる新聞とか雑誌、お菓子の箱、それから包装紙、衣類などがたくさん混じっております。その割合は約10%混じっていると言われております。これらがごみとして燃やされておるわけです。これはやはり取り組まにゃいかんという部分でございます。

2番目に、先ほど話ございましたけども、生ごみについては約70%から80%が水を含んでいるというふうに言われてます。これらを燃やすためにはエネルギーがかなり2倍も3倍も要るということでございます。

それと3番目に、これは菊陽町が推奨されておりますけど、生ごみを堆肥にする自家処理容器普及及び推進。

この3つは、私は非常に大切なことで、ポイントを絞って取り組むというのも一つの方法かなというふうに思っております。燃えるごみの正しい分別、生ごみを絞って出す、自家処理容器の普及、推進を実行すると。これを確実に行えば、ごみの減量は必ずや図れるというふうに考えております。

それでは、質問4です。ごみキャンペーン等の取組はないのかについてお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

ごみの減量につきましては、年間を通じて推進するものでありますが、多くの人が集まる各種イベント、集客施設等で行うことが有効であり、本町におきましては、すぎなみフェスタ開催時に紙袋の水切りコーナーを配布するなど、ごみ減量に関しての啓発活動を行っているところでございます。

キャンペーンではございませんが、ごみ減量への取組として、ごみの減量は小さいときからの意識づけが大事でありますので、小・中学生からのごみ減量ポスター募集による啓発、食品ロス運動に合わせたフードドライブの実施、仮称ではございますが、菊陽町ごみ警報と題しまして、四半期ごとの人口1人当たりのごみの量と前年度同時期のごみの量を比較し、ホームページ等へ掲載することによるリアルタイムの周知が考えられますし、また新しくなった菊池環境工場クリーンの森合志を活用して行うことも効果的であると思われまます。

なお、ごみ減量の問題は、関係4市町の共通の課題でありますので、4市町及び菊池環境保全組合と連携を取りながら検討していきたいと考えております。

いずれにしても、現在コロナ禍でございますので、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、キャンペーン等については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 菊陽町での可燃ごみの総量は、令和2年度実績で1万762トンで、これは質問3のところと共通しますけども、ごみ減量対策についてはパンフレットを確かに配布してあります、立派なパンフレットが。しかし、それだけではごみの減量化は私は図れないと思うんです。だから、アクションを起こして、例えば半年に2回程度、ごみを出す日の多い月、それを見計らってごみ減量推進化というような取組は私は必要だと思います。ほいで、これが1万762トンが2年度実績でありますけど、それを10%減らせば、約1,000トンのごみが減量になるんで、だからこれは確かに2市2町で考えて取り組むという部分もございますけれども、これは町独自で先陣を切って取り組むということも私は必要であるというふうに思っております。

ちなみに、熊本市では、5月30日はごみゼロの日、5月30日から6月5日までがごみ減量・リサイクル推進月間、それから10月は3R推進月間ということで熊本市の場合は取り組んでおります。だから、こういう取組は私は必要だと思います。菊池郡2市2町を見てみますと、そういう取組はありません。ごみ減量については、2市2町で協調しながらやっていくというのは、それはもう大切なことでございます。しかし、先ほど申しましたように、先陣を切って町独自でやるという方法もぜひ取っていただきたいというふうに考えます。

令和2年度の菊陽町ごみ収集運搬委託料実績は、1億600万円ほど組合のほうに払っております。その可燃ごみの中で54%が可燃ごみになっておりますんで、それを10%減らせば、かなりの委託料の削減にもなります。

それと、水切りとかそういう部分をすることによってCO₂の削減にもなりますし、それか

ら最終処分場、これが35年と言われていますけども、そういう延命策にもなるわけです。そう
いうことで、脱炭素社会対策については今後大きな議論になると思われそうですけど、ごみ問題に
ついては、新型コロナウイルス感染症が終息した後、区長、環境美化推進委員、小学生児童、
それからこれは事業系ごみのコンビニ等の責任者などを対象に研修視察等を計画されたいか
がでしょうか。

それと、違反ごみ、ごみ減量については、自分たち個人でできること、それと地区でできる
こと、町でできること、それぞれがいま一步真剣に取り組む必要があると考えます。これでご
み問題についての質問及び提案を終わりますけれども、また機会を見て、検討の結果もお尋ね
をしたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

以上でごみ問題については終わります。

次に、新駅設置について質問します。

一昨年の9月定例会議会で質問しましたが、今回は地方創生事業での観点から質問をし
たいと思います。新駅予定地の周辺の開発状況は著しく発展をしてきました。菊陽区画整理事
業も完成をし、製薬会社跡地の商業施設等も整備され、たくさんの人でにぎわいを見せていま
す。今後もさらなる発展の可能性を秘めていると思います。また、町民の悲願であった杉並木
公園整備事業、総合体育館が実現に向けて動き出しました。町民の方はどんな体育館ができる
んだろうと楽しみにされております。

鉄道交通インフラの面では、菊陽町の中で3つの駅がございますが、いずれも駅周辺は駐輪
場などを含めきれいに整備され、豊肥本線の都市圏輸送駅として機能的な移動手段となってい
ます。光の森駅は商業施設へのかけ橋として、原水駅は原水工業団地との接続拠点駅として役
割を果たしています。また、三里木駅は、空港へのアクセス鉄道の拠点駅として、今後さらに
議論が深まっていくものと思います。私本人も、菊陽町の将来像については自己研さんを重ね
ていきたいというふうに思います。いずれは提案する時期が来るかと思っておりますけども、それ
に向けて頑張っていきたいというふうに思っております。今後においては、光の森駅の横断歩道
橋の設置、菊陽町4つ目の駅設置に向けて、人が集い、にぎわう、魅力的なまちづくり、住ん
でよかったと思えるまちづくり、地域住民も大いに期待をされているところでございます。

一方、道路インフラにおいては、総合体育館建設などで道路渋滞が予想され、北側の杉並木
公園線の延伸の実現が待たれるところでございます。鉄道、道路インフラが共に整備されるこ
とによって、総合交流ターミナル「さんふれあ」などの地域活性化がさらに図れるものと考え
ます。

少し横道にそれますが、先般の熊日新聞にまちの住み心地全国ランキングで、菊陽町が2位
で紹介されておりました。山梨県の昭和町がトップで、0.4の僅差でございました。参考まで
に、合志市は5位にリンクされております。これは評価として生活利便性、行政サービス、親
しみやすさ、交通利便性などが評価の対象となってるようでございます。これらの高い評価に
恥じない今後のまちづくりが求められているというふうに思っております。

それでは、地方創生事業について質問します。

時間の都合で、質問１と質問２を併せて質問いたします。

３月議会で阪本俊浩議員の質問に対し、町の回答は、地方創生関連交付金を活用した事業は、平成27年度からの第１期菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけた10の事業に取り組んでいるとの回答がありました。

まず１点目に、地方創生事業で新駅設置の検討はされているのか。

されているのであれば、２点目に、地方創生関連交付金事業には推進交付金事業、拠点整備事業交付金とありますが、どの事業で進めていかれるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの御質問にお答えしたいと思いますけども、先ほど言われましたごみ問題の件につきましては、ぜひ各地域でのリサイクル運動を、最近コロナ禍の中であって休んどうられる地域もあるようでありますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

もう御承知のとおり新しい工場もできておりますけども、ごみの運営しとる負担金というのはこの４市町でやってますけど、１割が均等割で、あとの９割はごみを持ち込んだ量によって負担金が返ってきますので、ぜひこのリサイクル運動を徹底していただいて、運動されたところにはリサイクル補助金も出ますので、それを地域活動、子ども会、いろんな活動に充てていただきたいと思いますということで取り組んでいくことをぜひ皆様方のほうからも広げていただきたいと思います。

それで、ただいまの地方創生関係での新駅設置についてということで、１、２番まとめて答えたいと思います。

新駅設置につきましては、まちづくりの基本となる第６期菊陽町総合計画前期基本計画、第２期の菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び菊陽町都市計画マスタープラン、それぞれの新しい計画が出来上がりましたが、それぞれの中に明記しておりまして、その実現に向け、ＪＲ九州への要望や協議のための準備を進めております。これはもう請願駅になることでありますので町の負担ということですが、ＪＲのほうの協議が調わないと先になかなか進めないというところがありますので、その準備をしているようなところであります。

今後、新駅の設置について、計画が具体化していく段階においては、新駅周辺の整備に関する基礎調査や構想の検討に当たって、ソフト事業に活用できる地方創生推進交付金の活用を視野に入れております。

また、その構想に基づき、新駅と周辺の一体的な整備を行う場合は、ハード事業に活用される地方創生拠点整備交付金を活用したいというふうに考えているところであります。

いずれにしても、この新駅設置の要望は毎年ＪＲのほうに要望しておりますけども、以前はいわゆる乗降客数がどれだけ確保できるかというのが非常に課題であったと思います。現在は今度予定しております南側のほうにおいては、土地区画整理事業のほうも整備を終えまし

て、非常に新しいお店とか、にぎわいの場にもなっておりますし、また一方、北側のほうにおいても、この集落内開発制度等によって住宅戸数あたりも増えてきておりますので、さらにはまたこの原水駅の西のほうに当たる、そういうところについてもその可能性の調査もやっておりますので、ぜひ実現に向けて、まずはＪＲとの協議をしっかりとった上で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○１番（廣瀬英二君） ありがとうございます。実現に向けて私どもも一生懸命頑張ります。行政におかれましてもよろしく願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に参ります。

４月初めに会派のメンバーで長崎県の大村市の物産直売所、おおむら夢ファームシュシュに視察研修に行ってきました。ニンジン、トマトを含む12種類のジュースがメインの店頭に品ぞろえしてあり、黒田五寸ニンジンジュースも売行き好調で、健康志向のお客様がよく買われているということでございました。地元特産品をセットにした販売が多く目立ち、また直売所に隣接してバイキング形式のレストランやアイス工房、パン工房が併設され、昼は地元食材にとことんこだわってランチバイキング、夜は最高級の長崎和牛と大村産豚肉を使った焼き肉を提供するなど、地元の食材に徹底してこだわった営業展開をされています。また、アイス工房やパン工房では体験教室も開かれ、地域全体で夢ファームシュシュを盛り上げていこうと、そういう雰囲気を感じました。

視察で勉強になったことは、地産地消を進めるために宣伝を含めた総合戦略がしっかりしていることと、生産者と販売者の信頼関係がしっかりしていること、これを痛感をいたしました。

それでは、本論に参ります。

菊陽町の農業では、農耕、畜産、酪農とございますが、代表は何といたっても農産物のニンジンです。菊陽町ニンジン生産の玄関口として、地方創生事業で新駅設置を進める中で御提案があります。駅名を（仮称）にんじんの里駅と命名して、地方創生事業で進められたらいかでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

御提案いただいた駅名に仮称をつけて事業を進めることにつきましては、今後、行政と周辺住民が新駅設置へ向けて意識を共有するための有効な手段の一つだと考えております。ＪＲと協議を重ねる中で、時期が参りましたら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○１番（廣瀬英二君） では、最後の質問に参ります。

時間があまりありませんので、ちょっと早足になるかと思いますが、よろしくお願いし

ます。

私からの提案でございますけども、都市と農業、観光を結びつける戦略は大事だと思います。すいません、質問４で、新駅の設置に関連して、町は都市と農業、観光を結びつけるための施策をどのように考えてるのか、お尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

議員も御存じのとおり、新駅設置を予定している場所の線路北側には、菊陽杉並木公園、図書館、総合交流ターミナル「さんふれあ」といった町の中核施設などがあり、さらに総合体育館が整備中であります。線路南側の地域は、商業施設や人口の増加が進んでおり、熊本市内をはじめ町内外から車で訪れる方たちも増加し続けております。新駅設置は、杉並木公園や総合体育館で開催される菊陽町夏祭り、すぎなみフェスタ、各種スポーツイベントなどで、集客の効率化や渋滞緩和につながると考えております。結果、公共施設活用の利便性を向上させるとともに、町内外の住民の交流を促進し、町民の暮らしやすさも向上させ、菊陽町が目指す人々にぎわうまちづくりにつながると考えております。また、新駅は、これら公共施設群への玄関口となることで、各種イベント情報、菊陽にんじんをはじめ、農産物の地産地消を進めるための情報、そして観光資源に関する情報の発信基地として大いに期待できると考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○１番（廣瀬英二君） ありがとうございます。

時間があまりありませんので、あと棒読みになるかと思いますが、実は「さんふれあ」で非常にいい企画を今までされておりました。というのが、菊陽町の風土、歴史を散策する史跡めぐり、これが３コースありますけど、白水コース、中部コース、原水コースが設定されていました。現在はコロナ禍で、今中止みたいな格好になっておりますけども、これは希望地からボランティアガイドが添乗をして、２時間ほどコースを回って、「さんふれあ」に帰る行程です。私も区長時代に２０人ほど連れていきました。非常に「さんふれあ」の中で盛り上がりました。こういう企画は、やはり「さんふれあ」だけで取り組むんでは広がりがありません。だから、後で申し上げますけども、これは全体で取り組んでいくということで今後の展開が必要かなというふうに思っております。

それと、都市と農業、観光を結びつけるためにいろんな企画が必要だと考えます。５点ほど早く申し上げます。

民泊できる農家を探し、農家民泊で田舎暮らしを体験してもらおうと。これは農家の担い手が非常に少ないと言われる今日、農業の発展には老若男女の新たな発想が求められています。

それから２番目で、歴史ある鼻ぐり井手公園の台地で結婚式を挙げると。これは平成３１年３月２６日に歴史的農業土木遺産として馬場楠井手の鼻ぐりが熊本県指定史跡になりました。菊陽町発展の礎を築き、菊陽町の歴史をつくった原動力とされています。地方創生事業で始まった

鼻ぐり井手公園は、土日、祝日、非常ににぎわいを見せております。そういう中で、イベント会場は屋根もあり、整備されています。二人の門出が記念になると思いますし、菊陽町の宣伝にもなります。また、披露宴は「さんふれあ」で行い、引き出物は菊陽町の特産物ニンジンジュース、ゴロッと！にんじんとチキンのカレー、そしてにんじん焼酎をセットにして贈答品にするなどの取組も必要です。

それとあと、3番目で、ウォーキングコースとしてJRに働きかける。私も鉄砲小路から図書館、それから鼻ぐり井手公園まで実際歩いてみました。ちょうどさんさん公園を含めてウォーキングコースには非常に適したコースじゃないかなというふうに思っております。

それとあと、ボランティアガイドさんがいらっしゃいます。菊陽町には25人いらっしゃるんですね。ただ、今この25人のガイドさんは、もう鼻ぐり公園でのガイドとか、それから南小学校のほうで小学生を対象にしたそういう歴史教室みたいなのがあっておるようです。菊陽町の農業発展の将来を企画、宣伝する係が必要だと思えば、こういうのを広めて、菊陽町にはたくさんの観光資源もあります。文化遺産もございます。それをそういう担当する課、宣伝をする課を、係をつくって、ぜひこの菊陽町を広げていっていただきたいというふうに思います。また、新駅を含めた駅を拠点として、観光地への循環型交通手段方法も視野に入れた検討も必要だと思います。

これで質問と提案を含めた地方創生事業での新駅設置についての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時39分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 皆様こんにちは。議員番号2番、矢野厚子です。

本日はお忙しい中、コロナの中、傍聴においでいただいた方々に感謝申し上げます。

熊本県は、蔓延防止法の効果が出ているのか、一時期より感染者の数は減りましたが、相変わらずコロナの感染者の報告は続いています。ワクチンの接種は少しずつ進んではいますが、相変わらず緊張の日々が続いています。感染の不安と経済の落ち込みによる生活の不安で家庭内のストレスも増えており、癒やしの対策として、家庭菜園や庭仕事、またペットの飼育を始める人も増えています。そこから始まる新たなトラブルも予想されます。それが大きなトラブルになる前に取り組めることがあるのではとの考えで、今回ペットの飼育関連の一般質問をし

ます。

質問は質問席でさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 1番の町内のペットに関する質問についてです。

まず、現在町内に届出された犬の頭数と狂犬病のワクチンの接種状況をお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

犬の登録件数と狂犬病の予防接種につきましては、狂犬病予防法に定められており、同法第4条により、犬の所有者は犬を取得した日から30日以内に犬の登録申請を、同法第5条により、犬の所有者は狂犬病の予防接種を毎年1回受けさせなければならないとされています。本町におきましては、飼い主による動物病院での接種と併せて、毎年5月中旬に犬の集団予防接種を行っており、本年度は町内15か所で実施しております。

御質問の犬の登録件数と狂犬病の予防接種状況につきましては、令和2年度においては、犬の登録件数2,173匹、接種頭数1,605匹となっております。昨年度は新型コロナウイルスによる巣籠もり需要によりペットを飼う人が多くなり、犬の登録件数は増えておりますが、例年70%台後半を維持してきた接種率は、73.9%に落ちている状況でございます。

本町では、接種率向上のため、毎年の集団予防接種終了後、未接種の飼い主の方々に接種を促すため通知を行うとともに、広報、ホームページ等により予防接種の呼びかけを行っております。

また、犬の登録と予防接種を飼い主が責任を持って行っていただくように、狂犬病予防法には犬の登録をしない場合、登録時に交付された鑑札を犬につけない場合、予防接種を受けない場合、予防接種時に交付された接種済み票を犬につけない場合等については、20万円以下の罰金に処する規定があることを継続して周知することとしております。

なお、予防接種の時期については、狂犬病予防法施行規則の規定により、例年、当該年度の4月1日から6月30日までに接種するよう決められておりますが、本年度におきましては、新型コロナウイルスの影響を考慮して、12月31日までに接種するよう接種期間に猶予を持たせてあるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 今、狂犬病の法律についての御説明もありました。これに違反すれば20万円の罰金ということが書かれております。ただ、今回ホームページに再度接種いたしまししょうというものは載っておりますが、罰則規定はあるとは書いてありますけど、その内容については書かれてなかったと思いますが、これは間違いないでしょうか。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 再度未接種の方については接種していただきますようお願いして

いるところでございますが、罰則規定については、今ホームページ更新中でございますので、
よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 犬の登録数2,173頭ということなんですけれども、これは登録されている
数で、実質はもっと多いのではないかと推測しております。また、この法律に20万円以下とい
う罰則があるにもかかわらず、これがみんなに認知されていないという状況があるというか、
そのためとは言い切れませんが、飼い主は深く気に留めることもなく、室内飼いだから
といって受けさせない人の声も耳にします。ふだんは室内飼いであっても、散歩中や自宅への
来訪者に飛びかかったり、かみつけないとは言い切れません。そこまで含めて町はもっと強く
広報活動をして、100%の予防接種率になるように広報活動をお願いしたいと思います。

いや、回答が予定とちょっと違ってたので、すみません。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） すいません。予防接種の掲載を再度細かくしていただくことを提案して、
ここの1番は終わらせていただきます。

2番の飼い主の責任ある飼育は必要だが、犬の避妊手術の補助をする考えはないかという質
問に行きます。

犬の去勢、避妊手術は、その子の体重や雄か雌かによって違いますが、3万円から5万円程
度です。手術が複雑な雌犬のほうが高額になります。もちろん飼い主が責任ある飼育をするの
が基本ですが、犬の飼育には餌代以外にももちろん狂犬病予防接種、蚊が原因となるフィラリ
ア、草むらのダニ、ノミの予防駆除、さらに犬種によっては毛が伸びたり、絡まったりする子
もいて、トリミング、美容代もかかり、年間二、三十万円は軽くかかります。そのために、生
まれた子犬をこっそり捨てたり、多頭飼育崩壊で強制的に保健所に保護されたり、人間の身勝
手な行為で行き場のない犬たちがたくさんいます。我が家の犬たちも、生後間もなく保健所に
保護され、町内の保護施設を経由してやってきました。その施設にはあちこちから毎年約
100頭の子犬や成犬が保護されてくるそうです。うまく保護され、飼い主が見つかる犬はいい
のですが、野犬化して人を襲うようになる犬もいます。野犬でなくても、発情期になると興奮
して人に飛びかかったり、脱走する犬もいます。そのような事件が起きる前に、少しでもでき
ることをするのが行政の役目ではないでしょうか。町としてはどうお考えになりますか。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 飼い主の責任ある飼育が必要だが、犬の避妊、去勢手術の補助を
する考えはないかにお答えいたします。

令和2年度の県内において、犬の去勢、避妊手術の補助を行っている市町村につきましては、
上天草市、大津町、嘉島町、苓北町の1市3町が事業を実施されております。

各市町に補助を実施するに至った経緯について聞いたところ、野犬が多く、飼い犬が逃げ出
して野犬化し、さらに繁殖することへの対策、公衆衛生の向上を図ること、無秩序な繁殖の抑

制、動物の愛護、適正な飼養についての啓発等の理由でございました。

なお、嘉島町におきましては、飼い犬が野犬化するという事例がほぼなくなったため、補助の目的が達成されたとして、令和2年度をもって廃止されておるところでございます。

御質問の犬の避妊、去勢手術の補助をする考えにつきましては、本事業は望まれない繁殖を抑制し、捨て犬が減るという効果が期待できる一方、本来飼い犬は飼い主の責任で飼育、管理を行うべきものでございます。また、現在本町におきましては、野犬による被害、相談等ありませんので、補助をする考えはないところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 町長にちょっとお尋ねしてもいいですか。

菊陽町都市計画マスタープランの都市づくりの理念に、人と自然が共存する快適で安心な生活都市づくりという項目が掲げられています。これは表紙にも書かれています。生き物も自然の一部として同様に共存し、人にとって癒やしとなる安心な存在でなければなりません。大津町では避妊の手術を助成してますけど、1頭につき1万円を上限に年間60万円の予算がつけられていて、毎年ほぼ100%執行されているそうです。ぜひ人と自然が共存する快適で安心な都市づくりの理念に基づき、菊陽町は生き物も安心して共存できる町と胸を張って言えるような前向きな検討を願いたいと思います。町の全体予算からすれば、60万円は僅かな金額です。万一の事故が起きた場合には、支払う費用補償はそれでは済みません。今はお考えはないかと思いますが、ぜひ検討をお願いしたいと思います。町長にお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 犬も猫もそうでありますけども、やはり自分の家で飼う方におかれましては、矢野議員言われたように、いろんな経費がかかるということの中で養っておられるわけありますので、まず本町の場合はまだ野犬化してるとか、昔はありましたけども、今はそういう話も担当のほうから言ったようなところでありますので、ぜひ飼い主の責任でそういうところはきちんと守っていただきたいというふうに思います。また、いろんな事態が発生して対応しなければならないような状況が出た場合については考える必要もあるかと思いますが、まずは飼い主が犬、いわゆるペットを飼う以上は、自分の責任できちんとやっていただくというのが原則だと思いますので、そういう状況で、さっき担当が答弁したとおりのことで考えております。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 町長のお考えは分かりました。ただ、何かが起きてから動くというのではやっぱり遅いと思うので、起きる前に、飼い主に対するワクチンを含めてちゃんとした指導というのも町のほうが広報活動しながらやっていただきたいと思います。

次は、3番の県の野良猫に対する避妊去勢手術補助事業に対する町の関わり、対応はどうなっているか、お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

野良猫につきましては、飼い主でない人が善意のつもりで猫に餌をやり、餌やりを行うことで猫が増え、繁殖し、近隣の住民の方々が迷惑を被っているという相談が多く寄せられています。雌の猫は、年に2回から3回出産し、妊娠2か月で約4匹から6匹の子を産みます。また、生まれた雌の猫は、約半年で妊娠、出産が可能な状態となり、さらに増えることとなります。

御質問の野良猫に対する去勢等の補助事業につきましては、熊本県が人と動物が共生する熊本の実現を目指し、飼い主のいない猫に対する避妊、去勢手術費用の一部を補助するものでございます。補助の対象者につきましては、熊本市を除く県内に生息する飼い主のいない猫を保護し、動物病院で避妊、去勢手術を行う県内在住の個人または団体となっております。補助の金額につきましては、雄1匹5,000円、雌1匹1万円の内容で手術費用の一部が補助されるものでございます。

本町におきましては、本事業を多くの町民の皆様にご覧いただくため、広報及びホームページで周知を行っており、町民の方から御相談があった場合は、菊池保健所を御紹介しているところでございます。

また、きくよう広報令和元年10月号に掲載しました南阿蘇村で活動されているNPO法人におかれましては、野良猫を減らすため、これ以上増やさないためのTNR活動を主に行っているボランティア団体で、依頼があれば現地に赴き、捕獲して避妊、去勢手術を施し、元の場所へ戻すことまで無償で行っておられます。野良猫の被害で困っている方の相談も受け付けているということではございますので、県の事業と併せまして町民の皆様にご覧いただきたく考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 確かに町の広報紙には阿蘇の件も熊本県の事業も紹介はされていましたが、先日確認したところ、町内では、まだ県の事業を実行したのは1件しかなかったというふうに伺っております。

私の身の回りでは、心優しい何人かの人たちが自宅庭に捨てられた野良の子猫を見るに見かねて保護し、安くできるところ、無料でできるところを探したりして、手術を受けさせています。日頃保護活動をしている人に聞いてみると、猫は生後6か月ほどに成長していないと手術が受けられなく、子猫を保護しても、その間世話をしながら手術が受けられる大きさになるまで待つしかありません。大人の猫は、おなかに子どもがいるか、いないかを確認してから手術になります。

県の保健所が窓口で県の事業はありますけれども、申請の書類手続をするに、9段階の手続が必要です。猫を保護した地域の責任ある方にその地域の野良猫だという証明書にサインをし

ていただかなければなりません。その証明をうまくもらえずに断念する人が多いということが1件という件数につながっていると思います。地域の責任ある人といえば、大体区長さんとか自治会長さんと想定されますが、その方たちへのこの事業の説明は行われているかをお聞きます。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 地域の区長様、自治会長様に対しては、この事業の説明は行っているところではございません。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） せっかく県がやってくれている事業なので、それがうまく活用できるように、町のほうももっと仕組みを区長さんたち、区長会などを通して説明をしていただき、協力を依頼していただきたいと思います。

県の補助金1万円とか5,000円ですけども、手術費用は犬よりも安いのですが、雄猫は約1万5,000円、雌猫は約2万5,000円かかります。野良ですので、本当に善意で捕獲されて、手術できるような状態にして手術してくれるところを探されているわけですけども、県の補助があっても、その金額では不足します。この不足の金額を町が補助することができないかどうかと提案します。提案としますが、いかがですか。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 差額の補助というところでよろしいですか。

（2番矢野厚子君「はい、はい」の声あり）

差額の補助等につきましては、今言われて、なかなか思いつきませんが、これもあれですか、すいません、さっきの県の事業とは別に個人でやられる方……

（2番矢野厚子君「県にプラスして」の声あり）

まずはそういった上乘せ等もあるかもしれませんが、本事業を有効に活用するために周知等の徹底を行っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 普通のペットは飼い主にとっては家族の一員です。鍵っ子にとっては留守番の友達だったり、独り暮らしの人には心細さの癒やしであり、時には家族の仲たがいの陰悪のときの仲裁をすることもあります。また、怪しげな人物を大きな声で追い払ってもくれます。飼い主はその命を守る責任があります。だからこそ、ただかわいいというだけで責任の持てない命はむやみに養うべきではありません。

第1期菊陽町子ども・子育て支援事業計画の実施の基本目標1、子どもが健やかに育つことができるまちづくりと書かれています。子どもの健全育成に関わる事業を行う大人、そんな子どもたちに直接関わる大人の心が健全でなければ、子どもの心も健やかに育ちません。一度この世に生をうけた命をどう受け止めて大事にするか、養えない命を増やさない、そんな大人の

真剣な命の向き合い方は、それをそばで見聞きする子どもたちにもよい影響を与えることになると思います。ぜひ前向きな検討をお願いし、提案とします。

続きまして4番、災害時の避難所のペットの取扱いについて伺います。

ペット同伴の避難を認めるのか、避難所の外側に同伴するのは認めるのか、併せてお答え願います。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

ペット同行避難とは、災害時に飼い主がペットを連れて一緒に避難することで、実際に開設した事例として、県内では昨年9月の台風10号の際に熊本市がアクアドームくまもとで開設されましたが、一般避難者との間でペットの臭いや鳴き声への苦情、興奮した犬に職員が手をかかるなど、難しい避難所運営であったとお聞きしております。

このような熊本市の事案や避難所でのペットの避難スペース確保などの大きな課題があり、現時点では難しいと考えています。しかし、全国では、過去の災害において、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例や避難所にはペットとの同行避難ができないと考えた方が危険を顧みずに避難しなかった事例がありますので、今後、想定される様々な課題を洗い出し、整理しながら、ペットを受け入れるための体制整備や獣医師会や町内外の動物病院、ペットショップ、ペットホテルなどの動物を取り扱う業者との連携、協力といったことも含め研究してまいります。

また、外側への避難ですけれども、大雨や暴風に対して安全の確保が困難であり、大きな課題でもありますので、車中泊なども含め、避難の在り方について研究してまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） ありがとうございます。

1番の質問で、狂犬病予防接種率が70%台という回答がありましたが、ワクチンの接種をしていない犬の避難をどう考えるのか。

犬の保護施設の方に先般の熊本地震の際に多数の犬の預け入れがあったとのことでお話を伺いました。各種ワクチン接種済みの犬との兼ね合いで、未接種の犬は預かれませんと断ると、鑑札はつけてないが、証明書もないが、受けてるといって預けた中にも、後で調べると、かなり未接種の犬がいたそうです。犬同士の病気の感染のリスクもあり、困ったということです。建物の中であれば、外であれば、管理飼育されていない生き物を持ち込まれたときに起きる混乱を避けるために、先ほどもおっしゃったように、ふだんから想像できるリスク対応を考えるべきだと思います。

また、ペットの種類も多様化しています。犬、猫以外にモルモットやウサギ、鳥など、多種多様です。人にアレルギー反応を起こさせるものもあります。ぜひきちんとルールをつくり、最低、犬の狂犬病予防接種は条件に準備を進めることを提案します。

また、犬、猫の排せつ物についてもルールを決め、場所を決めることで、避難のストレスを減らすことにつながるのではないかと思います。

避難マニュアルや防災マップも今後も状況の変化の中で修正整備していくのだと思いますが、その中にペットに対する飼い主の心構えや準備品について、環境省のガイドラインに基づき、しっかり記載することを提案しますが、どう考えられますか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

今矢野議員が言われましたように、様々な事案が想定されますので、例えば犬をケージに入れていただくなど、そういったルールづくりをこれから取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 通告はしていませんが、分かる範囲でお答えできればと思います。

地域防災計画の中でいろんな業界団体と協定を結ばれていますが、獣医師会とは何か協定を結ばれていますか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

今現時点ではそのような協定等は結んでおりませんが、先ほどお答えしましたように、今後獣医師会等との連絡を取って、何らかの協力がしていただけないかなどを研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 今回の質問はペットを中心に取り上げましたけれども、菊陽町には牛などの肥育農家があります。大きな地震や台風で牛舎が壊れ、水道、電気が止まった場合、不衛生な環境になり、病気の感染なども起こり得ます。

日本獣医師会は、今年の1月15日に「人と動物、生態系の健康はひとつ〜ワンヘルス共同宣言」をしていいいます。人の健康、動物の健康、環境の保全のためには3者の全てを欠かすことができないという認識に立ち、緊密な協力関係を構築し、活動し、課題の解決を図っていこうとする理念です。この理念の下、獣医師会との連携、協力も提案させていただきます。

続いて、5番の特定動物の飼育状況を町は把握しているかをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 御質問についてお答えいたします。

御質問の特定動物につきましては、動物愛護及び管理に関する法律で、人の生命、身体または財産に害をおそれのある動物として、政令で定める動物であり、カミツキガメ、ドクトカゲ、ニシキヘビなど、哺乳類、鳥類、爬虫類の約650種が対象となっております。令和2年5月31日までに愛玩目的で飼養、保管許可をお持ちの方は、現在飼養、保管している個体に限り

継続飼養が可能となっておりますが、令和2年6月1日から特定動物の飼養、保管に関する規定が変更され、愛玩目的での飼養、保管の許可申請ができなくなっているところでございます。

御質問の飼養状況の把握につきましては、許可権者が熊本県知事でありますので把握しておりませんが、菊池保健所に確認しましたところ、本町には現在特定動物に該当するものは飼養されていないとのことでございました。

なお、特定動物の許可申請については、許可された内容を県から市町へ通知するものではないとのことであり、特定動物の飼養状況について、各市町から情報提供の依頼があれば、個人情報問題がございますので、個人を特定しない範囲で、飼っている種類と数、エリア等については情報提供ができるとのことでした。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 私も菊池保健所で確認したところ、管内でニシキヘビが飼育されているということを伺いました。菊陽町ではありませんが、新たに飼育することはできないけれども、転居をすることはあるということで、定期的に保健所と連携を取って、年に1回でもきちんと確認をしていただき、先般ニュースで流れたように、住民が不安におびえることがないようにぜひよろしくお願いいたします。

続けて、2番のマイバッグのことを行きます。

マイバッグの配布が現在も続けられているとお聞きしていますが、これまでの配布状況と残りのバッグの扱いはどのようになっているのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

昨年12月に新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式の啓発とプラスチックごみの削減を目的として、マイバッグと除菌スプレーを町内の全世帯に対しまして配布しております。戸建て住宅につきましては、各地区の区長、自治会長さんの皆様に御協力いただき、各家庭へ配布を行っています。集合住宅等については、引換券を郵送する方法で配布を行っており、引換えを行っていただきますよう、広報、ホームページへの掲載と併せて、12月上旬と1月中旬にマイバッグ引換えについての通知を郵送させていただいております。

御質問の配布状況と残りのマイバッグの取扱いについてでございますが、令和3年5月31日現在で1万5,900世帯へ配布を行っており、85.89%の配布率となっております。また、残りのマイバッグにつきましては、引換えがお済みでない集合住宅等の皆様へ随時引換えを行っておりますし、本町への転入者の皆様へも配布をしているところでございます。マイバッグをもらった方々は大変喜ばれております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） マイバッグの配布、順調なようでよかったと思います。

新規転入者の方にも配られてるということなのですが、どこかで在庫がなくなると言うんですよね。きちんと期限を切って、何月何日までで配布終了しますということで、在庫は何らかの形で使うことによって、私はもらったけどあなたはもらってないのとか、そういうトラブルにならないように、きちんと令和3年何月何日をもってマイバッグの配布を終了します。まだお引換えでない方は早めに済ませてくださいということをやちゃんとみんなに知らせるべきだと思います。残ったバッグについては、今後何かの機会に住民の方に差し上げたりするようにすることを提案して、私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時35分

再開 午後1時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。

今日は時間が15分短縮されておりますので、もう登壇せずに、ここから出発をしたいと思います。どうぞお許しいただきたいと思います。

それから、梅雨の中休みで大変暑くなっている中、またコロナの蔓延下で傍聴に来ていただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、議席番号14番、甲斐榮治、第54回目の一般質問を行いたいと思います。

一般質問というのは、通常、執行部の行政の様子について問いただすという性格がありますがけれども、それだけではなくて、そのほかに確認のこともありますし、あるいは質問を通じて情報を共有するという働きもあります。それから、自分自身のことを反省するという意味もございまして、いろんな意味を込めて一般質問を行いたいと思いますが、特に今日は私ももう何度も質問をした質問事項です。大体皆さんの側からどういう答えが返ってくるかも大体想定はついております。しかしながら、この状況の中で確認すべきものは確認をして、現在どの段階に来てるのか、その辺を確認して、情報を共有するという意味で今日は一般質問を行いたいというふうに思います。

まず、第1番目です。空港アクセス鉄道の問題でございます。

3項目設けておりますが、1番目と、それから2、3は併せて行いたいと思いますので、まず1番目から参ります。

令和3年3月県議会での空港アクセス鉄道に対する質疑応答を知悉しているか、それについて町はどのような所感を持っているかについてお答えをお願いしたい。これは特にこの3月県

議会では、本町出身の中村県議会議員が質問を行っております。そのことについての所感をお願いしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

県議会３月定例会において、中村県議が、空港アクセス鉄道について、新型コロナウイルスの終息後を考え、今のうちから着実に検討を進めておくべきと質問され、知事が、単なる交通アクセスの改善にとどまらず、鉄道を通じて空港の活性化の効果を様々な分野に広げ、50年後、100年後を見据えた新しい熊本を築き、熊本のさらなる発展につながるものと確信している。熊本地震からの創造的復興の総仕上げとして、引き続き実現に向けてしっかりと検討を進めていくと答弁されております。また、西山県議からも、空港アクセス鉄道の早期実現について、要望が行われております。このほか、高速交通ネットワーク整備推進特別委員会において、県民へのメリットやデメリットを示すべきとの意見や、空港利用者だけでなく運動公園利用者にも非常に効果があることを広報すべきなどの意見が交わされております。

こうした動きを踏まえ、本町としましては、空港アクセス鉄道の事業が実現すれば、県内における本町の拠点性が格段に高まり、将来の発展につなげることができることから、県が事業化を判断した際には、速やかに関連機関と連携しながら、まちづくりを進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） まさにおっしゃるとおりで、そのとおりであろうというふうに思います。

確認したかったのは、人吉、球磨の大災害がございました。それから、コロナの災いに見舞われて、この空港アクセス鉄道の計画が後退したかのような、そういう印象を持っている方がかなりいらっしゃる。そうではないということをひとつ確認しておきたいと。

今課長が答弁されたとおりのそういうお答えであったというふうに私もお聞きしました。これはくま川鉄道の復旧、それからコロナの克服というのは、緊急性があって、優先順位は確かに高いと思いますが、言葉がちょっと過ぎるかもしれませんが、これは一過性のものであるというふうに私は考えております。ところが、空港アクセス鉄道の整備は、30年、50年先に関わる基盤整備の事業であって、その後も残って、未来に大きな影響を持つ、そういう事業であるというふうに考えております。ですから、県知事としては復興の総まとめでもあるというふうな発言も確かにあっております。仮に人が代わったとしても、これは誰かが引き継ぐべき事業であるというふうに私は考えます。その点を押さえて、次に移ります。

空港アクセス鉄道計画と菊陽空港線延伸事業の進捗状況はどうなっているか、両件についての町の今後の方針はどうか、同事業が町にもたらすメリットとデメリットについて分析、検討しているか、(2)、(3)併せて聞きたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） まずは、総合政策課のほうから、空港アクセス鉄道計画について御質問にお答えします。本件につきましては、3月議会でも御質問いただいておりますので、その後の進捗状況について御説明します。

3月議会の直後の3月18日に、事業主体である県において、第2回空港アクセス検討委員会が開催されました。この委員会の中で、新型コロナウイルスによる交通、観光への影響や鉄道整備による県内への波及効果などが示され、出席した交通事業者、空港関係者、経済、観光団体、有識者などの委員からは、新型コロナウイルス終息後の人の動きや旅客回復などを見据えた長期的な視点で施策を考えていくことや、空港はもちろん、周辺地域への波及効果が期待されるなどの意見が数多く出されました。

なお、県に確認したところ、事業費の縮減や需要予測などの令和2年度調査結果については、来週14日から始まる県議会6月定例会やその後に開催予定の第3回検討委員会に報告する予定と伺っております。

以上でございます。

続きまして、空港アクセス鉄道について、メリットとデメリットについて御質問にお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、県議会6月定例会において、令和2年度調査結果の報告が行われ、その後の第3回空港アクセス検討委員会において、当該調査結果や経済波及効果の検討結果などについて協議が行われる予定です。こうした内容を確認しつつ、県による空港アクセス鉄道の事業化の判断について、その動向を注視してまいります。

なお、県による事業化が決定した場合には、速やかに周辺整備の検討に着手し、町民の皆様の御意見も伺いながら、本町がさらに飛躍するための施策を展開できるよう対応していきたいと考えています。

また、空港アクセス鉄道が整備された場合の本町におけるメリットについては、3月に県が検討委員会で示した県内への波及効果を享受できるものと考えております。具体的には、鉄道を利用することによる空港への所要時間の短縮や町内の道路混雑の緩和をはじめ、企業立地の価値向上などの経済効果、空港及び運動公園周辺地域の活性化の効果などが考えられます。

一方、デメリットについては、ルートや構造形式などの具体的な事業計画が決まっていない現段階で、想定することが難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 菊陽空港線の延伸事業につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

菊陽空港線の延伸事業の進捗状況につきましては、昨年度、熊本県と菊陽町がそれぞれの事業区間で道路の線形や標準幅員を計画するための予備設計業務を実施しており、本年の3月末

には熊本県の都市計画審議会で審議され、4月6日に県道大津植木線まで延伸する都市計画道路の変更が決定されたところであります。また、本年度は、工事に必要な図面等の作成や道路構造物の詳細構造を経済的かつ合理的に計画する詳細設計業務を行うこととしており、詳細設計の完了後にはのり面やボックスカルバートなどの構造物を含めた道路の全体幅員で改めて都市計画決定の変更を行う予定としております。さらに、令和4年度には用地測量や建物等の補償調査を実施し、用地買収に着手する計画としております。

空港延伸事業の今後の方針につきましては、今述べたとおり、令和4年度から用地買収に着手すると計画しており、その後も早期の事業完了に向けて進めてまいります。

次に、メリットにつきましては、本町、合志市、大津町の菊池南部地域の人口は14万人を超えており、今後も増加傾向にあります。また、セミコンテックパーク等に企業の集積が進み、熊本県の製造出荷額のうち約3割を占めており、菊陽空港線延伸事業が完了すれば慢性的な交通渋滞が緩和されることにより、地域住民の安全性の向上、周辺企業の経済活動の向上が図られることになり、その効果は、本町はもとより熊本県の経済発展に大きく貢献すると思われま

す。

一方で、道路の整備に伴い、住み慣れた住宅の移転や用地の協力をお願いすることとなり、また道路沿線では騒音が発生するなどの環境面への影響が考えられますので、関係者の皆様には丁寧に説明しながら進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 今両課長さんから回答をいただきましたけれども、何度も申し上げておりますように、この空港を中心としたアクセス鉄道と、それから菊陽空港線の延伸、この2つは、もう菊陽町の未来にとってはもちろん、空港を中心として周辺の市町村も全部含めて、益城町、熊本市、合志市、あるいは大津町、ひいては阿蘇、そういうところまで含めた経済的な浮揚とかいろんな意味での貢献が予見されるというふうな非常に大切な事業であるということ、今の課長さんたちの答弁で私たちも分かりましたし、そういうのがこの事業であろうかというふうに思います。

あと、ちょっと分けて質問しますけども、空港アクセス鉄道については、もう費用便益分析とこの前おっしゃいましたですね。要するに費用対効果のことだろうと思いますけども、その精度を上げるための調査がまた継続されてるということです。これは特に鉄道の定時性、時間どおりにきちっと到達する、その性格についてそれを数値化するとかというのがなかなか不足して説明ができなかったというその辺のことが研究されて、今後出てくるんじゃないかというふうに思います。

それから、事業費が当初の380億円から大幅に増えましたので、これを縮減するということが、それももう継続して検討されていると。6月の県議会にも上がってくるし、その後の第3回目の検討委員会も持たれると。着々と進んでおるというふうなことです。これを確認できた

というふうに思います。

ただ、これはもう答えは要りませんけども、いつも言っておりますように、町の場合には、県の計画が出てくれば、事業化の方針が出てくれば考えると。非常に慎重な姿勢を取っていらっしゃるかもしれませんが、県の方針が出てからでは遅い部分もありはしないかという心配をします。この大事な事業についての世論の喚起であるとか、あるいはいろんなことを調査して、想定できる部分についてはあらかじめ手を打っておくとか、そういったことができないものかどうか、この1点だけ、どなたでも結構ですから、お答えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 町長。

○町長（後藤三雄君） 町がどの時点で動いていくかということであるかと思いますが、この6月議会で、さっき総合政策課長が答弁しましたように、去年のいろいろ経費をどう減らせるかとか、いろんな面でかなり今までとは具体的なものが出てくることを期待しておりますけども、そういうものが出てみて初めてどう動くかということもありますので、予算的には足りませんかもしれませんが、500万円ほどは予算組ませていただいておりますので、そういうものを今度の6月議会で県がどの程度出してこられるかということをしかりと見てみた上で判断していきたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） この質問はもうこの辺にとどめておきたいと思います。

あと、今度は菊陽空港線の件ですが、今日確認できたのは、町と県それぞれの区間で予備設計業務を行っておるということです。都市計画道路ももう決定をしたと。つながっていくんですね。それも決定した。それから、地元との話し合い等も進めておると、こういうことでしたが、1点確認をしたいんですけれども、ルートです。跨線橋がどの部分になるのか、それからその先の町道、これがどこを通って、そして長塚団地に行き当たると思うんですけれども、そこは何かカルバート方式か何かで越えるというふうな話だったと思いますが、そういった面、そのルートに関する件がどこまで決まっているのか、決まっておれば知らせていただきたい。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） ルートについては、先ほど申し上げたとおり、都市計画決定で決定しております。こちら側から行けば、まずは菊陽空港線、今既設の町道がございますけれども、あそこをそのまま立体で熊本菊陽線を上に上がって、そしてJRをまたいで、それから途中は現在の田んぼの中を行きまして、鉄砲小路のまゆみ農園というのがございます。その東側、そして長塚団地の若干中央よりも東部部分、こちらを行きまして、最終的には合志市の福原原水線だったですか、市道、そこに十字路として結ぶというルートで決定しております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 住民との話し合いは進んでいるという先ほどの御答弁でしたけれども、何

か問題点が起きているとかそういうことはございませんか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） これまで長塚団地につきましては4回、ほかの地権者の方についても2回程度説明会等を開催しておりまして、当初からいろいろな御心配だとかという御意見は出されておりますけれども、そこはきちんと丁寧に説明を行いまして、今のところ大きな問題ということは出ておりません。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） ちょっと先ほど聞き漏らしたんですが、用地の測量、買収は令和4年度から開始されるんですかね。そうですね。はい。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 大体现在の到達段階、進捗状況、分かりました。これからもう我々が願うのは、事業化されるということです。菊陽空港線はもう既に事業化されておりますけども、空港アクセス鉄道についてはこれから事業化するかどうかという判断が行われる。そこに向かって我々が何ができるかというのはよく分かりませんが、世論を盛り上げたり、県の方針を後押ししたり、できることをやるという以外にないと思うんですけども、この事業は菊陽町の50年先のためにぜひとも成功させていただきたい、こう思います。

そこで、メリットのほうはもちろんもう断然これは多いと思いますけども、来る以上はデメリットの面もやっぱり考えておかなきゃいけない。この鉄道にしても、つなぐというメリットがございまして、いろんなものを連絡、つなぐ。だけど、構造によっては分断することもあるわけで、その辺については多少は分析をしていらっしゃると思いますか、そこをお答えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 先ほども御説明しましたとおり、デメリットにつきましては、まだルートや構造形式などの具体的な事業計画が決まっていない段階で想定することが難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 分かりますが、ただ例えば高速道路にしても、高速道路の状況を見ていただくと分かりますけども、一面、非常に便利になった反面、地域が分断されるということもありますので、その辺についてはどうぞ今後十分に町としても注意を払っていただいて、その対処については細やかにやっていただきたいというふうに思います。

以上で、この1番目ですか、空港アクセスについての質問は終わりたいと思います。

次に移ります。

次は、新型コロナ感染症対策ですが、これはもうここに書いてあるとおりです。ワク

チン確保の見通しはついておると思いますけども、ついているかどうか、はっきり聞きたい。

それから、接種の方法、これもいろいろ今やっておられますけども、それで妥当なのか。それから、接種の順番については、住民の理解を得て予防行為に関わる部門や行政がストップしないように注射をして、そういう配慮をしてよいのではないかと。接種途上で余ったワクチン等は、町政の実働部分、ここがストップすることがないようにそこに使っていいのではないかと。町民の理解が要りますけれども、しっかり説明をすれば、これは理解をいただくとします。だから、町の役場職員、それから町の関連施設に勤務する職員、それから教職員、学童保育の職員、それから保育所の職員、そういったところにももう多少優先的に打ってもいいんじゃないかというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えします。

本町へのワクチン供給については、国が示す住民接種優先順位、高齢者施設入所者及び施設従事者約1,500人に続き、施設入所者以外の65歳以上住民約9,000人への接種スケジュールに基づき、合計約1万500人分のワクチン供給を国に要望しております。今月の65歳以上高齢者接種用のワクチン最終配分決定により、必要なワクチン量が供給される見込みとなっております。

また、その後、接種が予定されております64歳以下の住民接種用ワクチン供給については、今後国からワクチン供給の要望調査が実施され、人口規模に応じた配分数量計画が示されると考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） その1番については分かりましたが、接種の順序、それについてはいかがお考えですか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） じゃあ、2番の御質問ということでよろしいでしょうか。

（14番甲斐榮治君「はい」の声あり）

質問にお答えいたします。

住民接種の実施主体となる町では、接種体制を構築するに当たり、菊池郡市医師会と協議を重ね、町内医療機関での個別接種を中心とし、足りない分を集団接種で補う方法で実施しております。住民接種の優先順位は、国が示す住民接種優先順位に従い、4月から高齢者施設入所者及び施設従事者の接種を開始し、5月から施設入所者以外の65歳以上住民に接種を実施しております。次に、基礎疾患を有する方及び64歳から55歳の方、最後にそれ以外の方を接種する予定としており、国の指針にのっとり、妥当な方法と考えております。

また、接種予約者が当日に急なキャンセルや診察において接種できないと判断された場合な

どで、ワクチンの余剰が発生することが想定されます。接種用に準備したワクチンは使用期限があるため、代わりの接種者を速やかに確保して、ワクチンの廃棄を防ぐ必要があります。これを踏まえ、町では、熊本県ワクチン廃棄防止指針を参考とし、次の順番で対応することとし、公表しております。初めに、接種会場における医療従事者の未接種者、次に接種券が配付されているかかりつけ患者の方など、次に町が把握しているキャンセル待ちの方、次に地域包括支援センター職員、介護認定調査員、社会福祉協議会職員など、高齢者や障がい者などと業務上接する機会が多い職員、最後に、議員御指摘のとおり、新型コロナ対策業務、集団接種業務または窓口業務に従事する町職員などとしております。そのほかに今申されました教職員、保育所の職員等を今後どのような形で優先順位をつけていくかというのは、ただいま検討中というところでございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） これはもう指令系統が二重になったり、三重になったりしてはいけない問題で、指針に沿って進めるというのが一番基本ではあると思いますが、国も今基本的なことを言った後で、既に企業とか大学にはもう接種していいというふうな方針を出してます。ですから、臨機応変にできるような部分が拡大していくんじゃないかというふうには思います。特に私が申し上げたいのは、もう町の行政がストップしたのではこれはもうどうにもなりませんよね。ですから、町の町長をはじめとして役場の職員等については優先的に接種をしても、それは町民の理解が得られるんじゃないかと。ちゃんとした説明さえきちんとしてけば、おまえたちだけが先にやるのかというふうなことはめったに言われないと私は思うんですけども、その辺についてはひとつ頭の中に入れておいていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） では、最後の問題に移ります。

白川の河川改修についてです。これも私は今度で連続して3回目になるかと思います。

白川中流域の河川改修事業の現状及び将来計画について、町は把握しているか、それをどう評価しているかという質問ですけども、私のほうでこの前からの動きで確認していることを申し上げますので、それはその認識でいいのかどうかということを答えていただきたい。最後に確認だけしたいと思います。

現在の3月議会時点までの状況としては、令和2年9月に白川・緑川流域治水協議会が設置されたと。これは国土交通省によって。国と県と流域自治体の連携強化がこれで図られたということが1点です。それから、菊陽町管内については、町も県も定期的にパトロールを実施していると、場合によっては合同パトロールもやっていると、こういうお答えであったかと思います。それから、みらい大橋下流では、低水護岸、要するに川の真ん中ほどに堤防みたいなものがある、そのことを言ってるんですが、低水護岸の背後の後ろのほうの土砂埋め戻しを実行中であると、そういうことを県から説明を受けておると。これはもう実際終わってますですね。川の中ほどに堤防様のものがあって、その背後の土砂が流されてしまったので、それを埋め戻

すという作業です。これはもう既に進んでおるということです。それから、令和2年度の補正予算で予算が確保され、令和3年4月以降に河川の測量調査が着手され、これは非公式ですけども、既に測量が始まったというそういう知らせを私は受けておりますが、それも確認したいと。もう測量調査が既に4月から始まったと。将来的には低水護岸、要するに川の真ん中ほどにある堤防様のものが撤去されて、川幅を拡幅し、一番田んぼに近いほうの新堤防の基礎を強化する予定である。もうこういったことを大体確認したつもりですが、これでよろしいでしょうか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） すいません、何点もございましたので、まずもって1番につきまして答弁させていただきます。

白川中流域の河川改修事業の現状につきましては、令和2年1月に作成されました白川水系河川整備計画に基づき、増大する水災害リスクに備えるため、現在河川管理者である熊本県において、みらい大橋下流から津白橋上流までの約2,300メートルの区間で測量設計業務が行われております。業務の完了後、工事着手前には改めて地域の皆様に工事の説明を行うと伺っております。

また、将来計画については、河川整備は下流から実施することが原則であります。整備には長い期間を要するため、白川下流域で氾濫を起こさないよう配慮しながら計画的に整備を進める必要があります。そのため、現在熊本県では、白川中流域の菊陽町、大津町区間について、計画的な整備区間を設定するための通称ロードマップと呼ばれる白川流域治水対策河川実施計画検討業務を行っております。このロードマップの作成によりまして、早期の河川整備が実現するものと期待しているところでございます。

続きまして、先ほどの中で何点か漏れてる点があるかと思えますけれども、白川・緑川水系の流域治水協議会は、令和2年9月に設定されております。間違いございません。

合同のパトロールにつきましては、熊本県と菊陽町で6月2日に今年実施しております。

今述べました中で、河川測量は今もう実施されてまして、7月末には現場のほうが終わるといふふうにお聞きしております。

低水護岸については、今後はその測量設計業務の結果に基づきまして設計されますので、それを見てというふうに私は考えております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 既にその測量は始まったというふうにこれはもう確認していいですね。

そして、測量が大体7月末には終わると。その7月末に終われば、その後住民との説明会とか、あるいは懇談会とか、どういう形か分かりませんが、それをやるというふうなところまでは決まってるということですか。

（土木部長兼都市計画課長井芹 渡君「はい」の声あり）

はい、分かりました。

何か予算ももうついているということもこの前確認しましたが、もう特にこの6月、7月、大体私たちの経験からしてみると、梅雨というのは何人か死なんと終わらんというふうな、縁起でもないですけども、大抵そうなってます。被害が出てますですね。ですから、本当に白川の治水等については大変大切な事業であるかと思います。

この前申し上げましたように、短兵急にいかないと。今課長の答弁にありましたように、下流から、一番河口から河口の状況を調査して、それからずっと上流に、一番河口の状態を参考にしながら上流を治めていくというふうな作業が要ると。結果として30年かかる場合もあると。そういう息の長いものであるというふうなそういう理解をいたしました。ぜひこれはもう町長も含めて菊陽町の田園地帯を潤す川であると同時に暴れることもありますので、ぜひ今後ともしっかり管理をしていただきたいと、そういうことを申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時30分

再開 午後2時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 今日最後の一般質問者になりました。ゆっくりとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回の一般質問は、防災について、新型コロナウイルスワクチン接種について、緊急医療情報キットについて、保育における待機児童についてをさせていただきます。

それでは、1番の防災について質問させていただきます。

5月に大雨警報が発令されましたが、避難所の開設状況と利用状況はどのようになっていたのか、お聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

今年の熊本県の梅雨入りは5月15日で、平年に比べて20日早い梅雨入りとなりました。梅雨期間中は、大雨による河川の増水に加え、雨が長く降り続くことによる土砂災害にも警戒する必要があります。このため、梅雨期間中は、町地域防災計画に基づき、大雨注意報、洪水注意報が発令された時点で注意報体制となり、総務部長の指示により、危機管理防災課、総務課及び事業課班から若干名を配置し、気象状況や河川水量などを情報収集し、警戒することとしております。さらに、警報が発令された場合は、警報体制による職員配置となり、災害警戒本部

を設置します。注意報体制に加え、危機管理防災課及び総務課職員を増員するとともに、本部機動隊員を配置します。

御質問のありました梅雨期間中の大雨に備えての避難所の開設については、まず気象庁などが発信する今後の雨の予報、県内のどこでどのくらいの強い雨がどのくらいの期間降り続くのかなどを情報収集するとともに、これまでの雨の量や河川の水位上昇がどのくらい見込まれるかなどを総合的に勘案し、判断しています。また、大雨警報発令中は、災害警戒本部職員により常に雨雲の状況や河川の水位を確認し、警戒しておりますので、河川の水位が一定量を超えた場合、具体的には白川であれば避難氾濫水位である4メートルを超えた場合や土砂災害警戒情報が発令された場合は、対象となる避難所を開設することとしております。

5月に入りまして、5月20日に大雨警報が発令されましたが、この大雨については、前日の5月19日に部長以上の災害対策会議を開催し、大雨に係る情報共有を図るとともに、対応を協議しました。この会議では、職員の配置体制や白川の増水に備え、自主避難所を3か所開設することを想定し、避難所運営職員の配置をあらかじめ計画し、準備しておりましたが、20日時点での今後の降水量などの予測により、自主避難所の開設は行いませんでした。

また、5月26日から27日にかけても大雨のおそれがあり、27日の深夜に大雨警報が発令される可能性が高いとの気象庁の予測でした。このため、対応を協議し、前の週の大雨による影響を考慮し、警戒のため、26日の夕方に老人福祉センター1か所を自主避難所として開設しました。避難所は、コロナ禍を考慮し、検温や消毒液、段ボール間仕切りなどによる3密対策を取って開設しておりましたが、避難者はいませんでした。

これから大雨や台風時期に備え、町災害対策本部と消防団、各関係機関、地域がしっかりと連携、協力を図るとともに、町民の方へ必要な情報発信を行うなど、災害対応に万全を期してまいります。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） それでは、2番の質問をさせていただきます。

昨年7月の熊本豪雨災害から10か月がたちました。昨年度12月の補正予算では戸別受信機の予算が計上されました。次の雨季までには設置に向けて動きたいとのことでした。しかし、今回の繰越明許費で戸別受信機事業が繰越しになっていました。今から梅雨も本格的になり、台風の時期にもなります。早い実行を望んでいますが、土砂災害地域に指定された家庭への戸別受信機の設置状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

土砂災害警戒区域に指定された家庭への戸別受信機の設置については、上津久礼、下津久礼、東ヶ丘、戸次、辛川に加え、本年3月に追加された地域を含めた110世帯を対象とし、令和2年12月に補正予算を計上し、議会での承認をいただいた後、業者の選定、契約を行っております。各家庭への戸別受信機の設置については、納品があったものから順次設置していく計

画としており、今週から納品が始まったところです。しかし、戸別受信機の製造に遅れが生じており、全ての納品にはもう少し期間を要するといった状況と業者のほうから聞いておりますが、災害用に使用する重要なものであるため、早期の納品を行うよう厳しく督促をしているところでございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 今週から始まるということで、設置のほうが、お聞きしました。大体どのくらいで終わるか、年内かかるということでしょうか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

現在の遅れの理由が、防災行政無線のデジタル化に伴い、戸別受信機の発注が全国的に増加したことや、新型コロナウイルスの影響により、戸別受信機の製造に時間を要しているということですが、先ほど申しましたように、納品があったものから順次設置したいと考えております。なるべく早く全ての設置が終わりますように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 先ほど報告いただいた5月の大雨は、雨風がひどく、外に出るのもできない状況でした。そのときも防災無線の音は聞こえず、怖かった、これから梅雨時期になると今まで以上の災害があるのではないかとすると不安ではないとの高齢者の声がありました。独り暮らしの方は特に不安だったのではないのでしょうか。

また、昨年7月に発生した熊本豪雨災害で被害に遭われた方の記事が新聞に掲載されていました。内容としては、防災行政無線の大きな声と激しい雨音で目が覚めたが、防災無線が何を伝えているか分からず、外に飛び出すと、近くまで水が迫っていたということでした。このような状況は菊陽町においても同じことが言えると思います。菊陽町では、75歳以上の方が4,000人ぐらいいると聞きました。段階を考えながら後期高齢者の世帯への戸別受信機の設置をお願いしたいのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

戸別受信機の設置については、これまでに区長、自治会長、消防団幹部、議会議員、民生委員・児童委員、加えて水害や土砂災害の危険のある白川沿川地区の役員宅など、災害時において確実に情報を伝達し、行動していただく必要があると考えられる箇所に設置させていただいております。また、令和元年度には、町内の介護施設や老人ホームなどの福祉施設18か所、小・中学校8校へ設置を行っております。現在は土砂災害警戒区域にある世帯への設置を進めているところであり、町としては、災害対応において緊急性が高い地域や施設を優先し、設置してきているところです。

このような考えから、御質問の後期高齢者世帯への戸別受信機の設置については、現在のと

ころ予定しておりませんが、災害時に支援が必要な高齢者世帯などについては、菊陽町災害時要援護者避難支援計画に基づき避難行動要支援者名簿を作成し、地域の自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員などといった避難支援等関係者に情報提供を行い、協力を得ながら地域ぐるみの避難支援体制の確立を図っているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） ありがとうございました。

前にも述べましたが、今から梅雨は本格的になり、台風の時期もやってきます。この情報を町の方々に聞いていますと、戸次の地区の方から連絡がありました。毎年何度も出される警報にいまだに対策はなく、防災無線の声も聞きづらい、戸次地区は土砂災害地域で、菊陽町の代表みたい放送されている、早く戸別受信機の設置をお願いしてほしいという切実な願いがありました。そして、この方の話によれば、昭和28年6・26水害のとき、戸次では5人の方が亡くなっています。その方の親戚で二十歳になったばかりの女性が亡くなっています。大雨になると、また災害があるのではないかといつも不安ではないかというお話がありました。

確かに戸次地区は、南側は土砂災害の危険がある山、北は白川、そして左岸のほとりに民家が広がっています。熊本地震のときには避難勧告、避難指示まで出ていました。これまでの何度かの豪雨災害のときでも、この地区だけは菊陽町で避難勧告が出ています。戸次地区はもちろん、ほかの土砂災害地域への戸別受信機の設置を一日でも早くお願いして、次の質問に入りたいと思います。

次は、2番の新型コロナウイルスワクチンの接種について質問をいたします。

1番の2回目の予約が終了しましたが、予約の状況はどうなっているのか、お聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えします。

本町の65歳以上住民へのワクチン接種予約については、1回目予約を5月10日から約4,000人分、2回目予約を5月26日から約5,000人分を受け付けております。5月27日現在の予約申込み状況は、町内23医療機関で実施する個別接種と町が接種する集団接種及び高齢者施設入所者等への接種を合わせ、約7,700の方が予約済みとなっています。割合にして、本町の65歳以上の住民約9,300人に対して約83%となっております。

なお、2回目の接種予約は、現在も継続して行っております。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 2回目の予約は、職員の皆様のサポートにより町民センターで予約がされました。各町民センターでの予約状況はどうなっているか、お聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

2回目予約開始の5月26日から28日まで、町内6施設及び社会福祉協議会が運営する武蔵ヶ丘団地内ほっとステーションでウェブ予約に関する相談、パソコンによる入力支援を行いました。3日間合わせて約1,000人分の予約を支援しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 各施設の設置の数字を聞いたかったのですが、それは出ていませんか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 各施設ですね。すいません、今日は資料をお持ちしておりませんので、一番多かったのが、私の記憶によりますと、キャロップピアが一番多かったのかなというふうに思います。それと、ほっとステーションと中央公民館、この3か所が1日で150人以上ぐらいは受け付けてるというふうに記憶しております。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 予約方法について、電話での予約では、初回の受付状況は回線が5回線しかなかったと聞いており、町民の方からも1回目の予約はなかなか電話がつながらず、ましてやインターネットもできないので、予約を諦めたという方もいらっしゃいました。1回目及び2回目の予約者数で、電話予約とインターネット予約の比率はどうだったのか。

また、1回目のインターネット予約ではサポート体制が整っていなかったと思われそうですが、2回目の予約ではしっかりと町のサポート体制も充実されており、またそれぞれの地区では区長さん、民生委員さん、ボランティアによるインターネット予約のサポートも行われて、高齢者の方には喜ばれていました。1回目の予約の反省と2回目におけるサポート体制についてどうだったのか、お聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 一応質問の内容にはございませんでしたので用意しておりませんが、記憶によりますと、1回目の受付で電話予約が1割弱程度かなというふうに思います。すいません、資料がないので、後でということでしょうか。

（7番佐々木理美子君「ありがとうございます。すいません」の声あり）

申し訳ありません。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） じゃあ、後ほどお答えをいただければと思います。すいません。

次、3番のキャンセルに対する対応はどのように考えているのかについてお聞きいたします。

三重県の亀山市と北海道の由仁町では、キャンセルがあった場合、64歳以下のキャンセル待

ちの登録をしています。亀山市では560人登録されて、今14人の方が接種しました。それから、由仁町では、130人の登録があり、5人接種されています。同じやり方とはならないと思いますが、登録制について考えるべきではないかと思います。ワクチンが無駄にならないよう、キャンセルに対応する登録制度などを確保すべきと考えますが、何か計画はありますか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

まず、キャンセル待ちに対する全体的な町の考え方ということで答弁をさせていただきます。

接種予約者が当日に急なキャンセルや診察において接種できないと判断された場合などでワクチンの余剰が発生することが予想されます。接種用に準備したワクチンは使用期限があるため、代替りの接種者を速やかに確保して、ワクチンの廃棄を防ぐ必要があります。これを踏まえ、町では、熊本県ワクチン廃棄防止指針を参考とし、先ほど甲斐議員の御質問でも答弁したとおりの順番で対応するというふうなことを公表しております。

それから、1回目の予約が1日で完了してしまいましたので、その後、問合せ等を大分いただきまして、キャンセルが出た場合にそこに御案内するというような方のリストを、そのとき65歳以上の方で200名ほど予約リストをつくりまして、その後キャンセルが出た場合に御案内をして接種をしていただいたというような実績がございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 先ほどの甲斐議員の説明の中で、優先順位的に会場の係の方、それからかかりつけ医のどうだこうだ等、その後にキャンセル待ちとおっしゃったんですけど、そのキャンセル待ちが今の説明の方たちのことですね。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） キャンセル待ち、今議員がおっしゃられたように、1回目の予約の段階では、その方々が200名ほどキャンセル待ちがおられたと。2回目も、65歳以上を御案内しましたので、現在はキャンセル待ちのリストというのは町のほうではないというような状況です。したがって、職員の中で優先順位をつけて、急なキャンセルに対応するというふうな形を今のところ取っているところです。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） もう一つキャンセル待ちの状況のほうをお伝えしたいと思います。

今200名ほどキャンセル待ちのリストをつくりまして、50名以上の方をキャンセル待ち、それとシステムに少し不具合がありましたので、空白部分がありましたから、そこにも入れ込んだというふうな方が50名以上はいらっしゃるというふうな状況でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 先ほど甲斐議員の質問の中で優先順位をつけるとおっしゃってたんですけど、その中に学童の先生方とか、保育園の先生方とか入ってなかったのが気になったんですが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

先ほど甲斐議員の御質問の中でもお答えしたかと思いますが、教職員の方、それから学童の指導員の方、保育所の職員の方、実際キャンセル待ちのリストのほうにまず登録をしようと思ったんですが、実際いつキャンセル待ちが起きるか分からない状況で、なかなか現場としてはすぐに対応することができないというふうなお話を聞いております。そのような状況を鑑みて、教育委員会、それから関係部局と、今後じゃあ学校の中でどのような順位で優先順位をつけていただくか、そういったところも加味しながら、今後検討していく必要があるというふうに思っております。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） ありがとうございました。

全国的にはワクチンの有効期限についても今話題になっています。町民の方々が安心して暮らせるように、一日でも早くワクチン接種が進むことを願っております。

私は、高齢者のワクチン予約を菊陽町の方、熊本市の方、それから県外の親戚の予約もお願いされて、お手伝いしました。その中で感じたのは、1回目、2回目を同時に予約できたこと、必要な人にはタクシー券を発行したこと、1回目予約できなかった方たちに2回目の予約は近くの町民センターで予約のサポートをしてくださったこと、これは菊陽町独自のやり方だったと思います。ほかの市町のどの方からも菊陽町は町民に優しい町だなと言われました。町民の方からも感謝の言葉を聞かれたのではないのでしょうか。

次に、3番の緊急医療情報キットについてお聞きいたします。

町では、民生児童委員さん、区長さんの協力によって毎年4月に名簿を作成していると聞いています。要援護者やひとり暮らしの高齢者の名簿の策定状況はどうなっているのか、また民生児童委員がいない地域があるが、名簿作成はどのように対処しているのか、質問します。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 御質問にお答えします。

町では、災害対策基本法及び菊陽町災害時要援護者避難支援計画に基づき、要援助者やひとり暮らしの高齢者の名簿として避難行動要支援者名簿を作成しております。避難行動要支援者とは、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、75歳以上の高齢者で構成される世帯の方、介護保険法に規定する要介護3以上の認定を受けている方、認知症高齢者、重度の障がい者、難病患者等、最後にその他本人が希望し、町が避難行動要支援者と認める方々などです。避難行動要支援者名簿には令和3年5月末現在で5,006名の方の登録がありまして、この名簿は1年1回更新しております。また、社会福祉協議会へもこの名簿を提供しております。

なお、社会福祉協議会では、高齢者、障がい者に限らず、民生委員の見守り体制を必要としている方を対象とした見守りネットワーク活動を実施しておられまして、支援を必要とされる方々の名簿を作成しております。

あと、民生委員さん不在の方の行政区に関しましては、近隣の地区の民生委員さんに御協力をお願いしております。また、区、自治会によっては、会長さんが協力をして名簿の作成を行っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） それでは、2番の緊急医療情報キットについて質問いたします。

これはプラスチック製の円形のケースで、こちらにあります。オレンジポットなどと呼ばれており、このポットの中には緊急受診のための情報としまして、氏名、血液型、生年月日、家族構成、緊急時の連絡先などの個人情報、かかりつけの病院、病歴、アレルギーや薬の副作用などの医療情報を記入した用紙と健康保険証や診察券のコピーなどを入れておいて、災害時にはもちろん、平時においても緊急の事態が発生した場合、本人の病歴や服用している薬などの通報が容易に入手できて、迅速な緊急医療の提供につながるものであります。この緊急医療情報キットを要援護者や独り暮らしの高齢者などの健康に不安のある方に配付して、冷蔵庫に保管して、いざというときに救急車が駆けつけた場合、冷蔵庫を開ければこのキットがあり、情報を早急に確実に得ることができることから、この緊急医療情報キットは命のバトンとも言われています。また、現場で救急隊員がキットの保管場所を探しやすいように、保管場所には冷蔵庫に入れるというのを統一してあり、キットが冷蔵庫にあることが分かるように、玄関のドアと冷蔵庫にステッカーを貼ることにしております。現在、全国各市町村において広がり、購入をされていると聞いています。近隣では、菊池市、合志市、大津町で導入されています。

この緊急医療情報キットの無料配布を菊陽町で導入できないか、お聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） 質問にお答えします。

ただいま佐々木議員から御説明がありましたように、緊急医療情報キットとは、災害や急病に備え、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を記載した用紙を円筒形のプラスチック容器の中に入れ、冷蔵庫のドアポケットなどに保管しておくことで、緊急時の迅速な対応に役立てようとするものでございます。

本町では、社会福祉協議会で緊急医療情報キットに代わる取組として、ふれあいカードと緊急時安心カードの無料配布を実施しています。これは高齢者、障がい者に限らず、民生委員の見守り体制を必要としている人を対象とした見守りネットワーク活動による取組であります。ふれあいカードとは、A4サイズの厚紙の両面に緊急連絡先、かかりつけ医院、担当民生委員、協力委員などの情報が記載できるようになっており、これを自宅の分かりやすい場所に設置することで緊急時に活用できるようになっています。この取組は、平成8年10月に開始さ

れ、これまでに1,590枚を配布しています。実物はこれになるんですけども、これを分かりやすい場所にひもなどでつり下げて使用されると、さらに分かりやすくなるかと思います。後で実物をお見せしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、緊急時安心カードですけども、平成26年2月にふれあいカードに付随する形で始められた取組であり、これはプラスチックの免許サイズのもので、財布等に入れておくことで外出時の緊急事態に活用できるようになっており、これまでに930枚を配布しています。実物はこれになるんですけども、小さくて分かりづらいかと思いますけども、両面使用になってまして、このカードをこのような名札ケースに入れて、首にかけて外出時とかに使用されると、さらに分かりやすくなるかと思われます。

高齢化の進展に伴い、支援を必要とする人は増加していくものと思われます。今後とも社会福祉協議会との連携を深め、緊急時に適切で迅速な対応ができるよう、本取組をよりよい取組にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 私は、今回の質問をするに当たって、原水の何人かの高齢者の方にお聞きしましたが、そういうものは誰も持っていらっしゃいませんでした。地区で自ら自分たちで作ったカードみたいなのを何か持っていらっしゃいましたけども、それは誰も持っていらっしゃらなかったの、たまたまこの1,500人の方に入っていないのかなあと今考えてたところです。それでも、私は命のバトンを長崎の母のところで見かけて、菊陽町にもあるのかなと思っておりました。先ほども述べましたが、全国での広がりや菊池郡市では、菊陽町だけがこの命のバトンを導入していないので、一刻も早い導入をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今介護保険課長が菊陽町の社会福祉協議会の取組について申し上げましたが、これは佐々木さんが住んでおられる南八久保から広がっております。南八久保の方が外出をされて倒れられて、どこの誰かも分からないというような状況で、非常に困られたということで、地元の方たちが寄って考えられたのが今の制度です。周知徹底がまだ全体的にはできてないというようなことがありますけども、町独自の取組の中で、いわゆる我が家だけではなくて、私たちもよその県外やら行ったときに、倒れたときに、どこの誰かも分からない。ちゃんとそのカードを見ると、名前から連絡先、そして血液型、いろいろ持病があるならそういうふうな情報がきちんと入っておるということで、非常にいいのが御地元から出て広がっておりますけども、さらに広げていくということで、さっき言われた命のキットと、そういうものとも十分比較しながら、どういうものが実際、現にある制度がありますので、そういうものも今のそういうのが出る前から、もう平成8年頃からやっておりますけども、全体的に広がっていないところはまたしっかりと広がるようにしていきたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 南八久保から広がったというそのカードについて、知らないことについては大変申し訳なかったと思います。

私が住んでる南八久保は、私が自負してはなんだと思う、とてもいいチームワークができています。防犯パトロールにしても、一生懸命高齢者の方とかはふだんから気をつけてくださるし、私が地元のことを何も知らないみたいで申し訳ないんですけども、すごいそういう体制はできてるとこなので、そこは安心してたところで、別の地域を私が見てしまったということで、申し訳なかったと思いますが、でもこの命のバトンについてはとてもいいものでありますし、救急隊の方とかのためになると思ったので、私は今回させていただきました。

もう一つあるんですけども、菊陽町では、この間民生委員の方に聞いたんですけども、緊急通報装置を無料で配付されてると聞きました。これは体調が悪くなった本人がボタンを押すと、警備会社の方、それから民生委員さんが駆けつけてくださってるという支援体制です。今までは連絡を受けたら民生委員さんにも連絡が来ていましたが、今年4月からは変更になったと聞きました。この緊急ボタンについて説明できますか。お願いします。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） 質問にお答えします。

本町では、菊陽町在宅高齢者等24時間緊急通報体制整備事業実施要綱に基づき、警備会社と24時間の緊急通報体制の委託契約を締結しており、対象者に緊急通報装置の無償貸与を行っています。対象者は、65歳以上の独り暮らしの高齢者等で、発作など突発的に生命の危険な症状が発生する疾患のある方や下肢筋力、つまり足の筋力の低下等によって転倒のおそれがあり、立ち上がり等で介助が必要な方としており、現在40名の登録があっています。この装置は、緊急時にボタンを押すだけで緊急通報や看護師への健康相談が24時間可能となっており、緊急車の手配や自宅への駆けつけも行っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 私がこの命のバトンについて必要だなと思ったのは、昨年でしたか、80歳代の町民の方が亡くなりました。同居の方はいらっしゃったんですけども、その方がお仕事に行かれて、一人で台所で倒れて、ほかの親族の方がいらっしゃったんですけども、そのときにはもう亡くなられていたという状態でした。その親族の方に救急の方がその方の病気のこととか、かかりつけのこととか、薬のこととか聞かれたんですけども、分からないという状態で、そのまま救急病院に行かれて亡くなられたというのをお聞きしました。そのこともあって、この命のバトンをどうにかできないか、はっきりとどこかにその印を置ける場所がないかということでお聞きしたところです。

それでは、4番の保育における待機児童についてお聞きいたします。

現在の待機児童の状況はどのようなになっているか、お聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 待機児童数は、4月1日現在で1歳児の1人です。本町では、これまで私立保育所等の整備や町立保育所の民営化による利用定員数の拡大により、待機児童解消の取組を進めてまいりました。今回、待機児童数が1人になったことで、待機児童解消の取組については一定の成果を出せたものと考えております。

なお、残る待機児童1人については、希望する保育所との入所調整を継続して進めているところではあります。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） すばらしいと思います。人口が増えて、子どもたちの数も増えて、その中で待機児童が1人というのは、とても保護者の方にとっては喜ばれることだと思います。

2番のところで、合志市がやってるんですけども、認可保育園の施設の受入れ可能児童数の公表といいまして、4月の受入れが終わった後に、5月の終わりぐらいにこの表をインターネットで出して、保護者の方にその指標を出すという表なんですけども、これをぜひ菊陽町でもやっていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 各施設の受入れ可能人数等についての保護者からの問合せについては、これまで個別に回答する対応を取ってまいりました。

議員御質問の各施設の受入れ可能人数等をホームページで周知することは、保護者が施設を選択する際に必要な情報を広く周知する手段として有効であると考えます。各施設の受入れ可能人数等をホームページで周知するに当たっては、受入れ可能人数を把握する時期等について、各施設との調整を行いながら検討をします。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さんの一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時26分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和3年6月10日（木）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（3日目）

（令和3年第2回菊陽町議会6月定例会）

令和3年6月10日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 廣 瀬 英 二 君  
3 番 大久保 輝 君  
5 番 西 本 友 春 君  
7 番 佐々木 理美子 君  
9 番 北 山 正 樹 君  
11番 坂 本 秀 則 君  
13番 佐 藤 竜 巳 君  
15番 岩 下 和 高 君  
17番 福 島 知 雄 君

2 番 矢 野 厚 子 君  
4 番 阪 本 俊 浩 君  
6 番 那 須 眞理子 君  
8 番 中 岡 敏 博 君  
10番 布 田 悟 君  
12番 渡 邊 裕 之 君  
14番 甲 斐 榮 治 君  
16番 小 林 久美子 君  
18番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東 桂一郎 君

書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君  
教 育 長 上 川 幸 俊 君  
総 務 部 長 板 楠 健 次 君  
健康保険部長兼  
健康・保険課長  
土木部長兼  
都市計画課長  
危機管理防災課長  
財 政 課 長 澤 田 一 臣 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君  
教 育 部 長 平 木 元 宏 君  
福祉生活部長兼  
福 祉 課 長 矢 野 信 哉 君  
経済部長兼農政課長  
山 川 和 徳 君  
総 務 課 長 矢 野 博 則 君  
総合政策課長 吉 本 雅 和 君  
学 務 課 長 相 馬 仙 助 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

西本友春君。

○5番（西本友春君） 皆さんおはようございます。

議席番号5番、公明党の西本友春です。

本日は記者も傍聴の方もいらっしゃいませんが、今回の新型コロナウイルスワクチンの予約に際し、ゴールデンウィーク期間中から1回目の予約に対する周知とネット予約の方法や菊陽町LINEの登録などのお手伝い、また2回目の予約に対する周知活動やお手伝い、2回目終了後の皆様の御意見などを大勢の方とお会いし、意見を頂戴いたしました。今回は、いただいた意見なども踏まえて一般質問をいたします。

なお、質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 1回目及び2回目の予約受付におけるホームページ、LINE、電話による受付実績はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） おはようございます。質問にお答えします。

本町の65歳以上住民へのワクチン接種の予約については、1回目予約を5月10日から約4,000人分、2回目予約を5月26日から約5,000人分を実施しております。

5月27日までの受付方法ごとの実績として、ホームページからのウェブ入力受付が約3,500件、LINE受付が約3,300件、コールセンターでの電話受付が約900件、合わせて約7,700件となっております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 予想どおりの結果ではございますが、コールセンターでの900というのは2回目の部分で、町が1回目の反省を踏まえながらしっかりと町民サービスということでされた結果で900という数字が出たかと思います。2回目に関しては、私も皆さんの中では非常に喜ばれていたというふうに思っております。2回目の対策は非常によかったというふうに思っております。

全国の先行事例から、電話予約が取れなくて多くの自治体でクレームが殺到している現状が連日報道されていきました。菊陽町においても、1回目の予約において、何度も電話するがつか

がらない、つながることなく予約は終了してしまった、ネットやLINEでできる人はいいが、子どもがいても仕事から帰ってきてからでは間に合わなかった、情報弱者に対する優しさがみじんも感じられないとの声を大勢の人から頂戴いたしました。予約方法において、それぞれの受付方法で一定の枠を設けることはできなかったのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

本町が構築した予約システムは、予約方法ごとに予約枠を設定することはできません。全国で65歳以上高齢者の予約が始まった頃から、ウェブ入力が困難な方のために電話での予約枠を設定する自治体があるとの報道がされておりました。このような情報を基に、本町の予約システムにおいても電話での予約枠を設定できないか委託業者と協議をしましたが、システム上ではできませんでした。

1回目の予約では、コールセンターへの電話がつながりにくい状況が続き、接種希望者の方には大変御迷惑をおかけいたしました。このことを踏まえ、2回目予約の際にはウェブ入力が困難な方向けに予約の相談及び入力支援を行ったところです。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 65歳以下のワクチン接種対象者は約2万6,000名とのことですが、最初の受付可能人数は現在未確定でしょうが、65歳以下の人でも情報弱者はおられます。私の友人でコロナワクチン接種の集計をするプログラムを作っている人がいますが、確認を行いましたら、病院と連動した枠を確保するのはやや厳しいが、ある日にちを特定して全てを入力できなくすることは可能とのことでした。そのある日にちをエクセルで管理し、電話予約用に活用したら可能とのことでした。少し人手と時間が必要となるでしょうが、このようなやり方で枠の確保を設けることを提案するが、町はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

次の予約開始は、基礎疾患を有する方及び64歳から55歳の方、約4,300人を予定しております。電話による予約は、65歳以上高齢者受付と同様にコールセンターの電話回線を増設し、予約日初日にはウェブ入力支援を行う予定です。予約数については、対象者の8割、3,400人の予約を見込んでおります。できるだけ多くの予約枠を医療機関にお願いし、不足する分を集団接種で調整します。

西本議員からの御提案は、貴重な御意見として拝聴させていただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 65歳から以下の方は、45歳まででしたかね。

（「55」の声あり）

ああ、55、ごめんなさい。4,300人ということであれば、前回の2回目の予約とほぼ同等で、前回2回目の各センターにおいてのサポートがあったんでスムーズにはいってるかと思い



ますが、できればそういうのできちんと確保できるのであれば、それはそれでいいというふう  
に思っております。

今後65歳以下となりますと、ほとんどの方が仕事をしていると考えられます。仕事をしてい  
る人が平日の9時から予約を行うことには厳しい状況があることには間違いはないと考えており  
ます。予約受付を日曜日にすることは可能か、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

本町の予約受付については、御案内のとおりウェブ、LINEの予約は休日を含め24時間予  
約が可能です。コールセンターの受付は、月曜日から金曜日までの平日午前9時から午後9時  
までとしております。

西本議員お尋ねの日曜日の電話予約受付は、派遣業者との調整または職員の対応により可能  
ですので、問合せの状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

また、既に受付を開始しております65歳以上高齢者の予約状況は、8割を超える方が予約済  
みであることを申し添えたいと思います。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 今の回答の中で、問合せ状況を見ながら判断をするということをおっしゃ  
ったんですが、問合せ状況の何を基に予約を日曜日に変更することが可能かは私は理解ができ  
ないんで、そのところを少し説明していただいてもいいですか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

今申し上げました状況を見ながらというところは、次の接種券の送付を6月の今月の終わり  
頃を予定しておりますが、予約開始を7月の終わり頃というふうに今考えております。その前  
がオリンピックのお休みで連休が入るということで、その期間においてはコールセンターを  
開けて問合せ等に対応しようというふうに思っております。そういったところで、予約開始で  
はないんですけれども、その事前のコールセンターを開けることによりまして、問合せ等があ  
りましたら検討していくというふうな形で考えていきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） おっしゃることは分かるんですけど、基本的に私が言いたかったのは、  
65歳以下という方は皆さん仕事をしているという前提で、やはり休みが取れるのは日曜しか  
ないということで私はこれを提案してるんで、そのところをしっかりと検討していただきたい  
というふうに、要は予約する人の立場になって考えていただきたいというふうに思います。

基礎疾患を有する者等への接種開始等の考え方について、厚生労働省健康局健康課予防接種  
室から令和3年4月21日に各市町村に対し事務連絡が発出され、高齢者から次の接種順位であ  
る基礎疾患を有する者等への接種へ進む際には高齢者への接種の完了を待つ必要はなく、自治  
体において高齢者の接種状況や予約の空き状況を踏まえ順次、次の順位へ接種を進める、この

際自治体は基礎疾患を有する者等への先行予約期間の設定などにより、基礎疾患を有する者等が優先的に接種できる機会を設けるとなっております。

65歳以下の基礎疾患を有する方へのワクチン接種開始へ向けてどのように取り組むのか、お伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

国が示す住民接種優先順位は、65歳以上高齢者の次に高齢者以外の基礎疾患を有する方とされています。

町では、高齢者以外の基礎疾患を有する方の接種予約を今後のワクチンの供給状況を確認しながら8月上旬頃開始する予定です。

対象者の把握については、接種希望者本人が国が示す基礎疾患に該当するかを確認の上、町に予約申込みする方法を想定しております。

今後具体的な申込方法を検討して、接種券に同封する案内チラシ、町ホームページ、町広報などで周知してまいります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 基礎疾患を確認するということでしたので、私もいろんな方とお会いする中で、65歳以下で基礎疾患のある方からの問合せを受けております。基本的には基礎疾患のある人は、把握するに当たって、基礎疾患のある方は皆さん病院へ行っていられちゃいますんで、必ずお薬手帳をもらって、それには必ず効能等、何々症とかいろんな病気に効きますということを書いてありますので、把握する際にはきちんと分かるように、そこには病院名もありますし、本人の名前もありますんで、お薬手帳などをしっかり持参してきていただいて、それで確認するのが一番いいんじゃないかなというふうに提案したいと思いますが、その件についてはどのように思われますか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

お薬手帳で基礎疾患の確認は可能と思われるので、対象者御本人が国が示す基礎疾患に該当するかを確認の上、申し込んでいただくという方法を考えております。

今議員が御提案されました、お薬手帳を持参してという話でございますが、それについては、皆さんが健康・保険課のほうにお薬手帳を持参されて申込みとなると、密になる可能性もございます。それと、国のほうが示しておりますのは、基礎疾患を有する方は、御本人が確認の上申し込むということで、もうそれで基礎疾患の方という判断をするようになっておりますので、最終的には問診票に基礎疾患の疾患名を書いていただいて、最終的に接種当日医師が判断するという形になっておりますので、今の段階ではお薬手帳をお持ちの方は御自身で確認をしていただき、予約申込みをしていただきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君）　　ということであれば、日本人得意の性善説という形になるかと思いますが、中には受けたくて正直言ってしまう方もいらっしゃるんで、私としては基礎疾患を持っている方からすると、そういうのが心配だということがあって先ほどの提案をしたところです。役場に来ると密になるといいですけども、ワクチン予約のサポートをされるときは町民センターでサポートしていただいているんで、ある1日を使ってでもそういう確認をするということも可能かとは思いますが、一応そこは提案だけはしておきます。

最近のコロナウイルス感染症は、変異株が中心になってきているとともに、若い世代の役割が増えてきており、行動範囲の広い若い世代に対する対策が現在国でも検討されています。高校生などは、平日は学業と部活動、休みの日も部活や空いた貴重な時間は自分のために活用して、なかなか時間を取ることは厳しいのではないかと考えられます。学生等の夏休み期間を利用したワクチン接種をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君）　健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君）　質問にお答えいたします。

報道によると、文部科学省は、大学など学校が接種会場となった場合、教職員や学生も会場で接種を受けられるよう調整している模様です。

西本議員御提案の夏休みを利用した高校生の集団接種については、現時点では厚生労働省からの通知が届いておりませんので、今後の国の動向を注視してまいりたいと思います。

○議長（上田茂政君）　西本友春君。

○5番（西本友春君）　先ほども65歳以下の部分でも、あれは基礎疾患の部分なんですけれども、ある程度ワクチン接種は各自治体に委ねられている。昨日も熊本市のほうでは中学校生、高校生の集団接種ということで発表がっております。もうちょっとそのところを少し考えていただいて、それから国が今後、今12歳から15歳までも対象というふうになっております。

私としては、これは一つ提案をさせていただきたいと思っているのは、特に修学旅行で、いろんな部分があると思いますが、12歳、小学校6年生とか中学3年生が大体秋口に修学旅行というのがあります。そういうのを踏まえて、安心して修学旅行も楽しい修学旅行を過ごしていただきたい、これは親御さんの許可も必要とは思いますが、そういうのも含めて、町のほうとしては子どもたちが安心して修学旅行も楽しめるというような環境づくりもしていただく必要性があるのではないかと考えて、そこは提案をしておきます。

人口減少、少子・高齢社会にあっても、地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていけるよう、圏域の中心的役割を担う連携中枢都市が近隣市町村と連携し、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積強化、圏域全体の生活関連機能の向上の3つの取組を実施し、人々が集まる魅力的な圏域を形成する連携中枢都市圏構想を計画的に推進するために、平成28年3月31日に協約書を締結いたしました。その中の一つとして、地域医療の充実として、熊本中央救急医療圏における病院群輪番制による2次救急医療を実施するほか、自治体病院の連携を図る等、医療連携体制を構築することにより、圏域市町村の住民の

医療における安全・安心を確保するとされています。

全国では、近隣の市町村で連携してコロナワクチンの接種を行っているところがあります。熊本連携中枢都市の16市町村の一員として、連携したワクチン接種の推進をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

本町では、住民接種体制を構築するに当たり、菊池圏域4市町で構成する菊池郡市保健協議会と郡市医師会で協議を重ねた結果、各市町における医療機関での個別接種を中心とし、足りない分を集団接種で補う方法で決定しました。

協議会の中で、市町を越えた広域での接種体制構築を検討しましたが、各市町の予約システムの違いやワクチン管理の難しさなど課題が多く、4市町とも住所地以外のかかりつけ医での接種を除き、住所地の医療機関で接種していただくこととしております。

また、今回のワクチン接種事業に関して、熊本連携中枢都市圏での協議はなされておりましたが、今後予定している高齢者以外の接種についても、現在の体制で取り組む予定としております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） これは、連携をしているということで、ワクチンの接種が進まない行政があったときの対応としての確認でした。

続きまして、情報収集と情報発信についてお伺いをいたします。

平成29年9月の一般質問で情報発信について質問を行い、そのとき町は、防災情報の発信としてヤフー防災速報での配信を行うことを決定していました。その後、「マチイロ」というアプリで行政情報発信を紹介、きくよう安心メールで様々な情報の発信、菊陽町ホームページ公式アプリの公開でスマートフォンで簡単に閲覧できるようになりました。

災害時等における情報収集と情報発信をどのように取り組むのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

災害時においては、人命救助を最優先とした初動態勢が非常に重要です。町全体でどこどのような被害が起きているのかを把握しながら、優先度の高いところから応急対策を行う必要があります。

これまでの災害においては、地域の区長や自治会長、消防団などからによる連絡、職員による見回りなどで被害を把握してきました。被害の連絡を受けた後は、実際に職員が現場へ赴き、状況の詳細を把握することで的確な応急対策の実施へとつなげてきたところであります。

また、情報発信については、従来の防災行政無線や町ホームページに加え、近年ではヤフー株式会社との協定によるヤフー防災速報の利用やきくよう安心メール、LINEでの配信も行っています。避難指示などの避難情報については、県の防災情報共有システムを使用して発信

することで、避難情報や避難所の開設状況をテレビで確認することができるとともに、携帯電話へ緊急速報メールを送信することができます。

御質問のありました災害時などにおける情報収集と情報発信については、このような方法をさらに積極的に活用するとともに、現在建築中の（仮称）防災センターには、大画面による情報の共有や分析、インターネットを利用した情報収集、先ほど申し上げたような情報発信を一度にできるシステムを導入し、効率的、効果的な運用を行ってまいります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 今後の防災センターにおいての情報収集、災害時の、予算もついて業者も決定していましたので、今後はそういうのもしっかりと、それとまたドローンを使いながらの情報収集もしっかりとお願いしたいというふうに思っております。

双方向の情報発信については、個別に受信端末を置くシステム等を開発している企業もあるようですけれども、このようなシステム導入はかなりの費用がかかると思われます。

双方向の情報発信について、どのような情報をどのような方法でできるのかを、携帯電話のGPS機能を利用することを含めて、また費用の面を含めまして今後検討してまいりたいというふうに思っておりますという29年9月の回答がございました。

双方向の情報発信の検討はどこまで行っているのか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

双方向の情報発信の活用については、発信者の匿名性が高く、責任の所在が不明確であること、誤った情報や不確実な情報が提供されることなどの課題が現在も解決しておらず、解決には時間がかかると考えております。

一方、今後本町が様々な事業を進めていくに当たり、例えばLINEを活用し、住民の皆様へアンケート調査やパブリックコメントに活用するなど、住民の皆様の御意見を集約、反映するためのツールとして有効に活用できるのではないかと考えております。

なお、検討を進める中で、平成31年に町のホームページのリニューアルに合わせ、令和元年11月に菊陽町公式アプリの活用を始めております。また、令和3年4月にはLINEを導入しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 今後情報配信と収集という形でいきますと、皆さんこういうスマートフォン端末、それとかタブレット端末、また我が町にいきますと戸別受信機というのが各家庭にあるかと思います。また、屋外のサービス、あとはガラケーの携帯、それと一般の家の電話、こういうものを対象に、マルチデバイス対応ということで、いろんな機種を対象に情報の配信及び収集が必要になってくるかというふうに考えておりますが、これに対する考え方はどのように思っているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 今議員のほうから申されたような仕組みについても、今後情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 先ほどもLINEの公式アカウントということを言われてたんですけど、今回の新型コロナウイルス感染対策としてのワクチン接種において、LINEでの受付を可能とするために菊陽町のLINE公式アカウントを取得しております。かなりの方がこれには加入されてるかとは思いますが、LINEによる情報発信は、最近少し出てくるようにはなりましたが、まだまだいろんな課の情報というのも含めて、なかなかまだ出てきていないというのが現状です。今後どのように展開していくのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

LINEの活用は、令和3年4月からホームページとLINE連携を開始し、町からの情報を発信しております。このLINE連携は、町のホームページに新たな記事が掲載されると、自動的にLINEにより通知し、通知されたメッセージから掲載された記事を簡単に閲覧できるものです。

また、本年5月からは、新型コロナウイルスワクチンの接種予約システムとしても活用しております。

今後は、各課と連携し、発信する情報の充実や情報の収集及び災害時のさらなる活用に取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） このLINE公式アカウントで、どこの課か分かれば教えてもらいたんですが、今回の公式アカウントを今菊陽町ではどれぐらいの方が加入しているか。前どっからか僕は聞いたんで。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） LINEアカウントの5月末の登録者数は4,868件でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 一般の菊陽町の、これはある主婦の方からなんですけども、菊陽町は情報発信が少ないという声を頂戴してますので、LINEの公式アプリはホームページの情報を公開したときということで、それがいくということですので、各課、結構イベント情報とかも欲しいという方がいらっしゃいますので、少し総合政策課任せじゃなくて、各課が自分のところの情報発信ということで捉えられて、しっかりと情報発信を、菊陽町もよその市町村に負け

ないぐらい発信してますということをPRしていただきたいと思います。そこは、この質問は終わります。

続きまして、高校生の医療費無償化について問合せをいたします。

子ども医療費の推移はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

本町の子ども医療費助成は、平成23年度から対象者を中学生まで拡大し、平成27年度の実績は、対象者7,868人、助成額2億1,018万7,000円を支給しております。平成28年度から平成30年度は、4歳以上の自己負担金導入により、平成28年度は約1億7,200万円、29年度は約1億7,700万円、30年度は約1億7,100万円を支給しております。また、平成31年1月診療分から、自己負担額を再度無料化したことも要因となり、令和元年度の助成額は2億1,288万2,000円を支給しております。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための受診控えがあったと思われ、助成額は1億7,413万4,000円を支給しており、前年度に比べ3,874万8,000円減少しております。

なお、令和3年度は、当初予算で2億3,253万円を計上しているところです。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 令和元年12月の一般質問の回答では、令和2年度の予算編成の中で実施時期については判断していきたいと考えているところでしたとの回答でありました。令和3年度の町長の施政方針では、視野に入れていますとのことでしたが、平成30年9月の町長選挙におけるリーフでは、高校生についても医療費無償化は視野に入れています、しばらくお待ちくださいと記載されておりました。令和元年3月時点では、熊本県下の高校生までの医療費の助成は23市町村であったが、令和3年4月現在では、阿蘇市、錦町、湯前町が増えて、26市町村となっております。隣の大津町では補正予算が組まれ、10月から無償化される予定だと聞いております。

町長にお伺いいたします。

高校生の医療費無償化はいつから行うのかお聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、これまでも西本議員もそうでありますけども、ほかの方々からも一般質問を何度か受けております。この令和3年度の施政方針において、引き続き中学校3年生までを対象とし、高校3年生までを視野に入れて取り組みますということで述べているところであります。

今後につきましては、民生費、衛生費、教育費あたりが非常に伸びていっている状況、また子育て支援関係の予算も非常に本町が子ども人口増に伴って、他の市町村と、今言われたところあたりの人口の減少しとるところとは違って、実数の上でも増えておるということで、この子ども医療費だけではなくて、ほかの対応もしなければならぬところが増えているような状

況にあるのが実情です。

そういうような状況にありますけども、高校生までの医療費については、一方ではコロナ禍の中にもありますけども、引き続き見直しについて慎重にしっかりと検討しながら、検討をしたいと考えております。

以前、先ほど部長のほうから答えましたように、一時期は償還払いのほうでやっておりましたけども、ぜひとも現物給付でやってほしいということで変えた時点で、相当医療費が増大することが予想されましたので、初診料の500円をいただいたりした時期もありましたけども、それも今は初診料のほうも取っておりませんので増えておりますが、令和2年度については、コロナ禍の中にあって令和元年度と比べると大分減っておりますけども、コロナ禍が収まってくればまた医療費のほうにまた、それも当然必要な場合にかかっていただくための制度ですので充実させなくてはならないと考えておりますが、いろんな面の影響の出るようなところもしつかりと押さえた上で、検討してまいりたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） ありがとうございます。町長が言われるように、本町は子育てには私自身かなり力を入れていただいているというのは十分承知はしているところです。保育園の民営化で約1億2,000万円が浮きましたけれども、その分学校建築とか学童保育とか、そういうところにしっかりと手当てをしているというのも十分私は理解しているつもりではございます。ただ、町長の公約でもありましたので、そこは実現に向けてしっかりと町長の任期中には実現をしていただきたい。

これは、山鹿市で少し数字をいただいたんですが、令和2年度は下がってましたんで、令和元年度の高校生だけの医療費ということで情報をいただきまして、山鹿市が、対象人数が1,275人で、約、医療費助成額が3,123万6,000円ということで、本町に当てはめると、1,404人、助成額となると大体3,439万円ということで、約三千四、五百万円が新たな部分として、負担するとなればです。基本的には、今でも少しいただいている部分があるんであれでしょうけども、そのような金額になると思いますが、しっかりと検討していただいて、早期実現を目指していただきたいというふうに提案をして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（上田茂政君） 西本友春君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時41分

再開 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。日本共産党の小林久美子です。



町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。執行部には明確な答弁を求めます。

今日の順番ですけれども、1番、2番、3番としていますが、2番、1番、3番で、順番を白川のほうを第1に変えさせていただきます。

質問に入ります前に、コロナ禍のもとでこの間議会では一般質問の時間が短縮されてきました。私は当然そのまま60分でしたと思いますが、それは全議員で決まったことなんですが、私はどうしても引っかかるものがありまして、今日朝改めて議員必携を見てみました。その中で、質問というのは、議員がその町村の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるものである、これは議員必携に書いてあるとおりなんですけど、町村の重要な意思を決定し、住民に代わって行財政の運営を監視する機能を有する議員が、行財政全般について執行機関の所信や疑義をいつでもただすことができないとその職務を十分果たすことができないから、議員固有の権利として与えられているものである。その後いろいろ書かれてるんですけども、その後、政策を建設的立場で議論すべきこと、内容のある次元の高い質問を展開したいものであるというようにありました。私も、先ほど始まる前に、もう何回質問してるかなという話をしてたんですけども、恐らく100回以上になっていると思いますが、これは、私自身が本当に質問というのはどういうものだろうということで、やはり議員の固有の権利ということと、次元の高い質問をということで求められてるんですけども、努力してもなかなかそうはいかないところもありますけれども、初心に返って議会に当たっていききたいと改めて思っています。

それで、白川の質問に入ります。

白川の水害対策についてですけれども、気候変動の影響で雨の降り方が昔とは違う状況になっています。今年の梅雨ももう既に早い段階で入りまして、梅雨に入ったらすぐ大雨、そして昨日、今日なんていうのは7月かと思うほど猛暑といえますか、すごく暑い状況です。昨年7月には、連続した線状降水帯によって球磨川水系は未曾有の洪水被害が起きました。私は、そのときに菊陽町の平成24年、2012年の九州北部豪雨が頭に浮かんできました。あのときは阿蘇乙姫で最多時間雨量が108ミリ、それから白川では流域の平均の2日雨量というのは393ミリですけれども、本当に水というのはあんなに恐ろしい、うねるような状況で川を行くんだなというのをすごく実感しました。

この間も毎回のようにこの問題に取り組んできてるんですけども、やはり一番心配なのは、昨年の事態がこの白川水系で起きない保証はないということです。国や県は、立野ダムの建設が対策になるということで進めてるんですけども、私はダム建設については異議を持っていますが、ダムを造るとしても、ダムが出来上がる間にも河川の補修など万全にしておく必要があると思います。熊本市内だけ完成して、菊陽町の部分が放置されているのは問題ではないかと指摘をしているところです。

今日の質問は、白川については、今後の豪雨対策についてどのように進めていくのかということです。もちろん令和2年1月に白川水系河川整備計画、おおむね30年の計画が示されてま

して、その説明会等にも参加しましたので、内容は理解してるんですけども、特にどういうところに重点を置いて進めていくのかということと、あと津白橋下流の土のうについてですけども、今地元の方は井口橋とかいろいろ言ってたということでしたけれども、土のうが300メートルほどずっとありまして、平成24年からですから、もう約9年、10年までならないんですけども、その状況かなと。これは、連続箱型鋼製枠というのがありまして、土のうに比べて4倍以上の外力に耐えるという資料などもありますから、そういうことなどが具体化できないかということでお聞きしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 白川の今後の豪雨対策につきましては、令和2年1月に策定されました白川水系河川整備計画において、菊陽町を含む白川中流域の洪水流量、毎秒1,500立米が整備目標として定められております。昨日の甲斐議員の御質問でお答えしましたとおり、河川管理者の熊本県は、現在豪雨対策としまして、白川水系河川整備計画に基づき、みらい大橋下流から津白橋上流の約2,300メートルの区間で測量設計業務を行っております。

また、通称ロードマップと呼ばれる白川流域治水対策河川整備計画検討業務では、整備区間の再分割や整備準備を作成中でありますので、熊本県と連携を取りながら早期完了に向けて進めてまいりたいと考えております。

また、令和2年9月には、気候変動による水害の激甚化、頻発化に備え、国、県、市町村、企業、住民など流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で災害を軽減させる治水対策を行うための白川・緑川流域治水協議会が設置されており、流域の関係者と連携を取りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、津白橋下流の土のうにつきましては、平成24年九州北部豪雨の際に越水により災害が発生した箇所に設置されたものでありますが、老朽化により平成28年9月に耐久性の高い大型土のうで延長320メートル、総数670袋を再設置されております。

議員御提案の連続箱型鋼製枠につきましては、連続した鋼製枠で構成されており、一体性が強く、耐久性に優れているものでありますが、あくまでも仮設構造物であります。津白橋下流の土のう設置区間は、現在熊本県において実施中の測量設計業務の区間でありますので、早期の河川整備を要望したいと考えております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 1つは、今部長から答弁がありましたように、白川・緑川水系の流域治水協議会、2回ほど開かれてるということで、この構成メンバーは国交省、熊本県、流域市町だけで、流域住民や地域の学識者などは入っていないんですね。傍聴も報道関係者だけが傍聴できて、一般の傍聴者は認められない。同じ一級河川である球磨川水系は、流域治水協議会は、学識者等の意見を聞く場とか傍聴とかが保証されてるということで、何を言いたいのかといいますと、この前私、5月26日に国交省とのオンライン交渉というのをこの白川のことについて

てしまして、今は東京に出かけていなくてもできますからすごく便利なんですけど、同じ一級河川でも町民の方にしっかり中身を知らせていくというところでは、球磨川と白川、緑川のところでは違うということがおかしいんじゃないかということで、そういう意見を述べました。

というのは、これから測量設計をしていくということで、恐らく、またすごく時間が今からなのでかかると思います。その内容とかも、その流域の住民、町民の方にもしっかり内容を知らせていただきたいというふうの一つは思います。それは要望です。

それから、もう一つなんですけれども、連続箱型鋼製枠は、なかなか実際は難しいという答弁だったかなというふうに思いますけれども、平成28年に土のうを替えたということですから、同じように置いておくというのも、この鋼製枠は4倍以上の力があるので、そういうこともぜひ検討を県にも上げていただきたいということを述べておきます。

それから、避難情報の伝達が球磨川でも非常に大事で、それに伝わらなかったために被害が大きくなったということがありますから、この点では、今町が努力されて、戸別受信機の設置も進められてるということなので、非常によかったなというふうに思っています。しかし、水害対策、これから国が気候変動に沿った内容とかも出してますけれども、大きな転換が求められていると感じています。立野ダムはもともと洪水調整専用のダムで、白川の洪水対策として最も有効な対策かどうかは私は疑問を持っています。建設予定の穴あきダムでは、穴が流木や土砂で塞がり、洪水調整ができなくなるおそれがあります。白川を有する自治体としては、積極的に白川の河川整備を進めるとともに、治水の在り方も研究し、発信してほしいというふうに思っています。

田んぼダムのことなんかも以前議会でも取り上げたことがあるかと思いますが、球磨川では遊水地や田んぼダムが具体化されて、これは田んぼダムというのは田んぼの排水口はあぜに少し手を加えて、田んぼから川にゆっくり水を流すというものですけれども、こういうことも県も中心に考えられていますので、ぜひそういうことなども発信してほしいと、そのことを要望して、次に移ります。

次は、コロナ感染症対策についてです。

コロナ感染症対策については、ワクチン接種対応など関係される職員の方はとても仕事量も膨大になっているのではと心配し、懸念をしています。ワクチン接種については、今年の3月議会で取り上げましたが、約1,500名の介護施設の入居者や従事者に優先的に接種されたことは判断がよかったというふうに思っています。

今日の質問では、やっとな県も高齢者施設とクラスターの発生を予防するためのPCR検査の事業を打ち出して予算化をしています。実際の取組状況はどうなっているのか、また学校や保育園などでも定期的なPCR検査が必要ではないかと考えますが、町の対応はどうなっていますか。

今日のテレビの報道では、また変異株による学校でのクラスターが発生したというのが報道されていました。まだこれからいろいろ続くと思いますけれども、今の検査の問題とかはどう

なっているのか。

また、質問項目には書いていませんけれども、ワクチンについては、学校や保育園の先生はじめ、社会福祉協議会のヘルパーの方たちへの優先接種が必要ではないかというふうに思います。これは、同僚議員の質問のときにキャンセル待ちの人はそういうところに早くしていただくとか、考えてるということでしたので、その点については、学校や保育園はなかなか仕事の関係で難しそうでしたけれども、検査と今後の町の対応について、まずお聞きします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

定期的なPCR検査に対する町の見解は、過去の一般質問で答弁しておりますように、県内の行政によるPCR検査は、感染症法に基づき、県または医師の判断により実施されております。また、これ以外に任意で実施するPCR検査キット等による検査があります。

今月から県が実施する高齢者施設等クラスター発生防止対策事業については、県が特別措置法に基づく国の蔓延防止等重点措置の適用となり、県独自の蔓延防止宣言に基づく対策強化の一環として、熊本市を除く県内全域の高齢者施設等の従事者を対象に、検査キットを活用し、6月1日から7月12日までの間に週1回の間隔で4回までの検査を可能とし、検査費用については、検査申込みから結果通知までの一連の費用を県が全額負担するものです。

小林議員御提案の学校や保育園などでも定期的な検査が必要ではないか、に対する町の見解でございますが、PCR検査は県または医師の判断により実施されておりますが、感染拡大に伴い、高齢者施設のほかに学校や保育所などでもクラスターが発生していることは承知しております。集団の中で感染者を早期に発見し、感染拡大を防止することは必要であると思っておりますが、検査の実施方法や費用については、国が主体的に行うことが必要と考えております。町としては、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、4月から実施しております新型コロナワクチン住民接種を多くの町民の方にできるだけ早く接種いただき、感染拡大防止を図ってまいります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 答弁ありがとうございました。

PCR検査については、なかなか国が積極的にしない。特に厚生労働省あたりがしないという報道もありますので、そこは懸念をしています。私たち日本共産党は、政府のコロナ封じ込め対策が不十分で遅いとして、国政の間でも緊急要請を行い、安全、迅速なワクチン接種、そしてやはり大規模検査、感染症の場合は検査をして隔離するというのが基本ですから、検査、そして十分な補償の3本柱でコロナ感染症の封じ込め戦略の実行を求めてきました。現政府の施策が後手後手で不十分な中で、住民の健康、なりわいを守ることが町行政に求められています。

町長の議会当初の行政報告では、飲食業などへの支援、またタクシーや代行業者への支援、そして各種支援も実施するということでしたけれども、今日2番目に上げてます、コロナ禍の

中で「生理の貧困」について国や地方議会でも議論が始まっている、学校や公共施設に生理用品を無料で設置するなど町でも対応できないかという質問に移ります。

そういう一定の支援は行われていますが、もっと生活に困窮している人への対応が必要ではないかということで、これを取り上げました。

コロナ禍の中でNHKテレビが3月4日に学生の5人に1人が生理用品の入手に苦勞していることを報道しました。これは、20代の若い女性のグループが、「#みんなの生理」調査として、これもオンラインでアンケートを取ったものが報道されています。私自身は、そのテレビの報道を見て非常に衝撃を受けました。ここまで困窮している人、貧困な人、そして格差が広がってるんだ、そして生理用品が準備できないために学校に行けない、会社を休まざるを得ない、アルバイトにも行けない、そういう状況になってるんだと本当に驚きました。生理用品が1パック300円から400円ぐらいだと思いますけれども、食費を切り詰めているので、それも我慢してるという、いろんな食料、全国で取り組まれてる食料支援のときにそういう声も寄せられています。

内閣府は、世界月経衛生デーの5月28日に発表した初の調査で、生理用品配布に取り組んでいるのが39都道府県の252自治体。これは、今年の5月19日時点。九州ではどうかといいますと、福岡、長崎、大分、宮崎、沖縄で取り組まれています。まだ、残念ながら我が熊本と佐賀県は取り組んでいないという状況です。

こうした中、国会でも取り上げられたりしてますけども、政府は4月、生徒・学生への支援など学校トイレ配備も含む通知を出しています。今学校配布が95自治体、学校トイレ設置が13自治体となっています。学校や公共施設に生理用品を無料で設置するなど、町でも対応できないかとしていますので、答弁をお願いします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。

「生理の貧困」につきまして、まずは学務課から学校関係についてお答えいたします。

現在町内の各小・中学校には、緊急時の対応用として校種や児童・生徒数に応じて保健室に生理用品が備えられています。数は、児童・生徒数により各学校で様々ですが、多いところでは、22個入りを32袋ほど、少ないところでも22個入りを2袋ほど備えているという状況でございます。各学校では、生理用品が常備できるよう、在庫を確認しながら必要に応じて購入をしております。

なお、現在のところ、コロナ禍により学校に備えている生理用品を借りにくる児童・生徒が増えたという状況はないとの報告を受けております。つきましては、保健室以外の場所に生理用品を設置することは、管理面、衛生面からも課題があり、学校での生理用品の配布については、思春期の児童・生徒の心情を考慮して、養護教諭等への相談体制を充実し、個別に対応することが望ましいと考えております。

今後は、各学校で保健だよりなどを通して、生理用品で困ったら遠慮なく養護教諭等に相談

するように、児童・生徒並びに保護者へ改めて周知してまいります。また、生理用品に関する相談をきっかけに、コロナ禍による生活の苦しさをはじめ、児童・生徒一人一人の様々な困り感に寄り添い、学校だけでなく、関係各課と連携した共生支援も含めて、丁寧に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 次に、公共施設での対応についてお答えします。

新型コロナウイルスによる影響が長期化する中で、生活困窮が深刻化する女性が増加し、生理用品が入手できない、いわゆる「生理の貧困」が問題となり、国会審議においても、経済的に困窮している学生たちが生理用品を購入できないことが取り上げられました。生理用品が入手できないことは、当事者が最も声を上げづらく、また女性にとって避けては通れない深刻な問題と認識しており、この問題に対処することは本町としましても必要なことと考えているところです。

しかしながら、公共施設のトイレ等に生理用品を設置することは、管理衛生面からも課題がありますので、今後近隣自治体の状況を見ながら検討してまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 答弁いただきましたけれども、コロナ禍により増えたということはないという答弁でしたけれども、多分恐らくこれはコロナ禍の前からこういう状況はあって、私はコロナ禍により可視化されたと、こういう問題が今まではやはり生理とかというのはタブーですし、なかなか表立って出てこなかった問題が、20代の女性の人たちのオンラインのアンケートにより分かりましたし、私自身もまさかそこまで困って学校に行けない、こういう状況になってるんだとは想像できなかったです。ただ、先ほど言いましたように、コロナ禍で増えたのではなくて、そういう貧困で我慢してたり親に言えなかったり、いろんな子どもさんたちが、養護教諭のある方の方を見ますと、やはり40年ぐらい前からそういう人はいたと。そういう対応もしてたと。この間、こういう表立って問題になっていると。それで、そういうことが一つはあるかなと。私たちも、現場の養護教諭の先生たちなどは、私たちが言うまでもなく、子どもさんの状況やいろんなことを十分把握されていると思いますので、そういう方からの現場の声などもまた教育委員会としても聞いていただき、対応をお願いしたいというふうに思います。

それで、近隣や衛生面との状況で今後考えたいと矢野部長からも答弁がありましたけれども、すごく進んでるところでは、やはり養護教諭の先生たちが学校の先生と協力して、トイレにきちんと配置して、持っていくときもちゃんと紙袋というか、分からないように設置したり工夫をされている自治体のを実際見まして、すごく子どもに寄り添って対応されてるなというふうに思っています。

今日はこの問題は問題提起に終わるかもしれないんですけども、非常にこれを契機に私たちも考えていくし、行政にも考えていただきたいというふうに思っています。

6月1日に政府の男女共同参画会議は、女性活躍重点方針案に「生理の貧困」への支援を掲げ、学校、ハローワーク、福祉事務所などにおける生理用品の提供を明記しています。現在生理用品を配布した自治体の調達先は、割と防災備蓄品から回したりとかしてしてるとか、そういうところもあるんですけども、一時的なものではなく、これから必要な予算措置をとって進めてもらいたいというふうに考えています。外国などでは非常に進んだところもありますので、私たちもそういうところにしっかり学んでやっていきたいというふうに思っています。

それでは、次に移ります。

次は、これまで議会で取り上げてきた内容について、その後の進捗についてとしています。

大津町では、先ほど西本議員のほうから医療費無料化の質問がありまして答弁がありました。大津町では、今年度実施されるというふうに聞いていますけれども、町でも無料化できないかとしています。町長のほうからは、菊陽町は非常に子どもも増えていまして、学校の整備とかいろいろありますし、それを視野に考えるということでしたので、今日はそれ以上の答えは今のところはないかなというふうに思いますので、ぜひ町長の公約は応援したいと思います。それから、実現できるように頑張っていただきたいということを述べて、次に行きます。

コロナが収束して、経済が上向くまで、学校給食費への援助ができないかとしています。

この問題も、毎回取り上げていますけれども、以前議会で給食費の無料化を取り上げましたところ、約2億円の予算が必要という答弁でした。また、私は、昨年6月議会でも、コロナ対策として山鹿市の施策が非常にいいなと思って取り上げました。学校給食費と保育所のおかず代、副食費が1年間無償ということを決めたということで、菊陽町でもぜひこういうことをしてほしいなと思って取り上げたんですけども、国からのコロナの交付金が全然山鹿と違うということで、なかなか実現していません。しかし、県内では、学校給食費の助成、これは割と子どもさんが少ない、小さい自治体が全額助成とか多いんですけども、全額助成をしている自治体が2つ、半額助成が4つ、その他の助成は、例えば月2,000円減額する、また給食費の3分の2を助成する、第2子以降を半額助成するなどあります。これが確か12自治体だったというふうに思いますけれども、町では特に今の厳しい中、ぜひ検討できないかとしています。が、答弁をお願いします。

○議長（上田茂政君） 学務課長。

○学務課長（相馬仙助君） 給食費への援助についてお答えします。

学校給食費につきましては、学校給食法第11条で、学校給食に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。2、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすると定められています。

この規定にのっとり、本町では、平成24年から現在までの9年間で4校の給食施設のドライ

方式への改修工事及び厨房機器等の更新を行っており、来年度は菊陽北小学校の給食施設の新築工事を予定しています。

また、現在学校給食に携わる正職員を13名、給食調理員を31名雇用して、自校方式による温かい給食の提供を行うなど、学校給食の施設及び設備に要する経費や運営に要する経費について、学校給食に費やしておりますので、食材費については保護者へ負担をお願いしているところであります。

なお、生活が困窮している家庭については、個別に就学援助費の中で給食費の全額補助を実施しており、令和2年度の実績では、約440人の児童・生徒に全額援助をしています。また、コロナ禍により生活が困窮している家庭についても、年度途中でも就学援助費の相談は受け付けています。

今後は就学援助費の申請について、改めて全家庭へ周知してまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス対策としましては、5月に支給された低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の独り親世帯分に加え、その他の世帯に対しても児童1人当たり5万円が支給されますので、御利用いただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 給食費は自校方式で、とてもいいと思います。センター方式だと、なかなかいろんな問題がありまして、非常に温かいものをその場で提供していただいているのは非常にありがたいというふうに思っています。私は、そういう中でもなかなか就学援助制度も、ぎりぎりのところで厳しい方って、そこには当てはまらないけどという場合もありますので、ぜひ僅かでもいいので検討してほしいなというふうに思っ取り上げました。無償化できないのであれば、就学援助制度、今課長さんから言っていただきましたように、申請を広く呼びかけてほしいというふうに思っています。これは、前の議会でもお願いしました。申請ベースの制度なので、現在も対象者全てが援助を受けているかどうかというのはなかなか難しいところがあると思いますので、そこも丁寧にさせていただきたいということと、今のホームページの画面では、民生委員の方が関わるという文言も入ったままなので、そういうところも、熊本市などは多分民生委員とかも入ってませんので、そういうところもぜひ改善してほしいというふうに思っています。

ホームページ上に対象者の収入基準を明記して、広く保護者の方が活用できる、そういう内容にさせていただきたいというふうに思います。さらに、学校で文書なりメールなりで一斉に宣伝するなど、ここも遠慮なく申請できるような、今でも取り組んでいただいていると思いますけれども、広く知らせる取組を再度お願いして、私の質問は終わります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さんの一般質問を終わります。

ここで昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。



〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

休憩 午前11時37分

再開 午後1時0分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

布田悟君。

○10番（布田 悟君） 議席番号10番、布田悟です。

今日は傍聴の皆様方、傍聴に来ていただきましてありがとうございます。

日本国におきまして、学区制が明治維新とともに発令されて150年がたとうとしております。日本全国各地の小学校では、創立150周年を記念するイベントに向けて準備が進んでいる地域もあります。当菊陽町におきましても、現在の菊陽北小学校、それから菊陽中部小学校、それから当時は上益城郡だったと思いますけれど、現在の菊陽南小学校、この3つの小学校が、当時原水小学校、それから津田小学校、そして白水小学校ということでスタートしております。150年もたっております。

今回私が取り上げました小学校の通学区域の変更につきましては、この3つの小学校の区域が以前の通学区域のまま変更がされていないということで、現在新しく居住地として来ておられる住民の方々、そこで生まれ育つ子どもたちの今後の通学の安全の問題などについて、ここで考え直す時期に来ているんじゃないかということで、そういった声が当該地域から上がっておりますので、私が一般質問として取り上げた次第であります。

以下、質問につきましては自席からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 通告に従いまして質問させていただきます。

質問事項は、今述べた1点のみであります。質問要旨につきまして、ここに書いてございますので、これに従いまして質問を進めさせていただきます。

小学校通学区域の見直しについてということで、まず1番、現在菊陽北小学校の通学区域である原水新町西区及び鉄砲小路区に居住する小学校入学予定者や在校児童の保護者から、通学区域の変更を求める要望がなされていると思います。その実態をどのように受け止めているかお聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 学務課長。

○学務課長（相馬仙助君） お答えいたします。

菊陽北小学校は、東西に横長い通学区域を有しており、通学距離が長く、通学に長時間を要するという地域があり、現在鉄砲小路区西部地域にお住まいの方から、通学距離が長く、安全面や健康面で心配であるため、通学距離の短い小学校へ通学できないかといった御要望が寄せられています。

なお、校区外の小学校への就学につきましては、転居やその他家庭に関する理由等による区

域外就学の申請を昨年度だけでも87件の方がされており、教育委員会としましては、それぞれの状況に応じて菊陽町立小、中学校就学等に関する規則にのっとり、毎月の定例教育委員会で審議し、合理性、公平性を担保しながら個別に対応しているところです。

そこで、今回の要望に関しましても、内容を精査しながら、規則にのっとって対応していくことができないか、教育委員会規則の見直しも含めて実地に検証しながら検討を始めているところです。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 今の課長の答弁でありますけれど、現在要望として上がっているところは、原水新町西区と鉄砲小路区の一部でありますけれど、その校区外通学ということで87件の個別的な相談、要請があつてということですけど、ここをもう少し具体的に教えていただけますか。

○議長（上田茂政君） 学務課長。

○学務課長（相馬仙助君） お答えいたします。

昨年度、まず区域外就学に関します基準なんですけれども、理由としまして5つございます。まず、住居に関する理由、2つ目が家庭に関する理由、3番目が身体的理由、4番目が地理的理由、5番目がその他の理由。

大きな5つの理由の中で、まず、住居に関する理由の中で、その中でも4つございまして、最終学年の児童・生徒が転居した場合、2番目に学期途中の転居の場合、3番目に住宅新築等により転居が予定され、入学または学期当初から転居予定地の学校に就学を希望する場合、4番目に住宅建て替えによる一時的な転居の場合。

2番目の家庭に関する理由ですが、2つございます。1つ目が保護者の勤務地や自営業地のある学校区に入学、転学を希望する場合、2つ目に保護者が病気療養等により他の学校区の家庭に保護されている場合。

3つ目の身体的理由の中ですが、視覚障がい者等で指定学校への就学が困難で、希望する学校へ通学させるほうが近距離または交通の事情等の利便性から児童・生徒の負担が軽減されることが考えられる場合。

4つ目の地理的理由の詳細ですが、通学距離が小学校においては4キロメートル、中学校においては6キロメートルを超えて通学しなければならないとき。

5番目のその他の理由の詳細ですが、1つ目がいじめ、登校拒否の場合、2つ目が心身上の理由により指導上特に配慮を要すると就学相談の結果認めた場合、3番目に学校区の変更に伴う暫定的処置の場合、4番目に家庭の事情により住民票の異動ができないと判断される場合、その他特にやむを得ないと教育委員会が認めた場合。

以上の基準にのっとって許可を出している次第です。

昨年の87件の内訳でございますが、町内に申請を出された件数です。住居に関する理由、1

つ目の最終学年の児童・生徒が転居した場合、これが7件、2つ目の学期途中の転居の場合、これが27件、そして3番目の住宅新築等により入学または転居予定地の学校に就学を希望する場合、これが4件。そして、大きな2つ目の家庭に関する理由の1つ目、保護者の勤務地や自営業地のある学校区に入学、転学を希望する場合、これが2件。そして、その他の理由の2番目の心身上の理由により、これが1件と、家庭の事情により住民票の異動ができない場合、その他特にやむを得ないと教育委員会が認めた場合、これが7件。町内に出された申請は48件で、町外、町外の学校に就学を希望される場合は、就学先の学校の所在地の市町村に申請がなされますので、その件数が39件、合計の87件という内訳になっております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 今の校区区域外就学の特例の場合の地理的理由というのがありましたけれど、これについては、菊陽町においては現在のところ該当はないということのようです。ただし、小学生につきましては4キロ、中学生は6キロの距離の制限というのがあるようですけれど、これは大まかな数字だとは思いますが、今回の私が取り上げました質問については、ここに当てはまるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（上田茂政君） 学務課長。

○学務課長（相馬仙助君） 先ほど答弁いたしました、要望に関しまして、内容を精査しながら、この規則にのっとって対応していくことができないかということで、地理的要件も含めて検証しながら検討を始めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 地理的理由の場合は、小学生4キロ、中学生6キロ。中学生の場合は、自転車通学の問題も絡んでくるとは思いますけれど、小学生におきましては4キロというのは、時間的には恐らく小学生ですから、朝の登校時に急ぎ足で行ったとしても、軽く2時間はかかると。どうかすれば150分はかかると。その往復でありますから、そういった点もまた考慮して、今後検討していただきたいというふうに思います。

質問の2番目に入ります。

昨年6月の定例議会の一般質問における、私の質問であります原水新町西区における菊陽中部小学校への通学区域の変更についての答弁で、通学区域変更の要望については、当該行政区域や地域住民の同意を踏まえるなどの正式な手続を経た上での要望となった場合は、教育委員会としては積極的に検討する旨でありました。

当事者である児童の保護者からの切実な要望というのが現在上がってきております。そのような要望が上がっているにもかかわらず、このような段階を踏んでいくというような正式な手続ということでありましょうけれど、このような手続を経なければ、この校区の見直しというところには到達しないのか、その点をお聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 学務課長。

○学務課長（相馬仙助君） お答えいたします。

令和2年第2回議会定例会におきまして布田議員からの御質問に対し、通学区域の変更の要望については区の同意が得られ、地域住民の総意を踏まえるなど手続を経ていただくということを答弁しております。

本町では、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、行政区を通学区域として指定する学区制を取っています。菊陽町は、熊本県内でも有数の児童・生徒の増加が見込まれている町であります。各行政区で小学校に通う児童の通学路の安全確保に関する取組や交差点での交通誘導、登下校の見守りなどにこれまでも大変協力していただいているなど、小学校と行政区の結びつきは大変強いものがあります。それに加えて、小学校区を基盤として行われる地域行事などへの地域住民の参加、地域の子ども会活動など異年齢集団の豊かな活動、小学校区と地域の結びつきが強い地域学校協働活動などは、菊陽町の教育の大きな特色であり、学区制の教育的効果は非常に大きいと考えております。

このようなことから、行政区全体の通学区域を変更するには、区の同意が得られ、地域住民の総意を踏まえるなど正式な手続を経ていただくということを答弁した次第です。ただ、今回の御要望のように、区全体ではなく、個別の事情による要望については、区域外就学の基準にのっとり、合理性、公平性を担保しながら個別に対応することが適当だと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 学区制、行政区と通学区域、学区が一致しているのが一番理想的であると思います。今課長が答弁されたようなことが、地域と一体となった、子どもたちの地域での見守り、教育、それが行われるということが一番理想的な姿ではあるとは思いますが、現在菊陽町におきまして人口増の主たる原因となっております集落内開発の問題、これによりまして菊陽の原水地区、久保田地区、津久礼地区も一部入りますけれども、以上の地域におけます住宅の開発が行われ、それに伴いまして人口も増え、おのずから子どもたちも増えていくという図式になっております。そういった現在の事情が以前の学区制では考えられないような状況をつくり出しております。加えて、次の3番目でも申し上げますけれども、児童・生徒に及ぼす精神的、身体的な負担などもそれに加わってまいりますので、この正式な手続ということを厳格に捉えず、この場合は区と学区、通学区域が一体となってる、それを変えるという手続です。なので厳しく捉えなくてはいけないかもしれませんが、今回の質問の場合は、区を割ってまで通学区域を変えるという結果にはなるとは思いますけど、そういったところの区の代表者であります自治会長さん、もしくは区長さんたちとの教育委員会の情報交換などはされておりますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） 当該の区長さんの御意見は伺っております。

○議長（上田茂政君） 布田 悟君。

○10番（布田 悟君） 来年の令和4年度の新入学に間に合うような校区の見直し、通学区域の見直し、これは個別的な事情で変更になる可能性が強いと、要望してる地域におきましては、そのように捉えられると思いますけれど、その地域の住民の人たち、それから区長さん、自治会長さんたちの理解も得なければなりませんので、そここのところの橋渡し役として教育委員会の今後の早急な取組ということもこの場を借りてお願い、要望しておきます。

3番目に入ります。

本件に係る現在の通学状況というのを、ここに3項目ほど上げております。これ以外にもあるとは思いますが、以下述べまして質問といたします。

まず、①でありますけれど、児童にとっては通学時間がとにかくかかり過ぎているということ。

2番、通学コースとなっている地域の車両等交通量の異常な多さやコースの複雑さに加え、児童の安全な通学を担保する見守り環境の困難さ。困難さと書いてありますけど、ないという状況です。

3番目、通学時における各種危険性の回避や児童の身体に負担となってる通学時間短縮のための保護者等による車両での送迎がなされております。そのようなケースが見られますが、そのためにも早急なる通学区域の見直しが必要であるという3点を上げておりますけれど、この中で、②のコースの複雑さというのは、これは原水新町西区に該当するところであります。

それから、②の見守り環境の困難さと書いてありますけれど、これは鉄砲小路区につきましては、大体直線で通学コースが決まっております。しかしながら、町なかのように子ども110番とかそういった、待機場所とか避難場所を掲げてる家、事業所等はそんなに多くはないと、あまり見かけられないというところでここに上げております。

それから、各種危険性の回避というのは、これは通学時におきまして通学時間が長い、距離が長いということで、子どもたちの身に降りかかる不当な圧力とか暴力とか、場合によっては誘拐ということも考えられます。そのような危険性であります。ほかにもありますけど、各種危険性というふうにしております。

それから、これは菊陽北小学校でのケースでありますけれど、往復で120分、150分かかるということでありますので、保護者の人たちが特に夕方の下校時には子どもの安全というのを考えて小学校まで迎えに行ってるというケースが見られております。そのような点であります。そのような点を考えて、教育委員会としては、これは来年度新入学を見据えてということでありまして、どのように対処されるのかお聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。御質問にお答えします。

現在菊陽町立小、中学校通学等に関する規則では、先ほど課長の答弁にもありましたとお

り、通学距離が小学校においては4キロメートル、中学校においては6キロメートルを超えて通学しなければならないとき、区域外就学を認めることができると定めております。

現在小学生の通学時間を考えますと、片道1時間を大きく超えているところがあり、区域外就学の基準のうち、地理的理由の距離の4キロメートルが適正かどうか検討を行っているところであります。

実際に菊陽北小学校から鉄砲小路区西部地域の県道新山原水線と県道辛川鹿本線の交差点まで実測したところ、距離は3.2キロメートルもあり、小学生の低学年では1時間を超えると予想されます。そこで、通学時間が1時間を大きく超えないよう、規則の通学距離が「小学校においては4キロメートル」を「小学校においては3キロメートル」にすることについて、現在教育委員会で検討しているところでございます。今年度中には結論を出したいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 通学区域外の通学ということで、地理的理由の距離の4キロメートルを見直すと考えているということでありました。先ほど今部長の答弁の中に3.2キロというのがありましたけれど、3.2キロというのは菊陽北小学校から、ずっと行きました鉄砲小路の一番下ですね、合志からあそこのとこまで、3.2キロというのは。もう一回、もう一回、3.2キロの……。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼します。

先ほども申し上げましたが、県道新山原水線と県道辛川鹿本線の交差点まで……

（10番布田 悟君「交差点までね」の声あり）

交差点までということです。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 現在はその交差点を過ぎまして、沖野とのちょうど境ぐらいですかね、合志から下りてくる、そこから通ってる児童がいます。ここは3.8キロになりますので、今部長が申されました3キロへの見直しというのは、十分これはもう該当するわけでありましてけれど、今3キロということで考えているということでありましたので、十分それぞれの事象に合わせて検討していただきたいと思います。

とにかく、るここに私が上げましたような問題がありますけど、とにかく児童にかかる通学距離が長い、時間がかかり過ぎるということで、本来ならば朝早く起きて、子どもたちですから学校についてからの就学の授業のスタートに備える気力、体力はあるのかもしれませんが、今取り上げてるような鉄砲小路区、それから原水新町西区におけるようなケースの場合は、子どもたちにかかり過ぎる負担があるというのが現状であると思いますので、保護者の皆さんたちと当該児童はもう分かっていると思いますけど、児童はどの辺まで保護者の方に話して

るか分かりませんが、こういったところ。それと、子どもの通学時における身の安全というものを考えるならば、その当事者にとっては通学区域、学校の見直しというのが考えられるわけでありますので、そこのところを十分に考慮して、新しい、新年度に向けてこれが解決できますように取り組んでいただきたいと思いますけど、教育長からもう一言お願いいたします。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） 今学務課のほうからお答えを申し上げましたけれども、菊陽町ではどの学校もそうでございますけれども、地域の本当に厚い支えがあってからこそその充実した教育活動をできているというふうに考えています。そういうことで、行政区ごとに定めた学区制はこの後もしっかりと堅持していきたいというふうに思っています。ただ、一方で開発が進みまして、以前住居がなかったところにも集落ができています。議員のおっしゃるとおり、通学に困難を抱える児童がいるということも承知をいたしております。そこには、これは同じ3キロを超えるところでも、保護者の方にとってはぜひとも従来の学校に通わせたいと思っている保護者の方もいらっしゃるわけで、行政区を割るというようなことではなく、あくまで区域外就学の願いを出していただくという形で進めていきたいというふうに思っています。

今回の御要望を受けて、課のほうでは、手押しの測定器で実際に歩く大人のスピードで歩いて実測をしております。私も一緒に歩きましたので、御要望の趣旨は十分に理解しておるつもりでございます。今後この4キロ、3キロという話が出てまいりましたけれども、規則の一部改正について教育委員会の中でも協議をいたしまして、教育委員さんの皆さんの御意見を伺って、これは次年度の就学願提出が1月頃の時期でございますけれども、その時期に間に合うように結論を出して、該当の方々にはきちんと地域の中でお知らせをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 最後になります。今教育長が申されましたように、この子どもたちのための通学区域が変わるということにつきましては、その行政区の中で一部はほかの小学校に行くというような形になると思いますので、そこにはその地域の住民の皆様方との今後の生活をする上での付き合いというのもありますので、子どもが違う学校に通っているということで、偏見など持たれないよう、そしてまた、同じようにその行政区におきまして生活をし、子どもたちは学校は違えども同じ地域の環境の中で安心して生活ができるというような取り計らいも、これは教育委員会、それから町行政当局でも骨を折っていただきたいと思いますので、その点を要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 布田悟君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時32分

再開 午後1時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 今定例会の最後の一般質問になります。皆さんお疲れだと思いますが、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

今回の私の質問は、ワクチン接種業務と住民の皆さんに対する告知との2点になります。同ような内容になりますので、私も丁寧に慎重にといいますか、注意をして質問したいと思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

まず初めに、65歳以上の高齢者の方々に予約の業務と接種業務が進んでいるということをまずもって評価をしていきたいと思っています。

私自身の話になって恐縮ですが、今週の月曜日、定例会が始まる前の日ですけども、おかげさまで2回目のワクチンの接種を受けてまいりました。僕はコロナに対応するのはもうワクチンを打って免疫をつけるということ以外、このワクチンに対抗するすべは人類は持っていないというふうに考えておりますので、多くの人に勧めるためにも自分が先に接種をしてきたと、そういうふうな経緯があります。2回目の接種というと、結構いろいろ副反応が心配になって、熱が出たらどうしようとか、頭が痛かったらどうしようって、気分が悪くて一般質問できなかったらどうしようとかいろんなことを考えてたんですけど、何か肩を外されたように何にもなくて、本当に効いてるのかなというのが逆に心配になるぐらい平然としておりますので、これで2回目を打ったということで、今月の20日ぐらいから自分の中に免疫ができるのかなと、そういうふうに思っております。

そういう形になりますので、今日は菊陽町のワクチン接種業務についてどのような考えで進めていくのか。町民の方々が皆さんいろいろ分からないということをおっしゃっているのもありますので、そういったものを含めましておいおい聞いてまいりたいと思っております。

質問の1項目です。予約受付の状況の自己評価と改善点ということについて回答のほうをお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

本町の65歳以上高齢者ワクチン接種の受付は、1回目を5月10日に約4,000人分を開始しましたが、予想を超えるスピードで予約が入り、当日中に予約が完了となりました。このときの反省として、ウェブ予約に対応できない方への支援の必要性を感じました。これを踏まえ、2回目の予約の際は、コールセンター電話回線の増設とウェブ予約に対応できない方全員に通知を出して、個別の相談及び支援を行っております。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） ありがとうございます。



1日目のことを町民の方が言うと、電話が通じなかったという方がいて、通じないから何回も電話してるんですよ。これは、2番目の項目の中の告知のほうにも絡んでくるんですけど、要するに、もう予約は満杯になってるんだけど、電話のほうはその後もうずっとかけ続けて、話し中で、通じたときには、いや、もう今日の受付は終わりましたって言われて、何だそれはとがっかりしたと、そういうような話が私のほうにも寄せられました。そういう声は町のほうに上がってると思います。そのことをもって2回目のほうは改善されたということです、これはもう大変素晴らしいことだと思ってます。前回3月のときの一般質問でも申し上げましたが、この業務はいまだかつてやったことがない業務を今やってますので、走りながら、問題点を見ながら、見つけながらいろんなふうに変えていくという柔軟性が必要なことで、そのことについてはもう大変評価しているところでございます。

2番目の予約のキャンセルについての対応です。先日の一般質問も、佐々木議員の一般質問の中でも、キャンセルリストを作られたということで、大変素晴らしいと思います。そのキャンセル分について、ここで言ってることは、それまでに町の町長さんとか、あと市長さんもいたかな、年齢が65歳になってないけれどもキャンセル分があったんで、勝手にじゃないんですけど、打ちちゃったというようなことが報道されて、結構バッシングされたというところも僕には見受けられたんですけども、そういうことを念頭にこの項目を上げました。2番目のことについて、分かる範囲で結構ですので、お答えをお願いします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

昨日の一般質問で答弁しており繰り返しになりますけれども、接種用に準備したワクチンは、使用期限があるため、代わりの接種者を速やかに確保してワクチンの廃棄を防ぐ必要があります。

これを踏まえ、町では次の順番で対応することとし、公表しております。

1番目に接種会場における医療従事者の未接種者、2番目に接種券が配布されている病院でのかかりつけ患者の方など、3番目に町が把握しているキャンセル待ちの方、4番目に地域包括支援センター職員、介護認定調査員、社会福祉協議会職員など高齢者や障がい者などと業務上接触する機会が多い職員、5番目に新型コロナ対策業務、集団接種または窓口業務に従事する町職員などということで公表しているところです。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） じゃあ、もう続けて3番に行きますけど。

今後のワクチンの接種の順位ということになるんですけど、キャンセル分もそうなんですけど、僕は町の業務が停滞してはいけないと思ってますので、とにかくキャンセル待ちの中に町の職員さんの順番ってかなり後のほうなんです。でも、町長、副町長、教育長、あるいは菊陽町の役場の中の窓口業務をされてる方、あるいは保育園の保育士さん、教職員さん、要するに人と接する人たちで町職員の人がいっぱいいますので、そういう方々がコロナに感染して、

結果的に例えば学校であるとか役場を閉めてしまうとか、そういうことになってしまっただけは町の行政というところがちゃんと止まってしまうので、それではいけませんので、このワクチンの接種ですが、そこにある町職員、教職員、保育事業者というのは保育士さんを含めたそういう人たちです。ここには書いておりませんが、基本的には人と接することが仕事になってる方々です。そういう方々にも、そのワクチンの接種の順位というのを繰り上げていく必要があるのではないかと考えてますが、そのことについての見解をお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

国が示している65歳以上高齢者に続く住民接種の優先順位の考え方は、基礎疾患を有する方と64歳から60歳の方を基本としております。このことを踏まえ、本町では今後のワクチン接種の供給見込み量及び医療機関に御協力いただける予約枠数、約4,300人分を勘案し、町独自の判断として64歳から55歳の方に接種券を送付する予定です。それ以外の方は、ワクチン供給状況を確認しながら今後検討してまいります。

今議員がおっしゃられましたように、町職員、教職員、保育事業者等の接種については、現段階ではキャンセル時の接種対象者リストの登録などを考えておりますが、まずは、やはり医療従事者、それから住民の方の接種が優先順位としては上のほうであるというふうに町は考えておまして、それに続くエッセンシャルワーカーと言われる職員の方を優先順位をできるだけ上げて、今後登録対象者リストとして接種ができるように、関係部署と今後検討をしていくというところで考えております。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 順番というのは、この厚労省の出してる新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きというのが、今持っているのは2.0で、今6月4日の3.1というものもありますけど、基本的にはそれにのっとるという話です、今のお答えは。でも、先ほどの西本議員の一般質問の中でも出ましたけれども、河野大臣は地方自治体に権限を委ねるからそっちでもってやってくださいということを言ってますので、僕は町がきちとした方針を出せば町民の皆さんは納得されると僕は思ってる。先ほどの悪い例として出したのは、キャンセルしたのを何か後出しじゃんけんのように打ってしまったというのは、ちょっとずるいじゃないかという話は、前もってそういうを出してないからですよ。ですから、町というのは様々な権限を持っていますので、ですから、その権限というのは強権を持って人々の自由とか権利を奪うというのはいけませんけど、もちろん、でも結果的に町民の皆さんが使っている様々な行政サービスを担保するために町職員というものの重大性ということをちゃんときちっとアピールすれば、僕は納得されると思います、町の方は。そういう思いでこの考えはあるかということですが、現在のところそういう方針でいかれるということですから、どうぞ検討も進めるということですから、検討を進めていただきたいなと、そのように思います。

こっからがちょっと肝腎なところなんですけども、4番です。この手引きにも書いてありま

すが、地方自治体は管轄内の住民にワクチン接種を勧奨するって書いてあるんです。ちょっと僕この文字を読んだときには、うん、失礼な話だけど、ちょっと笑ったというか、ちょっと不愉快な気持ちにもなったんですけども、それはともかくとして、町はどのように町民の皆さんに勧奨したのか、事例があればお答えをお願いします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン住民接種については、予防接種法に規定する臨時接種とみなして実施するものであり、市町村長は対象者に対して接種勧奨をするとされています。

本町のワクチン接種については、国が公表するワクチンに関する情報に基づき、副反応を含め安全性と有効性などワクチンに関する正しい情報を町民に丁寧に伝えることで、接種勧奨としております。

現在実施中の65歳以上住民へのワクチン接種については、予約案内を約9,000人に行い、予約に関する情報、接種日、接種会場等の情報を御案内し、ワクチン接種の勧奨を行っております。

また、この案内通知の中に国が公表しているワクチンの安全性、有効性、副反応に関する相談窓口の情報を記載し、接種勧奨を行っているところです。

実績としましては、65歳以上高齢者約9,300人のうち約7,700の方が予約済みとなっており、割合にしては約83%の方が接種を希望されているというふうなところで考えております。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 今部長が言われたのは、ワクチン接種の実務に関わる手続方法を町民の皆さんに示したというような範囲なのではないかなというふうに僕は感ずるんです。つまり、今言われた高齢者65歳以上の方で7,700人、83%ということですから、17%の方は何らかの理由で申し込まなかったわけですね。でも、僕は、前回も触れましたけども、このことを考えると、つまり新型コロナウイルスについてこのことを考えるときにいつも頭に浮かぶのは、100年前のあのインフルエンザ、スペイン風邪なんですよ。あのときの再来は絶対起こしたくない。僕はもうそっからスタートしてるんですね、全て。ですから、ワクチンを限りなく100%の方が打ってほしいと僕は思ってるわけです。

なぜなら、もう知ってらっしゃる方は知ってらっしゃると思いますけども、当時100年前ですよ。日本の中で何%の人がかかって何人亡くなったかって、御存じの人は御存じですよ。知らない人もいるかもしれませんが、当時の日本国民の人口ってのは5,800万人です。その中で、亡くなった方が38万人。今日本は1億2,000万の人が住んでいて、コロナにかかった人が77万人ぐらいですか。亡くなった人が1万7,000人ぐらいですよ。桁が違うんですよ。100年前は、100年前ということがあってきちっとした統計を取られてなくて、いろいろ調べていくと22万人と書いてあったり、38万って書いてあったり、あるいは45万人と書いてるとこもある。でも、いずれにしろ、何十万人という単位なんです。そんなに多くの方が亡くなったらた

まらないと思ってるわけです。当時はさっき言ったみたいに日本の国民というのは5,800万人でしたから、結局50%余りが感染をして、集団免疫を獲得して結果的には収束してる。新型コロナもこうなってしまうたら1億2,000万の今日本国民の半分が罹患するということになったら大変です。

ですから、何か僕は国のこの勸奨、本来は国民に対して勧めるというのは国の仕事です、厚労省の。そこがやってなくて、市町村にやれということ自体が、僕にとってはちょっと的がずれてるんじゃないって言いたくなるわけですけど、その国の姿勢も僕は物すごく甘いと思ってる。ほかの国は戦時体制のような緊急事態としてやってる。日本は緊急事態宣言は出すけれども、やってることは一般の事務とほとんど変わらないやり方でやってるように見えます、僕には。ですから、ここに物すごい温度差を自分自身に感ずるものだから、このままではいけないんじゃないのということなんです。

この83%、僕は結構率は高かったかなって、反面ですけど、とは思っています。何らかの理由で受けたくない人はいるでしょう。でも、問題は、副反応が心配で受けたくないという人は、実はこの5番のこれから若い人たち。ですから、今回のコロナワクチンの接種ということについては65歳以上のお年寄りでしたので、65歳以上のお年寄りというのは死亡率が高いわけですから、罹患をして。新聞記事を持ってきたのかな。県内死者101人って、これは熊日新聞ですけども、60代以上が98%。ですから、コロナワクチンということになると、お年寄りが、やあ、受けよう、受けよう、受けよう、命が、だから行きます。でも、この記事によれば、64歳未満というのは、もう死亡者はほとんどいません。ですから、今度若い人たちに、コロナワクチンを打って、集団免疫を持って、国民、人類全体の力としてコロナウイルスに打ち勝とうと言ったところで、若い人は、自分がかかったって死なないし大したこともないしってなっていると受けない。つまり、ワクチン接種に対するインセンティブが働かない。そういうことが今後起きてくる可能性が非常に高いと思ってるわけです。

ですから、この5番ですけども、65歳未満以降の集団接種、さっき個別接種で菊陽町はやるって言ってますけど、基本的には人数が多くなりますので、今度は集団接種ということをやっているかざるを得ないと思うんですよ。先日の例ですけども、広島だったっけ。大規模接種会場でやったら、予約率が僅かに2%。広島県の知事が、えっ、何でここまで来ないの。集団接種ってそうなのちゃうと思うんです。そういうときにどうするかなんですよ。こういうことを今から念頭に、つまり今6月ですけども、9月まで我々は皆さん方にお尋ねする機会がないもんですから、9月までの間にいろんなことが起きるでしょう。そのことを念頭に、5番目の65歳未満以降の集団接種についての方策、今決まってないことがあれば決まってなくて結構です。ただ、決まっているものがあれば、そのことについてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えします。

現在決まっていることしか今のところ申し上げられませんが、そのような形で答弁をさせて

いただきます。

65歳未満の住民接種については、年齢の上の方から段階的に接種を計画しているところです。対象者の接種完了目標は、現段階においては12月中を考えております。

接種の方法としては、先ほど議員が申されましたけれども、町としては現在のところ医師会との協議に基づいて、これまでと同様に病院での個別接種を中心として、不足する分を集団接種で補う予定です。

なお、大規模接種等につきましては、たしか記憶によりますと、熊本県は実施しないというふうな方向で今のところ県の方策として打ち出されておりますので、そのあたりが今後どのように変わっていくかというところを注視していく必要はあるのかなというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 菊陽町ですと、図書館ホールとか使ってやるということが見込まれてるし、先ほどの西本議員の一般質問では、学校を利用してということもあるかもしれませんね。でも、集団接種というのは僕は避けて通れないのかなと感じなんです。人数がいますし。現役世代の方々は仕事してますので、ですから、ウィークデーの日中やりますっていても、なかなか時間が、来れないという人がいますので、休日であるとか夜間であるとかというようなものを利用していかなければいけないと思うんですよ。そのときに、さっきの4番の勧奨に移るんです。今国もこのワクチンを打つということをやってますけれども、これは全世界でやってんですけども、なぜワクチンを打つのかということの意義が、僕からすると全然そこに触れてないんです。何でやるの、命が惜しいからやるの、そういうところの疑問っていいですか、特に若い子になればなるほど、そこのところが希薄な状態なんです。

僕は毎回、昔に振り返るんですけども、その100年前の話にも戻ることもありますけれども、人類はウイルスに打ち勝ったことってないんですよ。天然痘が唯一撲滅できた例です。あれも、ワクチンを打ってどんどん世界の中のアフリカの最後のところまで行って、地球上から消した。今は実験室の中ではそばそとその病原菌が生きてるという状態ですけども、一般的な風邪、あれもコロナウイルスですよ。SARS、MERSもコロナウイルスです。ですから、このウイルスに人類は勝てないんですよ。ですから、何をもって身を守るかっていったら、自分の中に抗体をつくって予防するしかないんです。それは1人、2人……。

ワクチンを打つのは2つ目的があると僕は思ってるわけです。1つは、個人の健康を守るため。でも、それは小さい目的だと思ってるわけ。2つ目が大事なんです。2つ目は、集団免疫を持つということなんです。その集団免疫を持つためには、一人でも多くの方が受けなければいけませんよ。あなたは大丈夫かもしれないけど、あなたの家族が罹患して感染して亡くなるかもしれませんよ、そういうことを防ぐのが、人類共通の責任があるからみんなでワクチン打ちましょう、これは僕の考え方です。ですから、そういう考えが何か全然浸透してないという気がして、僕はこの間物すごくいらいらしてるところがあるんです。ですから、今の状態は、様々なことがありますけれども、今後ますます大変になります。インセンティブが働か

ない人たちに来てもらって、接種を受けてもらうわけです。

ですから、行政上の事務手続のように、何月何日にどここのところで接種をしますのでどうぞっていっても、はい、分かりましたって行くという人は、若い人になればなるほど少なくなっていく、僕はそう思う。ですから、そのときにどうするのかということも今から考えていただきたいなと、そういうふうに思っています。

先ほども、西本議員の一般質問かな、何かの時にホームページや広報でもって指示するというようなお話だったでしょ。ですから、その考えだと、呼びかけられてるほうは、うん、何か勝手に行ってるなというふうな印象になると、誰も聞いてくれません。ですから、少なくともこの辺の大事さというものは訴えていっていただきたいなと、そういうふうに思っています。これは、もうこれで終わります。

2 番目の今度は接種の広報の在り方に入ります。

ホームページをいろいろ僕もこの間見ていたんですけども、そこで1つ気になる文言がありましたので、ちょっとなと思いました。それは、1回目予約が混乱、混乱というか、僕はうまくいったと思ってるんです、個人としては。電話の方は大変だったかもしれないけど。でも、その中で混乱したということだったのか、クレームの電話が多かったからなのか知らないけど、ホームページには、次にこういうことを募集しますので、慌てずに申し込んでくださいって書いてあったんです。あのね、慌てずにとという言葉はないんじゃないかなと僕は思った、そのときに、正直言って。みんな慌ててませんよ。ただ、予約しようと思ったときに、予約ができなかったから、何回も何回も何回も。それは菊陽町じゃなくて、熊本市もそうだった、どこもそうだった。だから、慌ててるつもりじゃないんですよ。でも、それを慌ててって言われたら、かちんときますよ、みんな。ですから、言葉遣いとしては、僕はいけなかったかなと個人としては感じました。

電話での予約の受付に不満があるということについては、先ほど来、昨日、今日のほかの方の一般質問で大体分かりましたので、これについては大分進んでると思います。電話で受け付けられた方なんかの状況を聞いて、丁寧に対応されているというのも僕も聞きましたので、なかなか実情に合わせてやっていただいているなと、そういうふうに思って、今後もそれを進めていただきたいなと思います。

2 番目のワクチン接種について適時適正に告知されていないということは、僕は常に感じました。菊陽町の感染者数、感染状況というページがあるじゃないですか。それを見ると、何月何日現在、1 例目、2 例目、3 例目ってざっとありますよね。3 日ぐらいたって更新されていないというケースも結構あったんですよ。ところが、新聞とかそういったものでは毎日報道されてるわけです。ですから、ホームページで広報するというのは、3 月の僕の一般質問のときでもホームページを使って広報すると、呼びかけるというふうにおっしゃっておられましたけれども、適時適正に表示されていないと、町民のほうからとしては見る意欲も失っていく。この辺について、今どのようにお考えになっているのか、お答えをお願いをいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） （2）番のワクチン接種に適時適正の告知がされていないというところの御質問かと思います。

今議員がおっしゃられましたように、感染者の情報を町のホームページに掲載しておりますけれども、ホームページのアップが多少遅くなった時期が、今年の年明けに本町でも爆発的に感染者が出た時期がございました。その時点で休み等がその間多かったということで、確かに遅れた時期はございます。そこは町長からもきちんと指示がありまして、速やかに掲載するようという指示がありましたので、その後は毎日、土日もアップしているというふうな状況にあります。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 解消されればいいですよ。こういう問題については、3月のときの後藤町長の御答弁でも、全庁を挙げて取り組むというような話をされてましたので、今古賀部長、室長を中心として対策室がいろいろされておられると思うんですけど、現場は当然大変だと思うんですよ。もう様々な課題に立ち向かっていかなければいけない。そのときに、どうしても粗末と言ったら変でしょうけど、雑務が遅れていくというのはあると思います。そういうときにこそ、菊陽町全体の役場行政の、執行部の皆さんの総合力が問われてきますので、後藤町長、ぜひそういう、そのときはほかの部署の方々がヘルプに入るとかして、適時適正に表示される。つまり、ホームページを見れば何でも分かるというのを、それが確立すればみんな見に来るんですよ。

今は65歳以上のお年寄りですからあまり見に行く人がいません。でも、今後は若い人になると、自分の番だってなると、だんだん興味が出てくるというか、興味じゃないな、関心が生まれるというんですか。だから、ホームページを見ようとする方が増えていきます。そのときに、何日も更新されてなければ見る意欲もなくなるということです。ぜひこの辺のところはしっかりと改善をして、今後適正にやっていただければ結構かなと思います。

部長のほうに口頭で申し上げたことを言い忘れましたが、ワクチン接種について予約状況というホームページがありましたね。各医療機関があって、何件があって、もう募集になった人はいっぱいだという意味が書かれてますけれども、あれも半日以上更新されてないので。ですから、電話をかけて予約をしようかなという人は、このホームページを見ると、ああ、あそこの病院はまだ空いてるのかって思ってしまう。でも、実際にそれを聞いてみると、それはもう塞がってるということにも、そういう例も聞きますので。ですから、ホームページの信用性というのはとても大事なことです。ぜひ適時適正に告知をされていると。ホームページが大事で、ホームページに示すということであれば、やはりそのホームページの情報の正確さといえますか、適時適正さというのは、きちっと担保していただければ、そのように思います。

改めてですが、これはホームページを管理するのは総合政策課ですか。どこか分かんないですけど、もう一回そのことについて、全庁でやるなら全庁でやるとか、そういうところの決意

だけ、決意というか、考え方をもう一回どなたか示していただければ大変ありがたいと思いますが。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 北山議員、それからこのコロナ関係、今回の議会の中で議員さんからいろいろ質問があったところでありますけども、今65歳以上については、今申し上げましたように80%超えるような予約ができておりますけども、今後につきましては、65歳まで以上のときにも国、県のほうから7月いっぱい接種が終わるようにということがありまして、そのためには、私は県のほうの、副知事のほうから要請がありましたので答えたのは、これはワクチンをきちんと届けていただくというのと、医療機関の協力がなければなかなかできないということで、その辺はよくやっていただいたと思ってできておりますが、今後についても同じようなところで今取り組んでいるところでしておりますけども、今日テレビの何か見ておりましたら、アメリカでは接種を受けた人の、どこかの州だったんですけども、1週間に1人が受けた人の中から1億円ぐらいのあれが何か抽選で当たるようなことをされとということがありました。また、日本の中でも、これは飲食店関係の方々が、来ていただくにはやはりワクチンをきちっと接種した上で大丈夫な状態が大事だということで、2回の接種が終わった、あの券を持って見せれば割引をするとか、いろんなそういう動きも出ているようですが、今後のことでは、非常に若い人たちが接種のほうをきちんと受けていただくかというのは、これは我が町だけではなくて、どこの市町村も課題になってくるというのがあるなということでもあります。

年齢の65歳以上の方で直接私に言われたのが、もう私はちょっともう受けないと思うと言われましたので、副反応が怖いということでしたけども、それよりも実際テレビとか見ると重症化されて、入ったときには家族と携帯とか何かで連絡取っておられたけど、それも取られなくなって、最終的には物すごい重症化するときつい目にあって、最後は命を落とされるような形が出ているということで、ぜひ受けておられたほうが、ちょっとした副反応あたりはテレビでもばっと報道がありますから、それよりも実際亡くなっている人たちの苦しみ、重症化した人の苦しみ、それと後遺症が出ている人もおります、感染して、そういうところをすれば、もうぜひ受けていただきたいということは話しまして、そんならもう受けます、受けとかないと自分が感染した場合は家族やら周辺の人たちにもそれが広がっていくんだということで、今回のワクチンはぜひ接種していただくようにというようなことは、直接会った人には話をしましたけども、今後につきましては、64歳以下のところに入っていきますと、若い人たちが、若い人は感染してもそんなにひどくならないと思っとられる人たちは受けられないかもしれませんので、これはどうやったら受けていただくかということは大きな課題でもありますし、真剣に取り組んでいって、ぜひ接種率を菊陽町は高めていきたいというふうに思っておりますので、議員各位におかれましても、ぜひ、そういう面ではワクチン接種の重要性についていろいろと広げていただきたいと思います。

以上です。



○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○９番（北山正樹君） ありがとうございます。町長にそう言っていただくと、本当に助かります。

今の後藤町長の答弁で、ワクチンの接種のほうに触れられましたので、僕の一般質問としてはもうこれでおしまいなんですけど、接種券を僕としては対象者に全部送って、対象年齢とかそういう人たちについては、細かく決めるなら決める、あるいは区を定めて、例えばどここの区で何月何日……健康診断のバスを回してるでしょ。何かそういう形で、そういうことで接種するとか、今後はもう様々な方法があると思いますので、そういうようなやり方を含めて、そうなったときに一番のネックは、接種券をもらってないということになるんですよ。ですから、接種券を配っておけば、あとはもうどういう会場でどういう方向で接種していただくかというのは、そのときにその接種券さえあれば何とでもなりますので。先ほどの部長の答弁で64歳から55歳までの人にまた接種券を送るということですけど、僕はもう接種券全部送っちゃったらどうかなと。接種については後日また連絡します、あるいはホームページで告知をします、等々のことをやっとならばよくて、そこのところは進めていただいたほうがいいんじゃないかなあと、そういうふうに思います。

これは、もう僕の最後のお願いということになりますけれども、このワクチン接種というのは、分からないことがありますし、そのときそのとき、方針とか方法とかを変えなければいけないということが多々出てくるはずですよ。ですから、ぜひこういう機会でないとなかなか答えがいただけませんので、ぜひ議会のほうで、その都度その都度分かっている範囲で結構ですので、方針を示していただくと。我々は、町の中で多くの町民の方々に聞かれたら、こういうふうにする予定ですよということをお答えをする義務も我々も持ってると思いますので、ですからぜひ一緒になって、このワクチン業務の事業は成功させたいと僕も強く思ってますので、ぜひ議会のほうで、全員協議会か議員連絡会等々ありますが、そういった機会を利用させていただいて、今後はこういうふうにするつもり、この間こういうふうに言ったけれど、事情が変わってこういうふうにしますという等々を説明していただければ大変ありがたい。そういうことを最後をお願いをして、一般質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後２時28分

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

令和3年6月11日（金）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和3年6月15日（火）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（４日目）

（令和３年第２回菊陽町議会６月定例会）

令和３年６月15日

午 前 10 時 開議

於 議 場

- 日程第１ 議案第27号 菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第２ 議案第28号 菊陽町中小企業・小規模企業振興条例の制定について
- 日程第３ 議案第29号 令和３年度菊陽町一般会計補正予算（第２号）について
- 日程第４ 議案第30号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について
- 日程第５ 議案第31号 工事請負契約の締結について（（仮称）菊陽町総合体育館新築工事）
- 日程第６ 同意第10号 菊陽町固定資産評価員の選任について
- 日程第７ 諮問第１号～諮問第２号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第８ 発議第４号 菊陽町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第９ 発議第５号 菊陽町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 発議第６号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書（案）
- 日程第11 発議第７号 新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める意見書（案）
- 日程第12 議員派遣について
- 日程第13 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

- 日程第１ 議案第32号 工事請負契約の締結について（菊陽北小学校造成工事（１））
- 日程第２ 議案第33号 指定管理者の指定について

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|------|-----------|------|-------------|
| 1 番 | 廣 瀬 英 二 君 | 2 番 | 矢 野 厚 子 君 |
| 3 番 | 大久保 輝 君 | 4 番 | 阪 本 俊 浩 君 |
| 5 番 | 西 本 友 春 君 | 6 番 | 那 須 眞 理 子 君 |
| 7 番 | 佐々木 理美子 君 | 8 番 | 中 岡 敏 博 君 |
| 9 番 | 北 山 正 樹 君 | 10 番 | 布 田 悟 君 |
| 11 番 | 坂 本 秀 則 君 | 12 番 | 渡 邊 裕 之 君 |
| 13 番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 14 番 | 甲 斐 榮 治 君 |
| 15 番 | 岩 下 和 高 君 | 16 番 | 小 林 久 美 子 君 |
| 17 番 | 福 島 知 雄 君 | 18 番 | 上 田 茂 政 君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東 桂一郎 君

書記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

教 育 長 上 川 幸 俊 君

総 務 部 長 板 楠 健 次 君

健康保険部長兼
健康・保険課長 古 賀 直 之 君

土木部長兼
都市計画課長 井 芹 渡 君

総 務 課 長 矢 野 博 則 君

人権教育・啓発課長 弓 削 浩 昭 君

商工振興課長 今 村 太 郎 君

施設整備課長 荒 牧 栄 治 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君

教 育 部 長 平 木 元 宏 君

福祉生活部長兼
福 祉 課 長 矢 野 信 哉 君

経済部長兼農政課長 山 川 和 徳 君

会計管理者兼
会 計 課 長 川 上 一 弘 君

財 政 課 長 澤 田 一 臣 君

町 民 課 長 内 藤 優 誠 君

総務課総務法制係長 小 泉 秀 和 君

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 議案第27号 菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第1、議案第27号菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

町民課長、説明を求めます。

○町民課長（内藤優誠君） おはようございます。

議案第27号菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化され、あわせてマイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収の事務については同機構から各市町村へ委託されることに伴い、菊陽町手数料条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容の説明をいたします。

3枚目をお開きください。

菊陽町手数料条例の新旧対照表でございます。

手数料を徴収すべき事項及び金額を定める別表区分の欄、住民基本台帳の部の下から1行目の個人番号カードの再交付、1枚につき800円を削るものでございます。

1枚目の議案書に戻っていただきたいと思います。

附則において、この条例は令和3年9月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第28号 菊陽町中小企業・小規模企業振興条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、議案第28号菊陽町中小企業・小規模企業振興条例の制定についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（今村太郎君） おはようございます。

議案第28号菊陽町中小企業・小規模企業振興条例の制定について御説明させていただきます。

条例制定の提案理由と条例の内容について、分けて御説明させていただきます。

最初に、条例制定の提案理由でございます。

国において、小規模企業振興基本法が施行され、あわせてこのコロナ禍や生産性向上の必要性の高まりなど、中小企業及び小規模企業を取り巻く社会環境の情勢も大きく変化しております。日本において中小企業は、国内の企業数の99.7%を占めており、そのうち小規模企業は全体の約85%とされております。本町の企業、事業者の多くも中小企業と小規模企業と想定しており、その成長的発展が持続的に図られることは町の経済発展に重要であると考えております。そのような前提の下、町内の中小企業に加え小規模企業に対しても、その振興に向けた基本的な考えを示すとともに、中小企業及び小規模企業の振興に対する施策の基本方針や地域関係者の役割などを定め、地域社会全体で必要な施策を実施していくことが重要であると考えております。今回、条例の内容を菊陽町商工会とも協議いたしまして、平成24年に制定しました菊陽町中小企業等振興条例の全部改正を行い、新たに菊陽町中小企業・小規模企業振興条例を定めることを提案させていただいております。

続いて、条例の内容について御説明させていただきます。

議案書の2枚目になります。

本条例は、12条から成る条例で、第1条から第4条で目的、定義、基本理念、施策の基本方針をそれぞれ定めております。

第1条の目的では、本条例において、中小企業及び小規模企業が町の経済発展に果たす重要性和その持続的発展が町民生活の向上に寄与することを目的として明示しております。

第2条では、定義として各種用語を定め、続く第3条では、基本理念として中小企業及び小規模企業が地域経済及び雇用を支える担い手であり、重要な役割を果たしていることを基本的認識と明示した上で、さらに自らの創意工夫、自主的な努力の下、関係機関との連携を前提とし、その成長、発展が持続的に図られることが町民生活の向上に寄与することを基本理

念として定めております。

第4条では、施策の基本方針として、第3条の基本理念に基づきまして、中小企業及び小規模企業の振興に必要な施策の方策を各項においてそれぞれ規定しております。

続いて、議案書をめくっていただき、3枚目となります。

第5条から第9条においては、地域関係者として町の責務から商工会、中小企業及び小規模企業、大企業のそれぞれの役割、そして町民の理解と協力を規定いたしまして、地域社会全体で振興に必要な施策を実施していく旨を明示しております。

議案書をめくっていただき、最後、4枚目を御覧ください。

第10条では、財政上の措置としまして、中小企業及び小規模企業の振興に必要と考えられる町の財政的な措置について規定しています。

続く第11条では、その振興に必要な具体的な施策の検討、推進を図る場として、中小企業・小規模企業活性化会議の設置を盛り込み、第12条では、その会議の設置規則等を別に定めることを念頭に、規則への委任を設けております。

最後に、附則で、本条例を公布の日から施行するとしております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 質問いたします。

この条例は理念法だというふうに解釈をしますが、一番最後のほうの第11条、そこに菊陽町中小企業・小規模企業活性化会議という項がございますが、理念法ですから詳しいところまでは踏み込んでないと思うんですが、概略、どのような方たちを集めてこの会議を執行していこうと考えていらっしゃるのか、その辺についてもう少し説明をお願いします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） ただいいただきました御質問についてお答えさせていただきます。

今回全部改正ということで、前の条例でありました菊陽町中小企業等振興条例の中では、活性化会議の中で中小企業者、学識経験者、消費者、その他の多様な構成員によりということで条例のほうで定めておりました。今回に関しましては、規則に委任させまして、幅広く意見をいただくことを考えておまして、中小企業者、学識経験者や議会の方々や一般の方々、幅広くそのメンバーを検討しまして、その会議を構成していきたいというふうに考えています。その会議の中で、中小企業や小規模企業に対して必要な施策を議論いただいて、町のほうで具現化していくということを現在考えております。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。



〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第29号 令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（上田茂政君） 日程第3、議案第29号令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

議案第29号令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

新年度に入り、新型コロナウイルス感染症対策関連予算など補正が必要なものが生じたので、補正をお願いするものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に2億3,965万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を163億737万6,000円と定めるものです。

第2条では、地方債の追加及び変更を第2表で定めるものです。

2ページをお開きください。

2ページからは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は7ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

5ページをお開きください。

第2表の地方債補正です。1の追加で、武蔵ヶ丘北小学校施設整備事業について、限度額を110万円とし、2の変更で、菊陽北小学校施設整備事業について、限度額を4億3,930万円と変更するものです。

10ページをお開きください。

2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金、節区分の10新型コロナ対策事業費補助金は、説明欄の子育て世帯への臨時特別給付金で、低所得の子育て世帯への給付金の補助金として4,881万円計上しています。

12ページをお開きください。

款の21繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は、財源不足を補うため6,000万円増額し、計を6億1,000万円としています。

款の24町債、項の9教育債、目の1教育債、節区分の1教育債は、説明欄の菊陽北小学校施設整備事業で、菊陽北小学校の校舎増築に関連する地方債として9,300万円増額しています。

14ページから3の歳出になります。

主なものを中心に御説明いたします。

16ページをお開きください。

款の3民生費、項の2児童福祉費、目の9新型コロナ対策事業費、節区分の19扶助費は、説明欄の子育て世帯への臨時特別給付金で、低所得の子育て世帯への生活支援として特別給付金を支給するもので、4,660万円計上しています。

18ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の20新型コロナ対策事業費、節区分の18負担金、補助及び交付金は、説明欄のさんふれあ支援金で、新型コロナ感染症拡大の影響による減収、減益に対する支援金として2,933万2,000円計上しています。

下の19ページを御覧ください。

款の7商工費、項の1商工費、目の4新型コロナ対策事業費、節区分の18負担金、補助及び交付金は、説明欄の熊本県営業時間短縮要請協力金事業負担金で、熊本県の営業時間短縮要請に応じた事業者に対して支給する協力金の町負担分を熊本県へ負担するものとして1,886万円計上しています。

21ページをお開きください。

款の10教育費、項の2小学校費、目の5学校建設費、節区分の14工事請負費は、説明欄の土地整備工事で、菊陽北小学校施設整備に伴う造成工事の設計額が確定したため補正するもので、1億2,400万円増額しています。

最後に、24ページをお開きください。

款の14予備費は、調整のため326万6,000円減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） それでは、質問を。

19ページのところを質問させていただきます。

新型コロナ対策事業費として負担金、熊本県営業時間短縮要請協力金事業者負担金とありますけど、こちらは対象はどのような業種で、何社ぐらいが対象で、また1社当たりどれぐらいの補助になるのかということをお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） では、今いただいた御質問についてお答えさせていただきます。

対象の店舗としましては、飲食店ということで想定しておりまして、町内ではこれまでの協力金や支援事業等で鑑みまして、155店舗を現在計算しております。1店舗当たりの支援金につきましては、県のほうから以前過去の協力金の支給実績から1店舗当たりの平均支給額が4万1,957円ということで示されておりますので、そちらのほうを155件掛けまして、要請日数の29日を掛けて、そのうちの1割負担ということで計算させていただいております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 歳入の雑入で福祉総合センターと宝くじだと思いますが、コミュニティ助成金530万円、これが2件配付されております。まず、自治振興費で490万円と、もう一点が消防費ですか、40万円だったですか、この詳細をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、御質問にお答えいたします。

コミュニティ助成事業につきましては、まず北新山区のほうの発電機購入に際しまして40万円、沖野区の子どもみこし等の整備に関するもので240万円、それと新町区の屋外放送施設の整備で250万円でございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 議案第29号について質問をいたします。

18ページです。「さんふれあ」の支援金のところです。

農林水産業費で新型コロナ対策事業費で、その補助金として「さんふれあ」に2,933万2,000円を支出するという項目がありますが、全員協議会で随分説明を受けて、かなりの部分は理解をしておるつもりですが、本会議はまた別格です。議事録が製本されて残りますし、それから動画が配信されてますので、町民もこれを見ることができるという意味で、全協の質問とちょっとダブりますけれども、今申し上げたような意味で一度総括的に質問をしておきたいというふうに思います。ダブっても再度御回答をお願いします。後でまた指定管理者の議題が出てきますけれども、そのときでもよかったんですが、こちらが早く出てきましたので、この機会に質問をさせていただきたいと思います。

たくさんありますので、記録をして聞いといてください。その前に、この質疑は3回しかできませんので、ちょっと長くなりますけどもまとめてやりますので、御記録をお願いします。

まず、昨年の10月の全員協議会での執行部側の報告として、4,000万円を「さんふれあ」が銀行から借入するということがございました。2年据置きの10年返済ということでした。これは現在の町からの提案からすると、もうこの条件は多少消えておりますけれども、一応聞いておきたいと。

まず、その4,000万円の借入責任者は誰か、返済責任は誰が負うのか、1点です。

それから、指定管理者としての契約期間を超えて返済期間が設定できるのか。これももう提案からすると解決しておりますけれども、要するに当時はその指定管理者が次に選ばれるまでの期間が1年間でしたけれども、2年据置きの10年返済というふうなことでなっております。こんなことができるのかどうか、もう一回お答えいただきたい。

それから、仮に「さんふれあ」が倒産した場合の借入金の返済義務は一体どこになるのか。この3つをこの件に関してはお尋ねをします。

それから、その後、立て直しについての方針が出されましたが、社員教育は、概略で結構です、どのように変えたのか。

それから、町職員のOBによる監査役は見直すということでしたが、見直したかどうか。

それから、町と「さんふれあ」の協定の内容は見直すということでしたが、どのように見直したのか。

それから、レストラン部門の社員の雇用については現在どうなっているのか、またどういふふうになるのか、お答えいただきたい。

次です。今度は前の4,000万円とは違って、4,000万円をコロナ禍の支援金として補助するということがこれはもう決定されておりますけれども、そしてさらに今回約2,930万円を投入すると。この補正予算として上がっておりますけれども、補助金による補填はどこまで許されるのか、上限はないのか、青天井なのか、その辺をお答えいただきたい。

それから、次の質問です。採算のめどが立つならば支援を継続すると。経営が不能となれば民間公募になると。この場合、その民間公募して民間に移った場合、指定管理料として多額の税金を投入することになると、こういう発言がありました。ここをもうちょっと詳しく、どのぐらいの税金を投入することになるのか、具体的にお答えいただきたい。

それから、次です。高田社長が退任されるという報告がありました。退任の理由、それから退任の時期、それから退職の条件がどうなっているか。これも一応聞いておりますけれども、答えていただきたい。

それから、支配人を公募しているということでした。さらに、新社長は取締役の中から選出をすると。この支配人と社長の関係性、これどういう関係になるのか、お答えいただきたい。

それから、正副町長が取締役に就任するということでしたが、町のこの第三セクターに対する権限が大幅に強化されるというふうに考えておりますが、その場合、この第三セクターの経

営権の自由度との兼ね合いをどういうふうに考えているか。ちょっと多項目にわたりましたが、お答えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 御質問に、まずメモがはかどりませんで申し訳ありません。順序よく御説明申し上げたいと思います。

まず、4,000万円の借入の責任ということでございます。これは社長が借り入れて、取締役会の中で承認をいただいておりますので、取締役会の責任というふうな形になろうかと思えます。

それとまた、期限が1年間ということで、10年間のその借入をされたということでございます。もちろん状況がよければ1年間で返済ということも考えられますでしょうし、この場合、制度資金、セーフティーネットを活用されてございます。そういった部分から10年間というところで借入れが可能であったというふうに理解しております。

あとは倒産した場合の部分ということでございます。もちろん破産宣告という形になろうかと思えます。この場合の取扱いが非常に難しくなってくると思えます。負債をそのそのままにしておくのかということが一つ問題となろうと思えます。それとあわせまして、町が出資した団体ということもございますので、その辺、返済について慎重な議論が出てくるものというふうに考えております。

社員の教育につきましては、改善計画の中で社員教育を徹底していきましようということで計画をつくられております。現在コロナ禍にありまして、密を避けるような状況もございます。そういった意味からはかどっていないというのが現状でございます。

今後の計画としましては、関係機関の協力をいただきながら、新しい体制の下に社員教育を徹底するというふうなところで計画を立てるというふうに聞いております。

また、町のOB監査につきましては、既にもう変更されてございます。交代されてございます。

6番目の職員配置の見直しは、当然これ新しい方が出てこられまして、そしてその上で人員の削減ももちろん整理もあろうかと思えますので、これはもう配置転換、異動、そういったものは当然のことだというふうに認識しております。

その次に、協定の見直しとございますけれども、これは契約金額とかそういった分もございまして、若干の内容の修正は必要になってこようかというふうに思っております。

レストランの雇用につきましてはということで、これはレストランは今現在支援策によりまして雇用資金が出ておりますので、これで対応しとりますけれども、これは6月いっぱいでございます。後の部分につきましては、レストランの運営という大きな課題を抱えておりまして、この分で人員整理あるいは希望退職、こういった部分も踏まえて整理していきたいというふうに考えているところでございます。

あと4,000万円の、すいません、8番目の問題で4,000万円の支払いとこの3,000万円の上限

はないかということですかね。

(14番甲斐榮治君「補助金の上限はないのか」の声あり)

ですね。この分につきましては、もちろん補助金につきましては、コロナの状況によりますけども、施設の利用者の状況を見ながら、その分の施設の運営についても検討する必要があると思います。この場合、コロナの状況の中、運営をしながら精いっぱいの努力が行われ、改善の部分で切り詰めた経営がなされているという状況であれば、また予算の計上について皆様方をお願いをしていかなければならないというふうに考えてるところでございます。

9 番目の継続……

(14番甲斐榮治君「もしも民営になった場合に」の声あり)

失礼しました。民営化になった場合の委託契約金が幾らになるかということでございますね。この分につきましては、皆目ちょっと今のところ分らない状況でございます。ただ言えることは、民間は必ず、もちろん「さんふれあ」もそうですけども、利益を上げなければならないという大きな底辺がございます。まず、私のリサーチによりますと、近隣の施設で6,000万円の赤字を出してあるというふうな情報も聞きます。こういった状況を鑑みて行えば、もちろん年間経費というものは何千万円、数千万円という単位で委託料を計上する必要があるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。「さんふれあ」の場合、行政側が目届くところの中で資金投与しますので、その中で人員の整理、運営、そういったところに少なからずとも指導とまではいきませんが、ある程度関わることはできますので、そういったところはチェック機関として捉えることができるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

続きまして、10番目、高田社長の退任理由ということでございますが、この分につきましては再度、ダブると思いますが、御説明申し上げますが、高田社長につきましては、平成23年4月1日に就任されております。10年の長きにわたりまして重職を務めてこられました。第三セクターである有限会社さんふれあの経営は、公共性を維持しながら民間のノウハウ、経済性、柔軟性やスピードが求められるという特殊なものでございます。各種イベントや調整、町の施策、事業への積極的な参加など、その手腕と能力は高く評価されているというふうに考えているところでございます。これまで公共性を維持しながら独立採算による経営が行われてきましたが、御承知のとおり、コロナ感染症拡大の影響により経営が悪化、改善計画を策定し、経費削減に努められ、改善しつつあるものの、施設の利用状況はいまだ芳しくない状況にあります。社長本人の意思では、平成30年の大規模改修を機に、健康不安もありまして、後進に道を譲りたいとの意思でございました。しかしながら、リニューアル後の施設運営に不安があり、軌道に乗るまではという理由で慰留に努めたところでございます。その慰留により、社長につきましては大変な御苦勞をおかけする結果となりましたが、御承知のとおりコロナ感染症の拡大により経営苦境に陥り、この状況を改善するまではとの思いで頑張っていたいただいているところでございますが、いまだ収束が見えない状況下におきまして、改善の兆しが見えないま

ま、御自身の健康状態が悪化された上、家庭の事情も重なりまして、道半ばではあるが、このような状況では社長の重責を全うできないというふうなところの理由で、大変申し訳ないが後任の人選をお願いしたいという申出をいただいたところでございます。

あと、支配人と社長との関係につきましては、当然社長は社の責任でございます。支配人につきましては現場の責任ということで、現場の大半を支配人が責任を持って運営されると。社は、社として社長が責任を持つというふうなところで理解をしているところでございます。

あと、副町長、町長が取締役になられるということでございます。これはもちろん町は大株主でございます。その中で取締役を2名、町長並びに副町長を選出するというふうな形になろうと思います。もちろん借入も公的資金の投与もございますもんですから、そういった意味ではいい意味で町の介入、町の把握というのを強化してまいりたいというふうに思っております。しかしながら、経営は、この社の自主性ということでございます。あくまでも自主性を重んじながら、その中で公共性を担保するための監視というふうなところになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 2回目の質問を行います。

仮にこういう指定管理者等が倒産を迎えた場合に、借入金の返済義務というのはなかなかこれは難しい問題を含むと。具体的にはおっしゃいませんでしたが、相当難しいことになるだろうという認識ですね。それでいいですか。

（経済部長兼農政課長山川和徳君「はい」の声あり）

それと、監査役はもう既に変更をしたということでしたが、どういう筋合というんですか、個人名とかそういうことは言われなと思いますけども、どういう人を後に採用されたのか、これをちょっとお答えいただきたい。

それから、次です。レストラン部門の社員については、今後、人員整理、希望退職等の可能性があるというふうに理解しとっていいですか。

それから、補助金の問題ですけども、できるだけ一生懸命努力をするということなんですが、また補助金を出す必要があるというふうに判定する可能性は残っているということですね。一つは、この施設ができた理念があります。東西の交流、農村地帯と都市部の交流、それからそれに対して国の補助金が入っているという公的性格を含んでいる。それから、その中でこのコロナ禍に出会って、今の状況になっているわけですが、なおかつまだその提案する可能性はあると、状況によっては、そういうふうに理解していいかどうか。

それから、あと社長のその退任の時期、それから退職の条件、退職金とかその辺の条件はどうなっているのか。

それから一番最後で、その正副町長が取締役に就任されるということになれば、当然町の指

導性とかそういったのが強化されるというふうに考えていいのかどうか。

以上、お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） まず、監査役の選任という部分で、深くはこの場では資料を持ち合わせませんので申し訳ございませんが、元熊本銀行のOBというふうにお聞きしております。年齢、その他につきましては、菊陽町の在住とはお聞きしておりますけれども、その他のことはちょっと承知し得ません。よろしくお聞かせしたいと思います。

それと、レストランの人員整理、これは希望退職も含めたところで整理していくというところでございます。

補助金につきましては、その可能性はあるのかということでございます。先ほども御説明申し上げましたけれども、これまでのコロナ禍の状況もでございます。ただ、コロナ禍が終わった、過ぎたといって、来年早々全部戻るかという状況もでございます。今の運営の状況、今後の運営の仕方、改善の仕方、経営のやり方、こういったところを十分整理しながら、精査しながら、その上でやむなく経営が上向かないと、あるいは赤字幅が縮小はしたものの、あと少し残つとるというふうなことであれば、当然その状況を把握した上で皆様方をお願いをしなければならなくなるというふうに考えているところでございます。

それと、退職の条件、時期でございますけれども、退職の条件は、当初5月いっぱいということで希望されております。しかしながら、支配人の人選につきましては長期間を要するというところでございます。どうにかこうにか6月いっぱいまで在籍をしていただけないかというふうなところでお願いをして、今月いっぱいの任期というふうになっております。もちろん役職でございます。本来ならば退職金という形を支給したいというふうに思っているところではございますけれども、このような状況下でございます。退職金は一切お支払いすることはございません。

それと、町の指導性の強化といいますか、当然先ほども申しましたように会社組織運営でございますので、自主性はもちろんのことでございます。ただそこに、何度も申し上げますけれども、公的資金を投入するということで、ある程度の規範性、公共性の担保、こういったところはきちっとブロックしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 議案第29号、14ページの目、地域政策費、節区分の負担金、補助及び交付金の補助金、地区一時避難場所施設等整備費23万5,000円。専門用語で一時避難場所というふうに統一してます。国の報道もそのように伝えておりますが、一時避難場所において、何地区対象にし、どのような整備、これは命を守る大切な施設になると思いますが、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） すいません、それでは御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては大堀木区の防災備蓄倉庫の整備ということになります。防災備蓄倉庫ですね。そちらのほうの補助金ということになります。1つ。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 16ページの目の新型コロナ対策事業費の中の19の扶助費、子育て支援への臨時特別給付金とありますが、4,660万円、これはどういう世帯に配付するのか、それから1件当たりの金額、総数についてお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 御質問にお答えします。

この給付金は、対象者が令和3年4月分の児童手当または特別児童手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税の均等割が非課税である者です。今の対象者以外に、18歳年度末までの養育者で、以下にまた申し上げる者になります。令和3年度の住民税均等割が非課税である者と、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者、いわゆる家計急変者と言われる方になります。児童1人当たりが給付額が一律5万円で、今のところ算定では、国のほうの算定基準に基づきまして、対象が932人の5万円の4,660万円を計上しているところです。

以上になります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第30号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

○議長（上田茂政君） 日程第4、議案第30号熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団

体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（矢野博則君） おはようございます。

それでは、議案第30号熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について説明を行います。

提案理由ですが、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に合志市を追加し、それに伴い共同設置規約を変更するに当たり、地方自治法第252条の7第2項の規定により関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

内容について説明いたします。

熊本広域行政不服審査会は、熊本市及び菊陽町等における熊本連携中枢都市圏の形成を機に、本町を含む2市7町3村が平成28年4月に共同で設置いたしております。市町村長が審査庁として審査請求の決裁を行うに当たり客観性や公平性を高めるため、第三者の立場から審理手続の適正性や審査庁の判断の妥当性を審議し、市町村長に対して答申を行っております。

今回、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに合志市を追加するため、協議により本議案のとおり共同設置規約を変更するものであり、関係する地方公共団体において、同文での議決を求めるものでございます。

それでは、議案を2枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。

第1条中、「阿蘇市」の次に「合志市」を加えるものでございます。

1枚目にお戻りいただきまして、附則で、この規約は、令和3年9月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） この条例に合志を入れることは、もちろんそれには異を唱えるものではありませんが、まずこれ部長からこの共同設置契約については事前にいただきました。これも以前に言ったことあるんですけども、我々がいただいている町の規約条例や例規に載っていないものは極力こういう分を変えるのであれば、事前の説明なり、規約を配付するべきだろうと思います。それで、ここまでの不服申立てにはなかったんですが、1件、議会にも相談があった、町に対するそういう異議申立てのようなものがございました。その場合、この設置規約には載っておりませんが、町民がそのような行政法上の手続にのっとって申立てをする場合はどこが窓口になるのか。菊陽町役場、総務課でいいのか、まずその点お願いいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（矢野博則君） お答えいたします。

どちらのほうが窓口になるかというようなお尋ね……

（12番渡邊裕之君「町民から申立て」の声あり）

町民からの申立てについてですね。

事案によりというところではございますけれども、今回御提案させていただいている部分で言いますと、これは行政不服審査法に基づく審査請求という形にあらうかと思いますが、そちらについては上級庁のほうにしていこうという形になりますので、菊陽町での上級庁ということになりますと、やはり町長というような形で対応するような形になりますので、総務課等がやはり窓口というような形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第31号 工事請負契約の締結について（（仮称）菊陽町総合体育館新築工事）

○議長（上田茂政君） 日程第5、議案第31号工事請負契約の締結について（（仮称）菊陽町総合体育館新築工事）を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治君） おはようございます。

それでは、議案第31号工事請負契約の締結について御説明いたします。

（仮称）菊陽町総合体育館新築工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、（仮称）菊陽町総合体育館新築工事。2、契約の方法、条件付一般競争入

札。３、契約金額、39億5,450万円。４、契約の相手方、福岡県福岡市博多区博多南１丁目14番８号、浅沼・光進・東築特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社浅沼組九州支店、執行役員支店長江崎彰夫でございます。

次に、工事の内容を御説明いたします。

本町では、熊本地震の経験を踏まえ、菊陽町復興まちづくり計画及び菊陽町国土強靱化計画を策定し、この計画に基づき菊陽杉並木公園を拡張し、災害時に屋内避難所となる総合体育館などを含む防災公園としての整備を行い、防災機能の強化を図るもので、本工事は総合体育館の新築工事でございます。

参考資料の次の１ページを御覧ください。

図面は、総合体育館の完成イメージ図でございます。実際に出来上がるものとは色味などが異なる場合もありますので、出来上がりのイメージとして御覧ください。体育館の構造は、鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造りの２階建て、延べ床面積約8,713平方メートル、新築１棟、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事を含めた一式工事でございます。

次の２ページの図面を御覧ください。

左側上部が公園拡張区域の全体のイメージ図、その他は体育館内部の完成イメージ図でございます。

次の３ページの図面を御覧ください。

全体配置図でございます。赤線囲み部分が工事区域でございます。完成後は指定避難所となる施設であることから、中央部の総合体育館には空調設備を備え、北西側に非常用電源スペース、東側にマンホールトイレ、西側には電気設備及び機械設備のスペースを整備します。また、災害時に上水道が断水した場合に備える災害用井戸を西側の電気設備及び機械設備のスペースに昨年度で施工しており、平常時においてもトイレの洗浄水についてはこの井戸水を利用する計画でございます。

次の４ページの図面を御覧ください。

総合体育館の１階平面図でございます。主な施設としまして、メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、会議室、備蓄倉庫などを配置いたします。

次の５ページの図面を御覧ください。

総合体育館の２階平面図でございます。主な施設としまして、メインアリーナの観客席として、車椅子席を含め938席、トレーニング室、スタジオなどを配置し、大規模なイベントを行う際に直接観客席に出入りできるように、南西側に屋外階段を設けております。

次の６ページを御覧ください。

令和３年度菊陽町一般会計予算書から抜粋しました総合体育館建設に係る継続費についての当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書になります。

３月定例議会におきまして、総合体育館建設に係る事業費約43億5,270万円、財源となる交付金21億7,490万円の令和２年度から令和５年度までの継続費の設定、総合体育館新築工事及

び工事監理業務について、令和２年度補正予算５億円及び令和３年度当初予算13億5,000万円の予算措置の議決をいただいております。また、国からの交付金の配分につきましては、国、県より近年の都市公園整備事業での交付金要望額に対する配分率は非常に低い状況と伺っていましたが、町と議会とが一体となって国に対する要望活動を行ってきた成果もあり、令和２年度の補正予算５億円、令和３年度の当初予算13億5,000万円につきましては、町から要望した交付金の満額の配分を獲得することができております。引き続き、令和４年度以降の交付金の獲得につきましても、議会のお力添えをいただいて、国への要望活動を行っていきたいと考えております。

工期につきましては、令和３年６月18日から令和５年６月30日までとしております。

総合体育館新築工事は、町の防災力向上及び町民の健康増進につながる施設として、事故がないように十分に安全管理を行いながら、一日も早い完成を目指して進めてまいりますので、御理解と御協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（上田茂政君） 財政課長、指名業者についてを説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、（仮称）菊陽町総合体育館新築工事の入札結果等について御説明申し上げます。

参考資料の７ページ、条件付一般競争入札概要をお開きください。

本件につきましては、技術的難易度の高い工事で、設計金額が約43億円となることや工期が約２年間となることなどから、入札の方式を条件付一般競争入札とし、令和３年３月29日の審査会を経て条件を決定し、令和３年３月30日に公告しております。

条件の概要につきましては、次のページまで渡っておりますが、資料の条件の欄を御覧いただき、共同企業体の構成員数については、２者もしくは３者とし、菊陽町内に本店、支店等を有する企業を１者以上含むこととしました。

代表構成員の資格要件につきましては、経営規模や技術力などを点数化した総合評定値が1,600点以上で、九州管内に主たる営業所または契約締結権を有する支店等を有し、屋内運動場に類似する施設の工事实績があり、屋内運動場に類似する施設の施工経験がある監理技術者等を配置できることとしました。

その他の構成員につきましては、熊本県内に主たる営業所を有する者は総合評定値が1,000点以上とし、菊陽町内に本店、支店等を有する者は総合評定値が850点以上としました。

そのほか、主任技術者を配置できることとしております。

その結果、６共同企業体から入札参加申請がありました。

８ページの入札結果を御覧いただき、条件付一般競争入札は５月20日に執行し、入札に参加した共同企業体名及び税抜きの入札価格は入札結果のとおりですが、最低の価格で入札のあった５番目の浅沼・光進・東築特定建設工事共同企業体を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格42億9,220万円に対しまして、落札価格は39億5,450万円で、落札率

は92.13%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 議案第31号の御質問をいたします。

今回この共同体3者で落札が決まっておりますが、光進建設、東築建設は私はよく耳にする当然地元の業者でもありますし、光進建設は熊本市の建設事業者でございます。浅沼組に関しては、私は名前をお聞きしたことはあまりないものですから、経営状況は当然万全で指名をされてると思いますが、今回体育館の今課長が答弁されたように技術が高い部分で建設が進むとおっしゃってましたので、これまでこの浅沼組が体育館等こういう施設の実績があれば、それをお聞きしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） すいません、そうですね、今手元のほうにその当時の資料が、すいません持っておりませんので申し訳ございませんが、浅沼組につきましては、全国の状況でいきますと、物流倉庫、約41億円の倉庫など、また山鹿市の小学校の新築など、そういった実績がございます。

すいません、以上でございます。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） じゃあ、このようなうちのこの菊陽町の大型の体育館を造るというのは今まで実績がないということですか。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） すいません、資料としてその実績につきましては提出をいただいているところでございます。すいません、私が手元に資料を持ちませんで、申し訳ございません。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治君） 議員さんからの質問ですけれども、浅沼組の施工実績といたしまして、小平市立花小金井南中学校地域関連学校体育施設整備工事という建築工事一式の工事を東京都小平市が発注した部分を受注されております。これもJV工事で落札されておりました、請負金額が約10億6,000万円というのが実績として上がっております。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 今岩下議員も聞かれて、私も浅沼組さんは初めてなのでお尋ねしようと思っておりましたが、こういう資格で一般競争っておっしゃいましたかね、指名じゃなくて、

今回は。一般ですね。いろいろ前回中部小学校は戸田建設さんが1社で取って、あれは指名だったですかね。あれも一般ですか。指名ですか。一般。指名ですね。

まず、今回一般競争入札にしたその理由、それと九州管内にというのがこの代表構成員の中で大きいのかなと。18社ほど準大手、中堅と。浅沼さんは中堅に部類するようでございますが、何社ぐらいあるのか。その中で、本町の事業者さんと組まれたのが6社ということですけども、大体対象者数が何社あったのか、お願いいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） 今回条件付一般競争入札につきましては、総合体育館ということで工事金額が約43億円設計金額がございました、今回条件付一般競争入札に当たっての要領等の整理をさせていただきまして、そちらのほうに基づきまして条件付一般競争入札にするのが適当というところで判断しまして、条件付一般競争入札という入札方式を採用させていただいたところでございます。

条件につきましては、代表構成員につきましては、総合評定値が1,600点以上ということではありましたが、それにつきましては町に指名願、そういったのを提出があります業者さんでいきますと、29社ございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 同意第10号 菊陽町固定資産評価員の選任について

○議長（上田茂政君） 日程第6、同意第10号菊陽町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（板楠健次君） それでは、同意第10号菊陽町固定資産評価員の選任についてを説明いたします。

同意第10号は、町の固定資産評価員につきましては、町の税務課長を充てるべく、昨年6月

に当時の吉本雅和税務課長を固定資産評価員に御承認いただきましたが、本年４月１日に総合政策課長として異動いたしました。固定資産評価員は充て職ではございませんが、町としましては、税務課長を固定資産評価員に充てたいと思っております。

また、現固定資産評価員の吉本雅和総合政策課長から本年６月３０日をもって固定資産評価員を辞したいとの願いが出されまして、辞職を承認したところでございます。

村上健司氏の住所、生年月日は、記載のとおりでございます。

経歴につきましては、平成元年４月に菊陽町に採用され、３３年目になります。様々な部署を経験し、現在は４度目の税務課であり、固定資産税係長、徴収係長も経験しております。現在は税務課長の要職にあり、町長が行います固定資産の価格決定の補助をする者として適任でございますので、ぜひ御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第１０号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、同意第１０号は原案のとおり同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第７ 諮問第１号～諮問第２号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（上田茂政君） 日程第７、諮問第１号から諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭君） おはようございます。

諮問第１号及び諮問第２号の人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

諮問第１号及び諮問第２号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員の任期は、人権擁護委員法第９条で３年と規定されています。

諮問第１号の堀川妙子様、諮問第２号の松本東亞様におかれましては、令和３年９月３０日を

もって任期満了となりますので、再任の候補者として推薦するものです。

堀川様は平成18年7月から、松本様は平成30年10月から人権擁護委員として積極的に活動され、誠実な人柄で、人格及び識見ともに高く、人権相談を通して町民の利益を守る人権擁護委員として適任であると考え、推薦の同意をお願いするものです。

候補者の略歴につきましては、配付しております関連資料を御確認いただければと存じます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

諮問第1号から諮問第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから1議案ずつ採決を行います。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、堀川妙子君を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は堀川妙子君を適任とすることに決定しました。

採決を行います。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、松本東亜君を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は松本東亜君を適任とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時10分

再開 午前11時21分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 発議第 4 号 菊陽町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第 8、発議第 4 号菊陽町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、布田悟君外 4 名の議員から提出されました。

提出者を代表しまして、布田悟君、趣旨の説明をお願いします。

○10 番（布田 悟君） 発議第 4 号、令和 3 年 6 月 9 日、菊陽町議会議長上田茂政様。提出者、菊陽町議会議員布田悟、賛成者、菊陽町議会議員佐々木理美子、西本友春、坂本秀則、福島知雄。

菊陽町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

提案理由、より広く町民の声を反映するため、条例の一部を改正するものであります。

お手元の資料の 2 枚目でありますけど、改正内容です。

菊陽町議会基本条例の一部を次のように改正するというので、第 5 条第 5 号中、「年 2 回以上」という規定がありますけれど、これを「必要に応じて」に改めます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

なお、参考資料のほうに当該改正後の案を載せておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、議員の皆様方の賛同をお願いしたいと思います。

なお、質問があれば自席でお受けいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第 4 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、発議第 4 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 発議第 5 号 菊陽町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第9、発議第5号、菊陽町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、布田悟君外4名の議員から提出されました。

提出者を代表しまして、布田悟君、趣旨の説明をお願いします。

○10番（布田 悟君） 発議第5号、令和3年6月9日、菊陽町議会議長上田茂政様。提出者、菊陽町議会議員布田悟、賛成者、菊陽町議会議員佐々木理美子、西本友春、坂本秀則、福島知雄。

菊陽町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

提案理由、議員の活発な活動のため、条例の一部を改正するものであります。

次ページをお開きください。

菊陽町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例、菊陽町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を次のように改正するということで改正内容を書いております。

読み上げます。

議員の行う活動及び調査研究活動のために必要な資料の作成、図書、資料等の購入及びパソコン・プリンターのリース・割賦に要する経費。なお、別表に次のように加えます。広報費、議員の行う活動及び町政について住民に報告し、PRするために要する経費（広報紙・報告書の印刷費）。

附則、この条例は公布の日から施行する。

なお、参考資料として改正後の別表第4条関係を掲載しておりますので、御参照していただきたいと思います。

なお、質問につきましては自席でお答えいたしますけれど、皆様方の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 広報費の件について質問いたします。

本町の政務活動費、なかなか使い勝手が悪いということで、その辺で改定に至ったものというふうに思いますが、広報費を認めようとしていることについては一歩前進であるというふうに理解をします。ただ、次の点についてどのようにお考えになるのか、それをお答えいただきたい。

1点は、現実に発行された、これは議員が出す広報紙なんですけども、広報紙及び報告書を提出することになっていると。公費を使う以上、これはもう当然のことではありますが、内容に

よって広報費として認めないことがあるのかどうか、これが1点です。

もしそのための評価が行われるとすれば、誰がどのように行うのか、その辺をお聞かせいただきたい。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 町民に対する各議員の活動でありますので、その点が議会における半ば公的な活動であるということを町民に報告すると、広報するという意味の広報紙になろうかと思います。ただし、内容は議長が最高権限持っておりますので、議長を中心に事務局も参考にさせていただき意見を聞きますので、その辺のところで議長をまずは中心にその内容が適正かどうかというのは検討したいと思っております。ただし、最初からこういう内容だったらこれが政務活動の規定する内容に該当するか、しないかということはグレーなところもあるかもしれませんが、そこは各議員の皆様方の判断によりまして、あくまでも自分の議員としての活動を町民の皆様方にお知らせするという形が基本にあれば、そんな内容的には問題にはならないのではないかとこのように考えております。内容の判断にいたしましては、議長を中心に考えていくというふうに思います。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第10 発議第6号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書（案）**

○議長（上田茂政君） 日程第10、発議第6号学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、西本友春君外2名の議員から提出されました。

提出者を代表して、西本友春君、趣旨の説明をお願いします。

○5番（西本友春君） 発議第6号学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書（案）、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由、GIGAスクール構想に対しては、ICTを活用したオンラインでの授業や宿題の配付、さらにデジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況に合わせた学習を推進することにより、多様な学びの実現と教員の負担軽減などへの期待が高まっています。一方で、全ての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるように、個人情報の取扱い及び管理も含めた教職員の資質の向上が求められます。また、デジタル教科書、教材は、学校から貸与された端末を使い、学校のシステムに接続する必要があるため、例えば転校生でも復習や学びが継続できる環境を整備しておくことも重要です。さらに、デジタル教科書のみを使用した場合には、学習の基本能力である読解力の低下が危惧されます。

そこで、各自治体において、Society 5.0時代を生きる子どもたちに相応しい、教育を推進するため、学校教育にICTを浸透させ、さらなる教育の充実を図るためのデジタルトランスフォーメーションの実現に向けて取り組んでいくべきであることから、提案をさせていただきました。

なお、詳細は次のページにありますので、御確認をよろしくお願いいたします。

各議員の賛同をよろしくお願いいたします。

なお、質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書ということで、教育におけるICT活用については、使い方によっては有効なものだと否定するものではないんですけども、意見書の中の一番最後の「記」の中で、様々な会社の情報端末とデジタル教科書と個人認証システムの互換性を確保するための統一規格についての検討を進めることということで書いてありますが、こうなると民間の会社の端末が一緒になるということだと思うので、非常にそういう意味では個人情報の保護とかそういう意味では問題があるのではないかなということで懸念を心配するんですけど、その点はどうか。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 小林議員が個人情報保護の部分で非常に心配だというのは分かりますが、物を認証するに当たっては、IDパスワードとか、それぞれいろんな形でセキュリティ対策をしっかりと取っていただく。それができないのであれば、個人情報保護というのは非常に守ることは厳しいと思いますが、今のICTの時代においてはその技術は確立されており、その心配はないというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって発議第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 発議第7号 新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める意見書（案）

○議長（上田茂政君） 日程第11、発議第7号新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、小林久美子さんほか2名の議員から提出されました。

提出者を代表して、小林久美子さん、趣旨の説明をお願いします。

○16番（小林久美子君） 新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める意見書、私以外に同僚議員2名の賛成を得て提案をします。

提案理由は、新型コロナ禍により米の販売不振と米価下落は底なしの状態になっているため、米価下落に歯止めをかける対策を求めるとしています。

次のページをお開きください。

一部分だけ読み上げたいと思います。

コロナ禍における米の需要損失は、2019年産米の過大な在庫を生み、2020年産米の市場価格は暴落し、年末年始における感染者拡大と自粛要請、さらに緊急事態宣言の再発令により需要減少に歯止めがかからず、2020年産米の販売不振と米価下落は底なしの状態になっています。

下から5行目ぐらいなんですけど、最後のほうなんですけど、コロナ禍で生まれた市場に滞留する在庫を政府が買い取るなどして市場から隔離し、需給環境を改善するとともに、米価下落に歯止めをかけること。コロナ禍などによる生活困窮者、学生などへの食料支援制度を欧米並みに創設し、政府が支援すること、輸入数量抑制を直ちに実行することを求めますとしています。

以上の趣旨で意見書を提出したいと思いますので、賛同よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める意見書（案）について御質問をさせていただきます。

意見書案の一番最後のほうです。コロナ禍などによる生活困窮者、学生などへの食料支援制度を欧米並みに創設し、政府が支援することというふうに言いますけども、この欧米並みに創設しというところなんですけど、具体的にどういった内容なのかというのがちょっとよく分からないので、ここについて御説明いただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 欧米並みにと書いてますが、日本でも、この間コロナ禍の生活困窮者などへの支援、国会でも取り上げられまして、今子ども食堂とか子どもへの支援のそういうところにも食料を配付するということは、これは日本でもそういう実施に今至ってるということです。

欧米並みのところ、すいません、何かちょっと説明ができないんですけども、日本でもこういう困窮者のことを受けて、今そういう子ども食堂とかそういうところに支援が始まっているということだけ紹介したいと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 発議第7号についてお尋ねをいたします。

新型コロナ禍におけるというので、米ということなんですけれども、まずもうこの質問の第1点は、なぜ米だけなのかということです。つまり新型コロナ禍によって食料品の流通が非常に滞っていて下落とか、1次産業の皆さんもそうですけども、2次産業、3次産業の方々もかなり大きく影響を受けてるんですね。この2ページの中にある、ちょうど中頃になるんですけれども、コロナにより消滅した需要減少分は国が責任を持って過剰在庫を市場隔離すべきと言ってるんですよ。つまり食料管理制度みたいな、昔の、そういう形で米だけを何で省くという発想がここで出てくるのかというのが1つ分からない。これが僕の質問の第1点です。

第2点は、新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める意見書なんですけど、なぜかコロナ禍の中で、一定先ほどのお話であるフードバンクであるとか、生活困窮者、学生というところが出てくるのか。それは表題と趣旨が違うんじゃないかと。そのところで何か内容が全く整理されてないような気がしますが、これについて回答のほうをお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） この意見書そのものは農家の方が請願で出してほしいということだったんですけども、私が産業建設の常任委員なので出せないということでした。だから、これは米がなぜ米だけなのかということなんですけど、農家の経営をしてる人が出していただきたいということで米が中心になっています。

それから、政府が在庫をある程度買い取って、隔離というか、政府が買い取ってほしいということと、今生活困窮者、先ほど言いました学生などへの支援、そして子ども食堂などへの食料支援などがコロナ禍でやられてますけれども、そういうところにも対応してほしいという内容が書いてあると思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 発議第7号について、反対の立場で討論をさせていただきます。

今の発議者の質疑に対するお答えを聞いてると、かなり背景が曖昧だということと、特定団体というか、特定の方からの要請を受けて出しましたというのは、議員発議としてはいかななものかなと思うんですよ、そもそもの論として。

要するに米というのは、日本はもう長い歴史があって、食料安全保障という観点もありますので、米を何とか確保するというのは日本国政府もずっとやってきたところです。それについては僕は反対するつもりはありませんので、それは本当お米は守っていただきたい、主食ですので、そう思っております。

ただ、この新型コロナに関して、様々な状態、様々な方々の中で大きな負荷がかかっている中で、米だけを特別扱いをするというのは、実はこの考え方というのは、米を云々するというのは僕は平時の考え方だと思ってるんです。平時において食料安全保障をどうするか、国民の食料自給率をどうするか等々を考えるべきときに出てくるべき話であって、コロナというのは、僕は緊急事態、異常事態だと思ってますので、異常事態ということを念頭に上げるのであれば、異常事態で影響を受けている全ての職種の皆さんに対してどのように対応していくのかということを広くまとめて提出すべきだと僕は思っています。

したがって、ここに米と言っておきながら、生活困窮者という何か福祉政策みたいなものまで含めていくというのは、支離滅裂な議案でないかと思います。これは国に対して提出するわけですよね。すると、受け取る側は、えっ、町議会ってこういうレベルの混濁してることを出してくるのかという、言ってみれば我々町民の皆さんを代表して意見書を上げますので、町民の方々が菊陽町ってそのぐらいの町かという菊陽町の住民の皆さんに対して顔に泥を塗るというような議案書を国に提出するというのはいかななものかと思います。同僚議員の皆さんも出すのはきちっと整理して出したらいいと思います。ただ、こういうような曖昧な、質疑に対しても満足に答えられないようなものを提出するというのは、僕は断じて反対をしたいと思います。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議員派遣について

○議長（上田茂政君） 日程第12、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に議席に配付のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、議席に配付のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣で、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更に当たっては議長に一任をいただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。お諮りしたとおりと決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（上田茂政君） 日程第13、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（上田茂政君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

町長から追加議案が2件提出されました。これを日程追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。以上2件を日程追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題にすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様には、6月8日から本日までの8日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして、慎重に御審議の上、御承認等を賜り、厚く御礼申し上げます。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件2件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第32号は、菊陽北小学校造成工事(1)請負契約の締結についてであります。

本件は、菊陽北小学校の急激な児童数の増加により、令和4年度には2教室、その後も増加が続き、令和7年度までには10教室の教室不足が見込まれ、校舎増築工事を行うために先行して擁壁等を築造する造成工事でございます。

議案第33号は、指定管理者の指定についてであります。

内容は、菊陽町総合交流ターミナル及び菊陽町ふれあい農園の指定管理期間が令和4年3月31日をもって満了しますので、引き続き有限会社さんふれあを指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみ申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第 1 議案第 32 号 工事請負契約の締結について（菊陽北小学校造成工事（1））

○議長（上田茂政君） 追加日程第 1、議案第32号工事請負契約の締結について（菊陽北小学校造成工事(1)）を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（荒牧栄治君） 議案第32号工事請負契約の締結について御説明いたします。

菊陽北小学校造成工事(1)の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽北小学校造成工事(1)。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1 億1,874万5,000円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町沖野 2 丁目 8 番12号、有限会社沢産業、代表取締役黒澤慎太郎でございます。

次に、工事の内容を御説明いたします。

菊陽北小学校校舎増築事業は、急激な児童数の増加により、来年度は 2 教室の不足、その後も増加が続き、令和 7 年度までには10教室の教室不足が見込まれております。そこで、本年度、学校の既存用地を含め3,800平方メートルの造成工事及び10教室増の増築工事を完成させ、来年度からの教室不足に対応するもので、本工事は造成工事でございます。

参考資料の次の 1 ページの図面を御覧ください。

図面は、本工事の計画平面図でございます。図面の上が北側になります。昨年度用地取得しました西側の山林を活用し、校舎の増築、給食室の新築及び運動場の拡張を行う計画でございます。水色着色が今後発注予定の増築校舎の建築箇所でございます。赤色着色が本工事の工事範囲でございます。既存平家校舎と運動場には約 6 メートルの高低差がありますので、運動場から 2 メートルの高さに増築校舎を建築し、増築校舎の 2 階と既存の平家校舎を渡り廊下でつなぐ計画でございます。また、黄色着色が給食室の建設予定地でございます。給食室への搬入路として、町道古閑原上堀川線から取付け道路を整備する計画でございます。

主な工事概要としまして、現場打ち L 型擁壁工、高さ 2.4メートルから 5.5メートル、延長 31.4メートル、プレキャスト L 型擁壁工、高さ 0.55メートルから 2.4メートル、延長 117メートル、ブロック積み擁壁工、高さ 0.9メートルから 4 メートル、延長 109メートル、雨水排水工、給水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、コンクリート舗装工などの工事でございます。

黒色の破線で示しております南北方向の A の断面については 2 ページで御説明し、取付け道路の東西方向の B から E の断面については 3 ページで御説明します。

次の 2 ページの図面を御覧ください。

図面左側の上段が北側になります。ふれあいの森公園でございます。図面右側の下段が南側、町道古閑原上堀川線でございます。中央部に水色で表示しておりますのが、今後発注予定の増築校舎でございます。増築校舎の南側には高さ 2 メートルのプレキャスト L 型擁壁、北側には 4 メートルのブロック積み擁壁を本工事にて整備し、増築校舎の 2 階と既存平家校舎を渡

り廊下でつなぐ計画でございます。

次の３ページの図面を御覧ください。

取付け道路の断面図でございます。図面のＢ断面が取付け道路の起点側となりまして、南側の町道側でございます。図面のＥ断面が取付け道路の終点側になりまして、北側の給食室側でございます。図面のＣ断面の位置にて取付け道路と運動場の高さをすりつけ、約５メートル幅で車両の乗り入れ口を設ける計画でございます。青色着色につきましては、今後発注予定の工事範囲となります。赤色着色が本工事の範囲でございます。取付け道路の西側、民地側にはプレキャストＬ型擁壁、現場打ちＬ型擁壁を整備し、取付け道路の東側の学校側にはブロック積み擁壁、プレキャストＬ型擁壁、現場打ちＬ型擁壁を整備する計画でございます。あわせて、取付け道路には給水管、污水管、雨水管、電気配管などを埋設する計画でございます。

工期につきましては、令和３年６月１８日から令和３年１１月２６日までとしております。

菊陽北小学校増築事業は、児童数の増加に対応し、安全・安心で充実した教育環境づくりのための事業として、事故がないように十分に安全管理を行いながら進めてまいりますので、御理解と御協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（上田茂政君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、菊陽北小学校造成工事(1)の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、菊陽北小学校施設整備事業に係る土地の造成工事で、工種は土木一式工事となります。工事内容と設計金額から５月１３日の指名審査会の審議を経まして、町の格付ランクＡを有する７業者を指名しました。

指名競争入札は６月２日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった７番目の有限会社沢産業を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格１億２,１３３万円に対しまして、落札価格は１億１,８７４万５,０００円で、落札率は９７.８７％という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐藤竜巳君。

○１３番（佐藤竜巳君） ちょっとお尋ねします。

２型のブロック積みですが、Ｈが約９０センチから４メートルと書いてありますけども、私の記憶では、中部小学校のときには石垣をやめて、建物自体のところに積んでしたと思います。ただ、どちらの経費が安いのかという考えがありましたので、ちょっと質問させていただきま

す。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治君） 場所打ちの擁壁とブロック積みということでしょうか。すいません。

○13番（佐藤竜巳君） 中部小学校のとき、段差がかなりありまして、そここの裏を擁壁部分で多分埋立てやったと思います、石垣じゃなくて。この高さの4メートルも書いてあるでしょう、2号ブロックが。その経費がそちらのほうが安いのか、もともと建物が今度は建つのに、盛土してしたものの方がいいのかと検討があったかをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治君） すいません、2ページの図面を見ていただきたいと思います。

今佐藤議員からお話があった分につきましては、ちょうど中央部の増築校舎の北側になりますけれども、ブロック積み擁壁という2次製品のコンクリートブロックでの擁壁の構造を考えております。中部小のほうは、駐車場のほうは2次製品の大型ブロックと。それと、校舎につきましては場所打ちの逆T型擁壁で施工してるという中で、比較検討、経済的な話をしますと、ブロック積みのほうが安くなります。逆に、構造上、これをL型擁壁にしますと、既設校舎への土の影響が出まして、L型は検討できないと。逆に、T型の擁壁にしますと、今度は新しく建てる校舎のほうに影響が出まして、それでお金的にも構造的にも今の校舎をまだ運動場側に出さないかんというような状況がありまして、一番経済的であるブロック積み擁壁という形にしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 追加日程第2 議案第33号 指定管理者の指定について

○議長（上田茂政君） 追加日程第2、議案第33号指定管理者の指定についてを議題とします。

経済部長、説明を求めます。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） お疲れさまでございます。

議案第33号は、指定管理者の指定についてでございます。

本件は、菊陽町総合交流ターミナル及び菊陽町ふれあい農園の指定管理期間が令和4年3月31日をもって満了しますので、菊陽町総合交流ターミナル施設設置及び管理に関する条例第9条第1項及び菊陽町ふれあい農園の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定によりまして指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容について御説明申し上げます。

1、管理を行わせる公の施設の名称、菊陽町総合交流ターミナル及び菊陽町ふれあい農園。  
2、指定管理者となる団体、名称、有限会社さんふれあ、所在、熊本県菊池郡菊陽町大字原水5359番地。3、指定の期間、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間であります。

それでは、有限会社さんふれあを指定管理者として指定する理由について御説明申し上げます。

現在、菊陽町総合交流ターミナル及び菊陽町ふれあい農園については、有限会社さんふれあを指定管理者として指定しており、指定期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間としております。

これまでの指定管理者の指定に当たりましては、菊陽町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項第4号の規定で、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行う必要があるときは、公募によらず指定管理者を指定できると規定しております。

総合交流ターミナルは、その設置の目的を都市部住民と農村部住民との交流を通して農業の振興及び活性化に資する施設としており、地域特産物の展示販売、地域食材の加工及び提供、温泉の利用や町民の健康維持及び増進に関する事業を行うこととしており、公共性、公益性の高い施設運営を行っております。

一方、これまで施設の管理運営を担当してまいりました有限会社さんふれあは、平成15年4月に総合交流ターミナルの管理運営を目的として町の直営時代を支えてこられました菊池地域農業協同組合、菊陽町商工会、菊陽町畜産分区、熊本市酪農業協同組合、さん彩出荷協議会の5つの団体と町とが出資して設立しました。菊陽町の農業と商業を牽引する団体等で組織され、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理運営が図られると考えております。

令和4年4月からの指定管理につきましては、公募による指定管理者の選定について検討してまいりましたが、コロナ感染症の拡大、第4波の影響により、良好な条件の下での指定が困難な状況にあります。また、コロナ感染症の収束後の運営におきまして、これまで同様に健全な運営も期待できますし、健全運営であれば、公共性と企業性を併せ持つ組織体であり、地域

施策を展開する上でメリットの多い第三セクターでの運営が理想であると考えております。また、有限会社さんふれあでは、現在の指定管理期間において経営の改善を図っておりますが、組織内での経営陣の交代や現在休止しているレストランの再開など大きな課題を抱えており、これらの課題解決を図る上でも複数年度における期間が必要と考えております。よって、非公募により有限会社さんふれあを指定するものであります。指定期間につきましては、2年間とするものでございます。

次に、ふれあい農園についてでございます。

ふれあい農園は、総合交流ターミナル施設の北側に位置する農園であります。総合交流ターミナルの附帯施設として同じ指定管理者が同時に管理することが管理経営面においても合理的であり、利用者ニーズにも適切に対応できるものと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

西本友春君。

○5番（西本友春君） 今の説明では、この「さんふれあ」については、今支配人を公募しております、その方が決まってから、今からいわゆる立て直し、経営改善に向けて進むというときだと。その中で1点だけ、来年の4月1日からの指定の期間の任命をなぜ今この時期にしないかという理由が少し分からないので、その理由を教えてくださいと思います。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） あと3月31日まで期間がございますけれども、まず運営上の部分で、先ほども申されましたように、現在支配人の募集をやっております、既に選考を終えております。7名の応募者がございまして、支配人と支配人を補佐する職務を担当する者2名を内定したところでございます。面接の中で、短期間の雇用であれば家庭もあることから辞退したいという受験者もおられました。内定者2名の方におかれましても家庭をお持ちで、同様の不安を抱えておられるのも事実だろうというふうに思っております。お二方の不安を少しでも解消し、内定から採用へと進むよう本会議に6月議会で提案させていただいたところでございます。あわせまして、レストランの再開を検討する上でも今回で議決をお願いしたいというふうに思っているところでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 今と同じような質問になるんですけども、今の部長の説明は、支配人として採用された方の生活を確保するという意味で、向こう2年間、今からすると2年半以上確定をしたいというような説明だったと思うんですよ。種々説明されたことはもうそのとおりだろうと思うんですけども、ただちょっと順番が違うというのが僕の印象なんです。社長が辞めら

れる。まだ社長は不在。取締役会の中から社長が選ばれる。その経営体制と今度の採用される支配人の方の現場の運営がどうなるのかということについて全く示されていないんですよ。ですから、急ぐのであれば、そちらのほうをきちっと整えて提出するというのが先であれば、もっともっとスムーズにいくんじゃないかと思うんです。この辺が何で遅れてるのか、いつになったら僕の今懸念だなあというか、まだ示されていないなあと思うものが示されるのか、予定が分かればお答えいただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） もちろん支配人もそうでございますけども、レストランの運営も今後再建策の中で非常に重要なポイントとなってくると思います。レストランを直営でやる場合でも、再委託をする場合でも、長期間での計画というのがこれは不可欠であろうというふうに思われます。この点も支配人のみならず、レストランの再開だとかそういった部分についても、長期間をいただきながら改善策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

まず、取締役会において社長の退任、交代というものは決定されるというふうに思っておりますので、私そのものが取締役会に出ておりませんので、その内容は、すいません、把握しておりません。申し訳ございません。

支配人につきましては、もちろん支配人だけに頼るわけではございませんけども、組織をきちっとした形で運営するわけでございますもんですから、その上では早めの段階で支配人を決定していきたいということでございます。安心して暮らせるような、もちろん長期スパンとなれば約束はできませんけども、ある程度この期間の中で、まず今年はコロナ禍にありながら、その状況を把握しながら、きちっと我慢をしていただくと。そして、来年度に向けて計画を立てながら、来年度で運営を改善に導いていただきたいと。もしこれで駄目なら、大体公募作業に8か月から9か月かかります。こういった部分からいけば、令和5年度において適切に対応していきたいというふうに考えているところでございます。申し訳ございません。それだけでございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 今の僕の質問に部長が答えるのはなかなか適当じゃないと僕は思うんです。「さんふれあ」の取締役に就任される町長、副町長、お二人から議会に対して、さっき2,930万円余りの補填というものを可決をしましたので、今後も「さんふれあ」がどのように運営されるかというのは議会としては物すごく関心を持つところでございますので、その経営体制がどのようになるのか、支配人との、それから取締役会との関係がどのようになるのか、その取締役の一人として、会の議決がないからお答えできないかもしれませんが、取締役の一人としてどのように考えていらっしゃるのか、それはお示しいただけるんだろうと思います。よろしくお願いいたします。



○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この「さんふれあ」でありますけども、これはやはり今コロナ禍の中にあつて、このコロナ禍をどう乗り切っていくかというのが一番の課題であると思います。そういうことで、町がつくったその目的あたりはもうずっと何回も出てましたので省略しますけども、これをこのコロナ禍の中を乗り切っていけば、もともと採算が取れていったところにコロナ禍、それをリニューアル化してやった時期にコロナの感染がいろいろ広がってきたということで非常に今は厳しい状況にありますけども、コロナ禍を乗り切れば、もう「さんふれあ」というのは杉並木公園、大きな公園も持っておりますし、今体育館のほうも建築中ということで、将来的には非常に、また利便性のいいところであつて、その採算の見込みも出るということで、取締役会のほうでもそう見とるところであります。

そして、体制のほうも、こういう時期に社長の交代もあつて、どう乗り切っていくかということで、その次を担う人たちがどうかということで、今回、町内の中におられるこの若い人たちが今度は支配人と、それからそれを支える方が1人、もう内定はしておりますけども、こういう前後するところがあると言われますけども、その辺はぜひ御理解いただいて御承認賜りたいと思います。

特にレストランもどうするかということがありますが、この町内の中でも今大きな店で宴会場を持つとられたところも辞めていかれましたし、身近なところでは火の国ハイツですか、ここも閉じられるということでありますので、そういう多くのこの町内の中で、またコロナ禍が収まれば、いろんな会合等もあると思いますけども、そういうためにも備えていくために、ぜひここは本当に厳しい状況ではありますが、議員の皆様方の理解をいただきながらここを乗り切っていきたいと考えておりますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 1点だけお尋ねします。

先ほどお聞きしようかと思ったんですが、町長と副町長が取締役に就任されるということで、すけども、経済部長のこの「さんふれあ」に対する立ち位置はどうなるんでしょう。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） あくまでも有限会社さんふれあは独立した会社でございます。私は行政の担当、「さんふれあ」の指定管理関係を預かる担当部署の部長としております。内容によりまして、もちろん町長、副町長が取締役の中で発言権をお持ちになられて、経営権を持たれるわけでございます。あそこの施設は、何度も申し上げますけども、公共性を持っております。公共性を担保していると。こういった部分であるならば、行政面からのグリップといいますか、そういった部分でのきちんとした指導、そういったところも担うものというふうに思っております。ただ、公的資金を皆様方の御協力によりまして投入するということになります。こういったところはしっかり受けて、改善計画に向けて微力ではございますけども

努めさせていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 具体的なことですが、経済部長は取締役会議に出席するとか、立場もいろいろあると思いますが、オブザーバーで出席するとか、行政の一番実務を担当していらっしゃるわけですから、そこはどのように対処されるのか、お聞かせいただきたい。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 一応取締役会の中で、もちろん発言権はございません。その中に今後出席させていただくという形を取らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 1点御質問させていただきます。

こちらの指定管理者の指定についてです。来年度からの2年間、指定管理者として指定することになっておりますけども、以前、この1年間を見て公募をするというような話もあったのではないかというふうに記憶しております。これがまた指定管理者として指定することになりますけども、先ほど経済部長おっしゃられたように、健全な経営になるように持っていくということで、もちろんそうなるということがもう当然理想ではありますけれども、そうでなかった場合、公募にまた8か月ですか、かなり時間がかかるということでおっしゃってましたけども、そうすると次公募をするかどうかということを判断する時期というのはあと2年弱ぐらいになるのかなというふうに思いますが、その2年弱ぐらいでどの程度までいけば公募になるのか、あるいは公募せずにまた指定管理者にするのかという基準はあるんでしょうか。ある程度の基準があれば教えていただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 具体的な基準は今持っておりません。ただ、基本的に比較する部分というのは出てこようかと思います。隣の合志市の施設、それから類似施設が結構あるかと思います。こういった部分の改善のめど、比率、こういったところを十分注視していきたいというふうに考えているところでございます。

内容的には今年いっぱいコロナ禍ということで考えておりまして、来年度のこのコロナ状況がどうなるか分かりませんが、この回復状況を見ながら、回復すると思いますけども、その状況を見ながら、改善の他類似施設との比較をしながら判断してまいりたい。もちろん全員協議会、皆様方の御意見を聞きながら、こちらからも資料を開示しながら、そういったところを適切な判断をお願いをしたいと思いますし、こちらとしてもきちっとしたところで理由づけをつけながらお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 議案第33号について質問いたします。

多少質問がかぶるところがあるかもしれませんが、「さんふれあ」につきましては、社長が健康上あるいは家庭の事情で退任されたということで、今後の社長は取締役の中から選任したいという話でございました。そういうことで、今責任者がいない状態で支配人を募集をされたということですよ。当初支配人1人募集する計画であったと。ところが、採用面接の結果、2人の方が非常に優秀であったということで、2人を内定されたということですよ。当初1人の予定のところを2人採用するということは、当然そこには人件費がかさんできますよね。だから、最初の方針が既にもうスタートラインに立つ前にぶれているわけですよ。そういう経営戦略というのは、もうお粗末とは言いませんけども、ぶれにぶれてるというふうに私には見えます。

そして、支配人、正式に採用された後に、当然支配人の経営方針等も聞かれるかと思いますが、これは今回指定管理者を指定する議案を出されたというのは、ちょっと時期尚早じゃないかというふうに私は思っております。支配人を決定して、その方の経営方針なり、経営戦略なりを聞いて、取締役会で検討しながら様子を見、その後、この指定管理者の指定する議案を出されても私は遅くはないと思います。少し様子を見る必要があるというふうに私は感じてるんですけども、まだ、支配人さん面接されて、もう確かに優秀なんでしょう、かなり優秀っておっしゃってますから、実践をやはり見る必要もあると思うんです、実践を。そして、会社側と取締役側と協議しながら先々の方針を決めていくということが必要じゃないかというふうに私は思います。ですから、この6月定例会で議案を出すべきじゃなかったかなと私は今思ってるんですけども、例えば9月あるいは12月でも間に合うんじゃないかなと。そして、経営方針をびしやりと議会に示していただいて、具体的に、そうしてからの提案というのが一番適切じゃないかと。そうすべきと私は思っております。

今の質問に対して答えていただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 確かに議員おっしゃるとおり、この6月で出すのは時期尚早じゃないかというふうな部分の御意見賜りました。实际的に施設を動かすための人材、それとレストランというこれ一番お客様を呼ぶ力がある部門でございます。この2つの運営、それと計画、これをいち早く着手したいという思いからでございます。もちろん3月までで期限が切れますけども、その間にやれば十分事足りることはございますけども、先ほども申しましたように、人を選ぶ場合、あるいはその計画を決定、施策をつくる場合、短期間ではなかなか思うようにいかないという問題が多々ございます。そういったところを承知してはおりますけども、そういった部分で6月に提案させていただいたところでございます。議員さんおっしゃるとおり、そういった部分の指摘は心に命じまして、そういった指摘を受け、なおかつ改善に向けて邁進させていただきたいというふうに思うところでございます。どうか御理解をお願い

したいと思います。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 過去今までこの有限会社さんふれあの経営を専門家、経営コンサルタントなりに分析された経緯があるのか、またそのアドバイスを受けられた経緯があるのか、その辺をちょっと伺います。

こういった流通サービス業というのは非常に難しい事業であるわけですので、やはり苦しい経営を強いられてるんであれば、当然それは分析する必要があると思うんです。どこにどういう原因があるのか。もちろんコロナという影響も大きいでしょう。ただ、コロナのせいだけに私はしてもらいたくないんですよ。民間はこのコロナの中で休業もしくは時短営業を強いられて、自己責任において経営してるんですよ、借金しながら。そのところも十分考えていただきたい。全てをコロナ、コロナということで片づけてもらいたくないんですよ。当然会社の分析をして、学術的に方針を決めるべきと思うんです。その辺どうですか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） これもおっしゃるとおりでございます。内容的には公認会計士に経営分析、三セクに移行した段階から委託して、その分析なり御意見をいただくというようなところの方策は取っております。これがうまく今まで機能しとったかというのはちょっと私もはっきりは申し上げ切れないという、承知してませんので。今後はやはりもう再度そういった部分、そういった適切な意見が得られないのであれば、公認会計士も変える必要があると思います。当然おっしゃるとおり、やっぱり分析、情報、数字を見ながら、お客様の声を聞きながら、そういった部分で対処していくというのが適切であろうというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第33号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、そのほか整理を要する

ものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認め、お諮りしたとおりと決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和3年第2回菊陽町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後0時32分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 上 田 茂 政

菊陽町議会副議長 福 島 知 雄

菊陽町議会議員 布 田 悟

菊陽町議会議員 坂 本 秀 則

菊 陽 町 議 会 会 議 録
令和 3 年 第 2 回 6 月 定 例 会

令和 3 年 6 月 発 行

発行人 菊 陽 町 議 会 議 長 上 田 茂 政
編集人 菊陽町議会事務局長 東 桂一郎
印 刷 株式会社 きょうせい九州支社
電 話 (092) 831-0700 (代表)

菊 陽 町 議 会 事 務 局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電 話 (代) (096) 232-2111
議会事務局TEL (096) 232-4919